

点検・評価報告書

(2015年度「大学評価」申請用)

2015年4月
洗足学園音楽大学

目次

目次	1
序章	1
第1章 理念・目的	3
1. 現状の説明	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	4
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	4
2. 点検・評価	5
3. 将来に向けた発展方策	6
4. 根拠資料	6
第2章 教育研究組織	7
1. 現状の説明	7
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	7
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	8
2. 点検・評価	9
3. 将来に向けた発展方策	9
4. 根拠資料	10
第3章 教員・教員組織	12
1. 現状の説明	12
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	12
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	13
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	14
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	14
2. 点検・評価	16
3. 将来に向けた発展方策	17
4. 根拠資料	17

第4章 教育内容・方法・成果(1)教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針	20
1. 現状の説明	20
(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	20
(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	21
(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	23
(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	23
2. 点検・評価	23
3. 将来に向けた発展方策	24
4. 根拠資料	24
第4章 教育内容・方法・成果(2)教育課程・教育内容	26
1. 現状の説明	26
(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	26
(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	27
2. 点検・評価	29
3. 将来に向けた発展方策	30
4. 根拠資料	30
第4章 教育内容・方法・成果(3)教育方法	32
1. 現状の説明	32
(1)教育方法および学習指導は適切か。	32
(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。	34
(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。	35
(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	36
2. 点検・評価	37
3. 将来に向けた発展方策	38
4. 根拠資料	39
第4章 教育内容・方法・成果(4)成果	41
1. 現状の説明	41
(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。	41

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	43
2. 点検・評価	44
3. 将来に向けた発展方策	44
4. 根拠資料	45
第5章 学生の受け入れ	47
1. 現状の説明	47
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	47
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	50
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	51
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。	52
2. 点検・評価	52
3. 将来に向けた発展方策	53
4. 根拠資料	54
第6章 学生支援	56
1. 現状の説明	56
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	56
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	56
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	57
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	59
2. 点検・評価	59
3. 将来に向けた発展方策	61
4. 根拠資料	61
第7章 教育研究等環境	64
1. 現状の説明	64
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	64
(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	64
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	65
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	66
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	67

2. 点検・評価	67
3. 将来に向けた発展方策	69
4. 根拠資料.....	70
第8章 社会連携・社会貢献.....	72
1. 現状の説明	72
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	72
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	72
2. 点検・評価	74
3. 将来に向けた発展方策	76
4. 根拠資料.....	77
第9章 管理運営・財務(1) 管理運営	78
1. 現状の説明	78
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	78
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	79
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	80
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	80
2. 点検・評価	81
3. 将来に向けた発展方策	82
4. 根拠資料.....	83
第9章 管理運営・財務(2) 財務.....	86
1. 現状の説明	86
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	86
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	87
2. 点検・評価	88
3. 将来に向けた発展方策	89
4. 根拠資料.....	90
第10章 内部質保証	92
1. 現状の説明	92
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	92

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	93
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	94
2. 点検・評価	95
3. 将来に向けた発展方策	96
4. 根拠資料	97
終章	99

序章

21 世紀に入り、知識、情報、技術の活用が様々な領域での活動の基礎となる「知識基盤社会」の到来が指摘される中で、ICT の普及等により、加速度的にグローバル化が進み、日本の社会、経済、文化に大きな影響を与える等、社会を巡る環境が大きく変化してきている。大学においては、グローバル人材の育成、教育・研究を通じたイノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化への貢献等が、これまで以上に期待されている。また、大学におけるステークホルダーである学生や教員・職員、保護者や卒業生、地域社会や各種団体・企業に対して、社会からの付託に応える教育研究を展開し、社会的責任を果たすことが求められている。

洗足学園音楽大学は、1924 年（大正 13 年）、創設者の前田若尾が東京府荏原郡平塚村（現在の品川区小山 2 丁目付近）に設立した平塚裁縫女学校を起源とし、「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」が、本学の建学の精神である。創設者前田若尾の念願を体し、建学の精神に基づき、教育基本法の精神の通り、学生の人格を陶冶している。現在は 1 学部 1 学科、1 研究科、3 附属研究所を擁し、神奈川県川崎市に溝の口キャンパスを置いている。溝の口キャンパスには、同じ建学の精神に基づき教育を行う洗足こども短期大学があり、学校法人洗足学園は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学・大学院を設置している。

本学は、1992 年度に「洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程」を制定、実施体制を整備し、自己点検・評価活動を継続して実施している。

2010 年 6 月の自己点検・評価委員会において、3 つの方針を確認している。3 つの方針とは、①公共性の高い高等教育機関としての責務として、対「社会的な説明責任」を果たす②「認証評価のための」基礎的情報を提供する③教育研究活動の活性化と「質の向上」に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得る、である。また、本学「自己点検・評価委員会規程」において、洗足学園音楽大学・大学院の教育研究水準の向上に資するため自己点検・評価委員会を組織し運営方法を定めるとしている。

自己点検・評価委員会の組織は、2009 年度まで副学長を議長としてきたが、2010 年度からは学長を議長とする組織に変更し、大学トップの強いリーダーシップを発揮しやすい環境を整備し、大学全体の自己点検・評価体制を強化している。2014 年度の自己点検・評価委員会の組織は、学長を議長とし、副学長兼研究科長、副学長 2 名、学部長、専攻科長、各コースの責任者等の教授 15 名、事務局長の計 22 名で構成している。審議する事項としては、①点検・評価の実施項目の決定、②点検実施者の決定、③点検の指示、④評価基準の策定、⑤点検の実施・点検結果の聴取、⑥評価の実施、⑦評価結果について教授会への報告、⑧その他点検・評価に必要な事項の調査・審議、である。

2009 年度に大学基準協会の評価結果を受けて講じた改善・改革活動については以下のとおりである。

2010 年度と 2011 年度の自己点検・評価は、大学基準協会から指摘を受けた「必ず実現すべき改善事項の 4 項目」「一層の改善が期待される事項の 23 項目」において、達成率評価を行った。原因分析を含めた現況と到達目標との照合・自己評価の実施により、問題点が明らかになるとともに、年々改善した。

2012 年度は、大学基準協会から示されている点検・評価項目、評価の視点に基づいて点検・評価を行い、評定については S・A・B・C の基準にて評価を行った。大学基準協会第 2 クールでの初めての評価であることから、評定そのものより、現状の棚卸を行い、不足していることを認識するとともに今後活かすことを採決している。

2013 年度並びに 2014 年度は、2015 年度大学基準協会認証評価を受けるにあたり、その準備として、大学基準協会から示されている点検・評価項目、第 1 章 理念・目的、第 2 章 教育研究組織、第 3 章 教員・教員組織、第 4 章 教育内容・方法・成果、第 5 章 学生の受

け入れ、第6章 学生支援、第7章 教育研究等環境、第8章 社会連携・社会貢献、第9章 管理運営・財務、第10章 内部質保証について、評価の視点、留意すべき事項を参考としながら点検・評価を実施している。以上のように自己点検・評価については、点検・評価の実施項目、評価基準、評価方法が年度によって違うことはあるが、内部質保証システムを確立させるために実施しており、自己点検・評価が機能している。

建学の精神に基づき、学生の人格を陶冶するに当たり、心身の健康増進につとめる、穏健中正な人生観をもつ確固たる信念の樹立、敬愛、自主の精神の確立、豊かな情操、適正な判断力の涵養、質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成、「理想は高遠に、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめることに留意しながら、本学における自己点検・評価活動は、基準ごとに方針に基づいた活動を検証するための責任主体・組織、権限、手続きを明確にすると共に、その検証結果を改善につなげ、根拠資料を用いながら適切性を証明することにより内部質保証システムを確立することである。今後は、客観的なデータや資料に基づいて方針や目標を踏まえながら点検・評価を行い、改善・改革活動につなげるという意識を醸成していくと共に、その活動内容や結果について学内関係者は勿論、広く社会に情報公開・発信し、説明責任を果たしていきたいと考えている。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

<1>大学全体

洗足学園は、1924年創設者の前田若尾が東京府荏原郡平塚村に設立した平塚裁縫女学校を前身とする。1967年には、現在の溝の口キャンパスに洗足学園大学音楽学部を、2000年には洗足学園大学大学院音楽研究科を設置し、2003年には、大学の名称を洗足学園音楽大学へと変更した。横浜キャンパスの供用を2008年度で終了し、2009年度以降は溝の口キャンパスのみを使用している。【根拠1-1, 大学基礎データ表1】2014年5月1日現在の学生数は、音楽学部1,636名、音楽専攻科2名、音楽研究科76名である。【大学基礎データ表4】

「若き学徒をして、真の人生の目的に目覚めさせ、さらに人間の天職を悟らせ、謙虚にして慈愛に満ちた心情（謙愛の徳）を養い、気品高く、かつ実行力に富む有為な人物を育成する。」が、本学の建学の精神である。創設者前田若尾の念願を体し、建学の精神に基づき、教育基本法の精神にのっとり、特に次の諸点に留意して、学生の人格を陶冶している。

1. 心身の健康増進につとめる
2. 穏健中正な人生観をもつ確固たる信念の樹立
3. 敬愛、自主の精神の確立
4. 豊かな情操、適正な判断力の涵養
5. 質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成
6. 「理想は高遠に、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめる【根拠1-2】

大学の目的は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く専門の学芸を教授研究し、その応用的能力を展開させるとともに、幅広く深い教養を培い、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的としている。【根拠1-3 第2条】この建学の精神、建学の精神に基づく思想、大学の目的等については、創立90年を迎える今日においても価値を失うものではなく、このような人材を養成し、輩出してきた実績からみても、理念・目的は適切であったと言える。【根拠1-4, 5】社会構造が様々に変化し、多様化・高度化・国際化する社会において、建学の精神、建学の精神に基づく思想、大学の目的等により、教育研究の充実化・高度化を図り、本学独自の個性化を推進している。

<2>音楽学部

音楽学部は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標としている。

- ①音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達すること。
- ②世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイマジネーションを醸成し、幅広い視野を持った人材となること。
- ③数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応

力、問題解決力、コミュニケーション能力を培うこと。

- ④教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を涵養すること。

<3>音楽研究科

音楽研究科は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、次の各号にかかげる事項を教育目標としている。

- ①プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。
- ②幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。
- ③各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。【根拠 1-6 第2条】

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

建学の精神の基礎について、聖書を引用して、毎年、霊南坂教会の牧師が入学式にて講話を行っている。【根拠 1-7】入学式の学長式辞、新入生オリエンテーションや新任教員対象の説明会、新任事務職員研修においても、改めて本学の建学の精神、教育理念について説明を行い、十分な理解を促している。【根拠 1-8~10】他には毎年10月に本学創設者である前田若尾の遺徳を称える墓前祭を東京・青山霊園にて開催しており、幼稚園から大学・大学院在籍の園児・児童・生徒・学生、および教職員の代表者が献花を行うが、その際にも理事長から創設者の教育に対する想いについて講話があり、この建学の精神は、脈々と受け継がれてきている。【根拠 1-11】また、建学の精神は、ホームページにも概要を公開しており、教職員および学生に周知している。受験生を含む社会一般の人々に対してもホームページのほか入学試験要項に公開している。【根拠 1-12, 1-13】大学の目的も、ホームページ、入学試験要項に公開しており、教員、職員、学生および社会一般に周知している。【根拠 1-14】

<2>音楽学部

音楽学部の人材養成及び教育研究上の目的は、ホームページ、入学試験要項に公開しており、教員、職員、学生および社会一般に周知している。

<3>音楽研究科

音楽研究科の人材養成および教育研究上の目的は、ホームページおよびリーフレットに公開しており、教員、職員、学生および社会一般に周知している。同様に専攻別人材養成目的についても、ホームページおよびリーフレットに公開し、周知している。【根拠 1-15, 16】

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

大学全体の理念・目的の検証を行う機関としては、学部教授会、大学院教授会及び理事会が役割を担っている。【根拠 1-17,18】本学は、建学の精神を出発点としながら、1967年開学し、大学の目的を定めた。その後、時代の変遷にあわせて工夫し、調整をしながら、随時見直しを行い、1992年に変更し現在の大学の目的となっている。【根拠 1-19】

＜2＞音楽学部

音楽学部の人材養成及び教育研究上の目的は、2010年に学長、研究科長、学部長、専攻科長、事務局長、申請業務室長等のメンバーにより検討を重ね、建学の精神、大学の目的から派生する指針、実情、社会の要請等を勘案して原案を作成した。この原案を基に、学部教授会および理事会において決議し、学則変更を行った。【根拠 1-20】2011年以降は、自己点検・評価委員会において、人材養成及び教育研究上の目的の内容と明示について確認している。【根拠 1-21】

＜3＞音楽研究科

音楽研究科の人材養成及び教育研究上の目的も音楽学部と同様に、検討を重ね、原案を作成した。この原案を基に、大学院教授会および理事会において決議し、学則変更を行った。【根拠 1-22】2011年以降は、自己点検・評価委員会において、人材養成及び教育研究上の目的の内容と明示について確認している。

2. 点検・評価

●基準1の充足状況

大学・学部・研究科の理念、目的は、建学の精神に基づいて適切に設定され、教員、職員、学生及び社会一般に周知していること、自己点検・評価委員会において定期的に検証を行っていることから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

「理想は高遠に、実行は卑近に」という実践標語に代表される建学の精神は、創設90年に至る現在においても脈々と受け継がれており、本学の教育を推進する上で重要な礎となるとともに、具体的な実践に結びついている。また、活躍する範囲、分野、場面は着実に拡大していることからその有効性を示している。また、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的もホームページ、リーフレットおよび入学試験要項等において公開し、広く周知している。プロのオーケストラ楽団員、第一線で活躍するミュージシャン、作曲家、ミュージカル俳優、海上自衛隊音楽隊など、活躍する範囲、分野、場面が着実に拡大していることは、これらの方法が適切であること、有効性に寄与していることの証でもある。

②改善すべき事項

建学の精神に基づく、「心身の健康増進につとめる」「穏健中正な人生観をもつ確固たる信念の樹立」「敬愛、自主の精神の確立」「豊かな情操、適正な判断力の涵養」「質素、勤労愛好、進んで奉仕する主体的行動の育成」「理想は高遠に、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめる」等の思想は、今後も益々重要な考え方である。一方で中央教育審議会から示された答申にあるように、社会一般からは「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティーネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を求められている。建学の精神、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的に基づいた教育改革をどのように進めるかが課題である。

なお、履修要項、学校案内等には、建学の精神、大学の目的、人材養成及び教育研究上

の目的が示されていないので、改善すべきある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

洗足学園は2014年創立90周年を迎え、建学の精神およびそれに付随する思想についてより広く周知するよう取り組む。大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的についても、入学式の学長式辞、新入生オリエンテーションや新任教員対象の説明会、新任事務職員研修、本学ホームページに限らず、より積極的に周知できるように取り組む。

②改善すべき事項

建学の精神、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的に基づいた教育改革については、学長、副学長、研究科長等の特別ワーキンググループ並びに外部有識者の助言を取り纏め、FD委員会、カリキュラム委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会、学部教授会、大学院教授会および理事会等において検討に着手する。

履修要項、学校案内等に建学の精神、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的が示されていないことについては、履修要項が学内ポータルサイトへ移行していることから、2015年度までに学内ポータルサイトに掲載するよう改善する。

4. 根拠資料

- 1-1 学園の沿革(HP掲載画面)、洗足学園音楽大学研究組織
- 1-2 建学の精神(HP掲載画面)
- 1-3 洗足学園音楽大学学則2014
- 1-4 SENZOKU2014(学校案内)
- ジャズ、ミュージカル、音楽・音響デザイン、ロック&ポップス・専攻科
- 1-5 SENZOKU2015(学校案内)
- ジャズ、ミュージカル、音楽・音響デザイン、ロック&ポップス・専攻科
- 1-6 洗足学園音楽大学大学院学則2014
- 1-7 平成26年度入学式のご案内・入学式進行表
- 1-8 平成26年度入学式式辞・新入生オリエンテーション
- 1-9 平成26年度教員説明会 議事録
- 1-10 新任研修会資料(抜粋)
- 1-11 2015・2016 墓前祭次第
- 1-12 入学試験要項2014(抜粋)
- 1-13 入学試験要項2015(抜粋)
- 1-14 教育情報DataBook2014(HP掲載画面)
- 1-15 洗足学園音楽大学大学院リーフレット2014
- 1-16 洗足学園音楽大学大学院リーフレット2015
- 1-17 洗足学園音楽大学教授会規程
- 1-18 学校法人洗足学園寄附行為
- 1-19 1992年学則変更届
- 1-20 2010年8月学則変更届
- 1-21 2011年4月～2014年4月自己点検評価委員会議題・点検評価項目
- 1-22 2010年8月大学大学院学則変更届

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1)大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、教育目的を達成するために、音楽学部を中心に音楽専攻科、音楽研究科、附属研究所からなる教育研究組織を構成している。【2-1 第2条, 大学基礎データ表1】

音楽学部は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」を実践することで、人生の目的、本当の自分を見出し、豊かな人間性と実行力を備え自立した人間を育成することを目的としている。1967年の音楽学部設置当初は、音楽学科に4つの専攻（作曲、器楽、声楽、音楽教育）を設置する組織構成として、教育理念・目的の実現を進めてきた。しかしながら、学修内容の多様化に伴い、4つの専攻では収まりきれないケースが増加してきたことなどの理由から、よりきめ細かな枠組みとしてコース制を導入した。【根拠 2-2】学習内容の多様化に対応して、コースの数も増加し、2014年5月1日現在で18コースとなっている。【根拠 2-3 p8】

音楽専攻科は、1年制の課程で、専門分野の研究及び卒業後の活動についての具体的な準備を大きな目的とし、学部での基礎的な学修を踏まえ、さらに研鑽を積みたい、という希望のある者を受け入れている。【根拠 2-4】そのため、従来の学部組織をほぼ踏襲し、設置当初から3専攻（作曲、器楽、声楽）の中に、9つのコース（作曲、音楽学、ピアノ、オルガン、電子オルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、声楽）を設置する組織構成としている。

音楽研究科は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的としており、大学4年間で培った専門分野の更なる研究と、学生1人ひとりの目標を深く追求するため、一層個別性の高い指導を行っている。【根拠 2-5 第2条】教育研究組織としては、4専攻（作曲、器楽、声楽、音楽教育学）に、13のコース（作曲、音楽・音響デザイン、音楽学、ピアノ、オルガン、電子オルガン、管楽器、弦楽器、打楽器、和楽器、声楽、音楽教育学、音楽療法）を設置している。【根拠 2-6】

附属研究所については、2011年度に教育研究上の役割や社会的な意義、活動状況、今後の展望など、様々な観点から検討し、オペラ研究所、合唱音楽研究所、指揮研究所、音楽工学研究所、ピアノ演奏研究所の5研究所については、廃止し、現代邦楽研究所を本学の附属研究所として新しく設置した。【根拠 2-7,8】また、2014年度に音楽療法研究所を廃止した。【根拠 2-9】一方、音楽感受研究所を新しく設置した。打楽器研究所においては、2007年度より音楽感受研究室を設置し、健聴者および聴覚障害者（主に人工内耳装用者）の音楽聴取に関する研究活動を実施してきた。音楽感受研究室の研究活動は次第に広範となり、音楽感受研究所として打楽器研究所から分離独立させ、その研究活動をより深化充実させることとした。【根拠 2-10~12】なお、本学の教育研究組織は、大学院音楽研究科、音楽学部音楽学科、音楽専攻科、附属研究所、附属図書館、附属教職センターとなっている。【根拠

2-13】

音楽学部は、音楽学科という単一の組織に18に亘る多様なコースを設置し、主科を専門的に学ぶと共に、多面的な学修も可能となる編成としている。志願者の動向に従って柔軟に対応するため、コースに定員設定が無い他、コースにおける教育課程は必修科目が精選されることにより幅広い選択が可能な体系であり、教育理念・目的に即した教育研究組織といえる。実際の学修指導等はコース単位ではなく、学生一人ひとりへの対応に重きを置いているため、入学者選抜時のグルーピング、室内楽やオーケストラ等の組織編成、教員の配置、履修指導、教室の配当などといった、学生の利便性や教育研究活動の運営上の効率化が、コースの実質的な役割となってきたのが現状である。【根拠 2-14】また、教育研究活動は学生の個性、創造性に対応して一層多様化しており、コースの枠を超えることも多くなっている。例えば、作編曲と演奏に関する学修を同時に行いたい、という学生も出てきており、そのような要望には「総合音楽コース」という、学修面において、さらに柔軟性の高いコースで対応している。【根拠 2-15】コースは、学生の個性、創造性の多様化や、音楽界の動向などに鑑み、社会の要請に応えるべく、積極的に新しいジャンルを取り込んでいる。すなわち、2000年度にジャズ、2001年度に音楽療法、2003年度にジャズヴォーカル、2005年度に現代邦楽、2006年度にミュージカル、2009年度ロック&ポップスなど、学生にとっての選択の幅を拡大している。【根拠 2-16】音楽専攻科の教育研究組織も、学生一人ひとりに対応した学修指導が中心となってきた。【根拠 2-17】

音楽研究科では学部以上に、学生一人ひとりに対応した専門的、かつ個別性が高い研究活動を行っており、学生の利便性や、研究活動の効率性を確保するために、専攻やコースを区分している。【根拠 2-18~20】

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

音楽学部は、18に亘る多様なコースを設置しているが、2015年度のカリキュラム改定に伴い、2010年度から募集を停止している音楽学コース・音楽療法コースを廃止し、バレエコースを新設することとした。音楽専攻科は、学納金の減額、必修科目・専門科目を見直しカリキュラムを改定し、音楽研究科においても、13のコースが設置されているが、学士課程における教育内容との連動性を前提に大学院研究科の教育課程を構成していることから、音楽学コース・音楽療法コースを廃止した。これらの学則変更については、2014年7月の学部教授会・大学院教授会・理事会において決議し、文部科学省に届出をしている。

【根拠 2-21, 22】

附属研究所については、廃止・新設を行うことを2010年7月、2013年7月、12月の学部教授会・理事会において決議し、併せて文部科学省に学則変更を届出し、それぞれの研究所規程および研究所長規程を整備した。【根拠 2-23~28】

「洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程」を定め、2011年度以降は、自己点検・評価委員会において、大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織の適切性について検証を行っている。【根拠 2-29~33】具体的には、2013年6月、2014年7月の自己点検・評価委員会において、①大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか、②教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか、について審議している。

【根拠 2-34】

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

大学の音楽学部におけるコースについて、学生の個性、創造性の多様化や、音楽界の動向などに鑑み、社会の要請に応えるべく、積極的に新しいジャンルを取り込んでいること、音楽研究科においては、学生の利便性や、研究活動の効率性を確保するために、専攻やコースを区分していること、附属研究所は、教育研究上の役割や社会的な意義、活動状況、今後の展望を踏まえて新設・廃止を不断に行っていることは、理念・目的に照らして適切なものであり、教育研究組織の適切性についても、自己点検・評価委員会において定期的に検証を行っていることから同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

理念・目的と照らし合わせ、社会の要請に応えるために2014年度は、音楽学部には18コース、音楽専攻科に9コース、音楽研究科に13コース、附属研究所に3研究所の教育研究組織となっている。音楽学部の教育研究組織については、音楽学部音楽学科という単一組織のコース制の下、幅広い選択を可能とする、学生一人ひとりに対応した多様な学修を推進してきた。学生は自己の学修目的に合わせて、所属コースのレッスン担当教員だけでなく、合奏授業、演奏会実習などを通じ、複数の教員から多面的な指導を受けている。また、主体的な学修を推進するべく、アカデミック・プロデューサー制度、アカデミック・アドバイザー制度を導入している。【根拠 2-35】

音楽研究科の教育研究組織については、学部より一層専門性、個性が高い研究活動を行っており、専攻やコース単位ではなく、学生一人ひとりに即した研究活動が行われている。

これらの教育研究組織を充実させ、強化したことにより、一定の効果が上がっている。

具体的には、音楽学部においては、主科のコースを主軸としながらも、副科や合奏授業の受講により、横断的に個々の学生の方向性に合わせて選択して学修し、更には、その学習成果発表の場である演奏会を開催する過程で、様々な社会人基礎力を身に着けるといふ研鑽を日々積んでいる。

音楽研究科においては、より専門的・個別的な研究活動の成果として、大学院リサイタルシリーズ、大学院研究・修了演奏会等、年間30本余りの演奏会を開催している。【根拠 2-36】それぞれの研究課題を進めていく中で、演奏のみならず、副論文や1年生の研究課題を充実させるため、副論文指導教員とレッスン担当教員の連携強化を図り、毎年論文発表会を開催するなど、少しずつ効果が上がってきている。【根拠 2-37】

②改善すべき事項

学生一人ひとりに即した教育の実現が可能な組織構成となっているが、きめ細かな教育を行うために教職員と学生のコミュニケーションがより一層綿密になることが求められている。また、本学の教育研究組織は、音楽学部、音楽専攻科、音楽研究科および附属研究所で構成されているが、横断的な連携体制の構築と拡充が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

音楽学部については、学生一人ひとりに対応した多様な学修を推進し、自己の学修目的に合わせて複数の教員から多面的な指導を受ける体制を継続し、様々な社会人基礎力を身

に着けるよう取組むとともに、音楽研究科については、音楽学部より一層専門性、個性が高く、学生一人ひとりに即した研究活動が行われるよう強化、充実していく。

音楽学部は、音楽学科という単一組織のコース制を基にコースを設置しているが、理念・目的および社会の要請に対応すべくコースの新設・廃止を随時行う。2014年度においては、既に学生募集を停止している音楽学、音楽療法コースを廃止、バレエコースを新設するなど、教育研究活動の多様化および受験生のニーズ等によるコースの新設に着手しているが、今後も音楽学部、音楽専攻科、音楽研究科および附属研究所の教育研究組織について見直し、検討を継続する。

②改善すべき事項

音楽学部のアカデミック・プロデューサー制度、アカデミック・アドバイザー制度を充実させ、主体的な学修を推進し、教員と学生のコミュニケーションの向上を図る。

2015年度においては、音楽学部17コース、音楽専攻科9コース、音楽研究科13コース、附属研究所3研究所あるが、すべてのコース・附属研究所に共通して設置しているのは、打楽器コースのみである。打楽器コースにおいて、音楽学部、音楽専攻科、音楽研究科、附属研究所それぞれの教育研究上の役割・目的を明確にし、連携体制について検討する。また、音楽学部と音楽研究科において共通して設置しているのは、作曲コース、音楽・音響デザインコースなど12コースあり、学士課程における教育内容との連動性を前提に音楽研究科の教育課程を構成していることから、改めて連携体制を見直し、学生の利便性や研究活動の効率性を確保できるよう取り組んで行く。

4. 根拠資料

- 2-1(既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014
- 2-2 2007年6月学則変更届
- 2-3 音楽学部履修要項 2014(抜粋)
- 2-4 専攻科について(HP 抜粋)・リーフレット
- 2-5(既出 1-6) 洗足学園音楽大学院学則 2014
- 2-6 大学院履修要項 2014(抜粋)
- 2-7(既出 1-20) 2010年8月学則変更届
- 2-8 現代邦楽研究所(HP 掲載画面)・現代邦楽研究所平成25年度活動報告書
- 2-9 2013年7月学則変更届
- 2-10 2013年12月学則変更届
- 2-11 打楽器研究所(HP 掲載画面)・平成25年度打楽器研究所業務報告書
- 2-12 音楽感受研究所(HP 掲載画面)・設立趣意書・2013年度研究活動報告書
- 2-13(既出 1-1) 学園の沿革(HP 掲載画面)、洗足学園音楽大学研究組織
- 2-14 2014年度合奏・合唱授業関連指導教員一覧
- 2-15 総合音楽コース特色(HP 掲載画面)
- 2-16 2014年5月コース別学生数
- 2-17 専攻科チラシ 2015年度
- 2-18 高い自由度を持ったカリキュラム(HP 掲載画面)
- 2-19 (既出 1-15) 洗足学園音楽大学大学院リーフレット 2014
- 2-20 (既出 1-16) 洗足学園音楽大学大学院リーフレット 2015

- 2-21 2014年7月学部学則変更届
- 2-22 2014年7月大学院学則変更届
- 2-23 洗足学園音楽大学打楽器研究所規程
- 2-24 洗足学園音楽大学現代邦楽研究所規程
- 2-25 洗足学園音楽大学音楽感受研究所規程
- 2-26 洗足学園音楽大学打楽器研究所長規程
- 2-27 洗足学園音楽大学現代邦楽研究所長規程
- 2-28 洗足学園音楽大学音楽感受研究所長規程
- 2-29 洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程
- 2-30 2012年3月自己点検・評価委員会議事録
- 2-31 2013年3月自己点検・評価委員会議事録
- 2-32 2013年6月自己点検・評価委員会議事録
- 2-33 2014年4月自己点検・評価委員会議事録
- 2-34 2013年6月自己点検委員会議事録・資料
- 2-35 AP・AA (HP 教育情報の公表抜粋)
- 2-36 2014年度大学院演奏会一覧
- 2-37 2014年度修士論文(副論文)一覧

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

<1>大学全体

教員に求める能力・資質等の明確化について、音楽学部の専任教員に対しては、「洗足学園音楽大学教員人事規程・教員の任期に関する規程・専任教員選考規程・専任教員審査基準・専任教員の任期更新審査基準」を規程として定めている。また、音楽研究科の専任教員に対しては、「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程・大学院専任教員選考規程・大学院専任教員審査基準・大学院専任教員の任期更新審査基準・大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程・大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準」を規程として定めている。【根拠 3-1~11】具体的には、専任の教授・准教授・講師・助教の資格をそれぞれ定め、専攻分野において優れた知識又は経験を有すると認められる者、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者としている。特に核となる教員には上記の資格だけでなく、人格が高潔で、学識が優れ、芸術に対して深い理解を持ち、かつ、本学における教育研究活動・組織を統括・運営できる能力を有すると認められる者としている。専任教員審査の領域としては、研究業績の審査項目、社会貢献・文化活動の審査項目及び審査基準を定め、これに準拠して人事委員会にて審査し、教授会での審議の上、決定している。【根拠 3-12~14】

教員組織の編成方針は、18 コースそれぞれの音楽分野と、理論・教職科目等コースに共通する分野に秀でている者を教員として任用し、学生数を考慮した編成をしている。

学校法人としては、就業規則において、規則を遵守し、一致協力して学園の発展に寄与しなければならない旨、定めている。【根拠 3-15】

教員の組織的な連携体制については、委員会組織にて当該諸問題について検討を重ね、教授会で審議・承認、事案によっては、学園理事会にて審議・承認とする体制としている。

【根拠 3-16 第12章, 3-17~21】教育研究に係る責任の所在については、「洗足学園音楽大学教員人事規程」にて、教員の職務を明記しており、教員はこれに従った責務を全うしている。

<2>音楽学部

音楽学部は、人材養成及び教育研究上の目的を実現する為に、適切な教員組織を恒常的に整備している。具体的には、18 コースが独自の専門科目を有する為、各コースを代表・統括する責任教員を配置している。この責任教員はアカデミック・プロデューサー(AP)と呼ばれており、「キャリア形成」を支援し学生を卒業まで「一貫指導」する一方、各コースの教育・指導方針の策定などの業務を行っている。【根拠 3-22~24】AP 統括の下、各コースより選出されたアカデミック・アドバイザー(AA)を務める教員 52 名を配置している。このAA は、一人当たり 40 名程度の学生を担当し、個人の専門知識を活かしながら、履修および修学アドバイジングなど、学生生活の支援を行っている。【根拠 3-25, 26】一方、全学的な委員会組織にて、諸問題の解決、18 コース間の連携を定例的に行い、AP・AA を通じて学生から聴取した問題等について審議するなど、全方位の連携体制を構築している。【根拠 3-27】

<3>音楽研究科

音楽研究科は、音楽学部と同様に、適切な教員組織を恒常的に整備している。【根拠 3-28】

第39条】教員の連携体制については、全学的な委員会組織を以て整備しているが、さらに、大学院独自の委員会及び下部組織となるワーキンググループにて、大学院の研究活動に係る事項について検討を重ねている。【根拠 3-29】大学院の教育目的は、「プロフェッショナルな演奏家、研究者の育成」であり、教員の役割は学生の自立的な研究活動を側面から指導する事が主となっているが、学生一人ひとりの研究テーマに即した教育課程を可能にする為、手厚い指導体制を取っている。【根拠 3-30】個人レッスン、論文指導（副論文指導）は、マンツーマンの個人指導により行っており、各コースには、研究指導教員・研究指導補助教員を配置し、学生個々の研究テーマに合った学修計画のアドバイスをを行っている。【根拠 3-31】研究指導教員は、学生との協議の上、学部では経験出来ない授業、特別レッスン等を企画し、国内外から第一線で活躍する演奏家を招聘する等、いわば研究コーディネーターとしての役割も果たしている。【根拠 3-32, 33】

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

<1>大学全体

音楽学部及び音楽研究科の教員組織については、設置基準上の必要専任教員数を上回る教員を配置しており、音楽学部・音楽研究科の教育課程に相応しい教員組織が整備されていると考える。【大学基礎データ表2】

<2>音楽学部

音楽学部では、「洗足学園音楽大学教員人事規程」に則り、人事委員会にて定期的に教員組織の整備を行っている。授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みについては、カリキュラム委員会にて、カリキュラムの制定・改廃及びこれに伴う教員配置について問題提起を行い、必要に応じ人事委員会にて審議・承認の上、教授会に諮り、最終的に教授会が決定している。【根拠 3-34】

音楽学部の教員組織は、大学設置基準における基準専任教員数 37 名を超える専任教員 68 名（学長 1 名を除く）と、757 名の兼任教員により構成されており、専任教員一人あたりに対する学生数は約 24.1 名と極めて細やかな指導体制を取っている。【大学基礎データ表 4】これは、音楽大学の特性として、カリキュラムがレッスン主体であるため、各コース・各楽器に相当数の教員を配置することが必須となるためである。また、本学が教育理念・目的を達成する為に設定した「主体的な学び」の実践に向けて、学生の主体性を尊重した幅広い選択が可能な体系、配慮の行き届いた指導を可能とする為の効果的な学修サポートシステムを構築するためである。【根拠 3-35】具体的には、教育課程において多数の選択科目を開講していること、中核科目と位置づけている 1 対 1 のレッスン（各コースの奏法研究等）において、幅広い選択肢（担当教員）を用意していること、同じく中核科目である合奏・アンサンブル授業（オーケストラ研究他）や音楽理論（和声学、ソルフェージュ等）に、きめ細やかな指導を行える布陣を揃えていることである。【根拠 3-36~39】レッスンについては、専任教員以外にも、第一線の現役の演奏家を多数兼任教員としていることから、学生は、幅広い選択肢の中からレッスン担当教員を選ぶ事ができ、希望する憧れの教員から指導を受けることが可能である。合奏については、主に専任教員が授業の中心的指導を行っているが、サポートする兼任教員も合わせて手厚い指導が行われている。

<3>音楽研究科

音楽研究科では、音楽学部と同様に教員組織の整備を行い、カリキュラム委員会及び大

学院人事委員会にて審議・承認の上、大学院教授会に諮り、授業科目と担当教員の適合性を最終的に判断している。【根拠 3-40】

音楽研究科の教員組織は、大学院設置基準における研究指導教員数 10 名・研究指導補助教員 5 名を超える 11 名・9 名と、89 名の兼任教員により構成されている。2014 年度の学生数は 76 名であり、専任教員 1 人あたりに対する学生数は 3.8 名とほぼマンツーマンに近い指導体制をとっている。大学院の人事については、2009 年度の大学基準協会からの指摘を受け、関連規程の制定・改正・廃止を行い、2011 年度以降の研究指導教員及び研究指導補助教員の選考については、改正された審査基準に基づいて審議・決定し、規程に沿った運用がされている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

<1> 大学全体

教員の人事については、規程に従って、募集・採用・昇格を行っている。実際の手続きについては、大学運営、教育活動、研究業績、学生確保、社会貢献・文化活動を教員審査の領域と規定し、各領域に審査項目を設け、人事委員会審議を経て、教授会での審議・承認を行い、学長が最終的に決定している。任期更新時にも、各領域に審査項目を設け、人事委員会にて審査を行っている。

2011 年 4 月以降、制定された規程を規程集として取り纏め、データ化したものをポータル等の手段で学内に公開し、周知徹底を図っている。【根拠 3-41, 42】

<2> 音楽学部

教員の任免・昇格については、学則第 58 条および「洗足学園音楽大学人事委員会規程」に定められた手続きに則り、進めている。副学長を議長とする人事委員会にて候補者の審議を行い、教授会によりその結果を承認した上で、学長が最終決定する。その候補者の選考基準については、「洗足学園音楽大学専任教員選考規程」に基づき、経験、専攻分野での能力、教育・研究業績を判断材料としている。教員の募集については、幅広く応募を受け付ける公募制と、教員が持つ人脈等による推薦制の 2 本立てで行っている。公募制については、まず研究業績・コンクール受賞歴・演奏歴・教育指導歴による書類審査を行い、その後、書類審査合格者による実技演奏、本学学生相手の模擬レッスン指導、副学長・学部長による面接を行い、可否を判定する。出身大学、経歴に偏り無く幅広い応募が有り、また、公平な審査に基づいた採用が出来ている。【根拠 3-43】一方、教員からの推薦に於いても、演奏歴・コンクール受賞歴を重視した書類審査を行い、採用を決定している。音大の特徴としてレッスン重視のカリキュラム編成であり、学生は、大学よりも実際に楽器などを師事する教員を選ぶ傾向にあるため、各楽器など専門分野に秀でた教員が必要であり、必然的に主要楽団に所属する現役の演奏家、著名な演奏家を数多く採用している。

<3> 音楽研究科

教員の昇格・任免については、大学院学則第 39 条および「洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程」に定められた手続きに則り、適切な教員人事を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

<1> 大学全体

2008 年度より、学部長を委員長とした「教員研究業績検討委員会」を発足させ、公平な評価を行う為に必要な音楽大学としての「教育・研究活動」の定義・基準作成に着手し、

年々検討を重ね、2013年度末の提出状況は、表3-1の通りである。【根拠3-44, 45】

表3-1 2013年度教員研究業績提出状況

	執筆物(本)	CD(枚)	演奏会(回)	※その他(回)	合計
2013年度 平均	9.7	2.8	37.2	10.8	60.5
2012年度 平均	9.6	2.0	35.5	6.6	53.7
増減	0.1	0.8	1.7	4.2	6.8

※その他：講演・放送等の活動、コンクール審査員等の活動

2010年に「洗足学園音楽大学教員研究業績委員会規程」を整備し、同年教授会に於いて、学長より教員研究業績の暫定基準として、直近5年間の研究活動業績10件以上を専任教員の資格の目安としていることが報告された。【根拠3-46, 47】教員研究業績委員会および学部教授会において、特に学術的研究領域での研究活動を活性化させる取り組みを計画した。【根拠3-48~51】具体的には、著書・学術論文での発表を支援するために、2010年9月および10月に論文執筆指導のためのガイダンスを開くなど個別支援体制を整備した。【根拠3-52】また、2011年度は教員の自己啓発並びに相互啓発を目的に、学術的研究発表の場として学内学会「洗足音楽表現教育研究会」(SeMEES)を設立して、同年9月第1回フォーラムを開催し、計17名の専任教員が口頭発表し、その成果について教授会で報告された。【根拠3-53】その後も毎年SeMEESフォーラムは開催されており、2014年度に第4回目を開催している。【根拠3-54】上記の取り組みの他、実技領域においての活発な演奏活動および業績の無い或いは少ない専任教員宛に、教員研究業績書の作成方法・記載方法についての個別のアドバイスを行うなど、教育研究の活性化に努めている。【根拠3-55】大学は高度の教育機関であるという点を意識した上で、従来以上に教育活動の必要性、大学での教育活動における工夫を重視している。【根拠3-56】また、学術研究の中心機関でもある点も踏まえ、研究活動についても、「演奏会」、「著書・論文・作品発表」、「CD」の評価基準をより明確なものにすべく、議論・検討を重ね、整備してきた。評価については、競争的研究費等の判断材料にも活用している。【根拠3-57】

FDに関しては、全学的な観点からFDを推進するために2008年度に設置された「FD委員会」を中心に、授業内容・方法の改善を検討・実施している。【根拠3-58】具体的には、2008年度に実施した全教員を対象とした「FDに関する教員アンケート」を皮切りに、FDに関して活発に議論することを奨励した。【根拠3-59】2009年度以降は2008年度教員アンケートで明らかになった、レッスンの公開化、授業評価アンケートの改善等に取り組んだ。【根拠3-60~63】また、音楽研究科単独の組織的な取り組みを行うため、2010年度からは大学院FD委員会を独立させた。【根拠3-64】2013年度のFD委員会は、年4回開催し、学部長・研究科長を始めとした教職員により、組織的な教育指導方法の改善方策および学生による授業評価の有効活用について検討を重ねている。【根拠3-65】

<2>音楽学部

2012年度は、「洗足ならではのFD」をメインテーマに4回開催した。【根拠3-66】2013年度は、前年度までに行った取り組みを基に、「洗足学園音楽大学ならではの教育とは」をメインテーマに、4回開催した委員会で①実習・実技科目を支える講座科目の割り出し、②講座科目担当教員へのヒアリング、③講座科目担当教員とのパネルディスカッションを実施し、本学の教育改善に向け、FD活動を推進した。2014年度は、「本学における教育の質の

保証」をメインテーマに年4回の開催を予定している。第1回は「コースの目標と推薦基礎科目」について検証した。第2回は「専門科目質の向上アンケート」の回答を基に、音楽学部全体の「人材養成及び教育研究上の目的」と各コースの「目標と推薦基礎科目」との整合性について検証した。第3回目は「各コースのFD活動」について検証した。【根拠3-67】

＜3＞音楽研究科

音楽研究科単独の組織的な取り組みを行うため、従来、音楽学部・音楽研究科合同によるFD委員会を開催してきたが、2010年度より大学院FD委員会として独立させた。2013年度は、前期に大学院FD活動の取り組み内容を審議し、後期に取り組み施策を実施することを方針とし、①専攻毎のFD活動、②教員間研修会、③大学院の持つ課題のテーマで年3回実施した。【根拠3-68】

2014年度は、①専攻毎のFD活動、②教員間研修会、③大学院の持つ課題という3テーマを設定し、年4回の開催を予定している。第1～2回は「FD活動として各教員が自身の取り組みで向上できると考えられること」について検証した。第3回は「各コースのFD活動」について検証した。【根拠3-69】

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

大学として求める教員像および教員組織の編制方針を規程、就業規則により定めており、専任教員一人あたりに対する学生数から極めて細やかな指導体制を取っており、教育課程に相応しい教員組織を整備している。教員の募集・採用・昇格は規程および手続きを明確にし、規程等に従った適切な教員人事を行っている。音楽学部・音楽研究科ともに、教員の教育研究活動等の評価の実施については教員研究業績委員会規程に基づき、適切な評価を行っている。FDの実施方法と有効性についても、FD委員会・大学院FD委員会において定期的に検証を行い、その結果を教員の資質向上に結びつけるよう取り組みを実施している。以上のことから、本項目の基準はおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

教員の教育研究活動等の評価の実施について、教員研究業績の個別支援体制の強化及び洗足音楽表現教育研究会の設立など、様々な施策を行った結果、研究業績の無い或いは少ない教員の問題は解消されている。また、2009年度の平均的な研究発表件数が17.3件であったことに対し、2012年度では53.7件、2013年度では60.5件で、毎年前年度比増と着実に増加している。以上のように、教員人事規程等に基づき継続的な研究活動を促しており、適切な人材の確保につながっている。

FD活動については、音楽学部・音楽研究科ともにFD委員会を定期的に開催しており、各教員は自らの教員としての資質向上に意識的になり、自身の教育法改善に結びつけている。

大学として求める教員像および教員組織の編制方針を規程、就業規則により定めていたが、2014年度改めて「求める教員像および教員組織の編制方針」について教授会において再確認しており、教員の資質向上が期待される。【根拠3-70】

②改善すべき事項

大学専任教員の年齢構成については、50歳以上の教員が過半数を占めるため、各年代の年齢構成比率がバランスよくなるよう、専任教員の任用・昇格の改善を図る。【根拠3-71】

FD 活動については、音楽学部・音楽研究科ともに FD 委員会での活動を中心に、活性化されているが、授業評価アンケートの学生へのフィードバックは必ずしも明確化にされていないので、FD 委員会に留まらず、学生へのフィードバックに取り組むべきである。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

継続的な研究活動の促進により適切な専任教員を確保できている。また、学長、副学長、研究科長、学部長、専攻科長等から構成される人事委員会において、人事の公正、円滑かつ効率的な運営がなされており、中長期的な人事計画に基づいた人事を推進する体制が次第に構築されつつある。【根拠 3-72】この中長期的な人事計画は、2011 年度に作成されたものを基本としているが、不断の見直しを行い、国内外から優れた教員採用を可能とする人事制度の柔軟化も検討していく。

FD 活動については、音楽学部・音楽研究科ともに FD 委員会を定期的に開催しているが、全教員に向けた全学的な研修の実施も視野に入れ、活動を行っていく。

②改善すべき事項

教員に求める能力・資質について、共通する能力及び資質は、規程等に定められているものの、コース毎の教員採用に当たり、コースの独自性に鑑みた要項及び編制方針を検討する必要がある。

音楽学部・音楽研究科の教育課程に相応しい教員組織の整備について、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしているものの、年齢構成において若干バランスの欠如が見られることから、今後はより計画的な任用を心掛ける必要がある。

FD 活動については、音楽学部・音楽研究科ともに FD 委員会での活動内容や各種検証結果をホームページや SENZOKU ポータルに掲載することで、学生へのフィードバックに取り組むべきである。

4. 根拠資料

- 3-1 洗足学園音楽大学教員人事規程
- 3-2 洗足学園音楽大学教員の任期に関する規程
- 3-3 洗足学園音楽大学専任教員選考規程
- 3-4 洗足学園音楽大学専任教員審査基準
- 3-5 洗足学園音楽大学専任教員の任期更新審査基準
- 3-6 洗足学園音楽大学大学院人事委員会規程
- 3-7 洗足学園音楽大学大学院専任教員選考規程
- 3-8 洗足学園音楽大学大学院専任教員審査基準
- 3-9 洗足学園音楽大学大学院専任教員の任期更新審査基準
- 3-10 洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員選考規程
- 3-11 洗足学園音楽大学大学院研究指導教員及び研究指導補助教員審査基準
- 3-12 2013 年度人事委員会議事録(2014 年 1 月 6 日)・資料
- 3-13 2013 年 10 月 10 日教授会議事録
- 3-14 2014 年 1 月 9 日教授会議事録・資料
- 3-15 学校法人洗足学園規程集 定年制専任教員就業規則
- 3-16 (既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014

- 3-17 学校法人洗足学園規程集 寄附行為
- 3-18 2014年1月理事会決議録
- 3-19 2014年年度教授会委員会等組織
- 3-20 洗足学園音楽大学教授会規程
- 3-21 洗足学園音楽大学大学院教授会規程
- 3-22 洗足学園音楽大学アカデミック・プロデューサー規程
- 3-23 平成26年度AP・AA
- 3-24 (既出2-35) AP・AA (HP教育情報の公表抜粋)
- 3-25 洗足学園音楽大学アカデミック・アドバイザー規程
- 3-26 AP・AA制度
- 3-27 2014年度教授会・委員会メンバー
- 3-28 (既出1-6) 洗足学園音楽大学大学院学則2014
- 3-29 2014年4月大学院教授会議事録・資料
- 3-30 2014年度論文(副論文)テーマ&指導教員
- 3-31 2014年2月人事委員会議事録・資料
- 3-32 (既出1-15) 洗足学園音楽大学大学院リーフレット2014
- 3-33 (既出1-16) 洗足学園音楽大学大学院リーフレット2015
- 3-34 2013年度第2回～第4回カリキュラム委員会議事録・資料、2014年2月学部教授会議事録・資料
- 3-35 SENZOKU2015(学校案内)講師一覧
- 3-36 音楽学部履修要項2014抜粋
- 3-37 (既出2-14)2014年度合奏・合唱授業関連指導教員一覧
- 3-38 2014年度合奏指導教員人数
- 3-39 ソルフエージュ シラバス一覧
- 3-40 2014年2月大学院教授会議事録・資料
- 3-41 desknet's掲載洗足学園 - 文書一覧
- 3-42 ポータル掲載学内規約一覧
- 3-43 声楽教員公募HP掲載・選考資料
- 3-44 CD-ROM:専任教員の教育・研究業績
- 3-45 2014教員研究業績委員会(第1回)議事録
- 3-46 洗足学園音楽大学教員研究業績委員会規程
- 3-47 2010年7月教授会議事録・資料
- 3-48 2010年度教員研究業績委員会(第4回)議事録
- 3-49 2011年6月教授会議事録・資料
- 3-50 2011教員研究業績委員会(第1回)議事録
- 3-51 2011教員研究業績委員会(第2回)議事録・資料
- 3-52 2010教員研究業績委員会(第2回)議事録・資料
- 3-53 2011年9月教授会議事録
- 3-54 第2～4回SeMEESフォーラムチラシ
- 3-55 2014洗足学園教育研究業績記入要領

- 3-56 2011 第1回教員研究業績委員会議事録
- 3-57 2011 年3月研究費審査委員会議事録・資料
- 3-58 2013 年度大学FD 委員会議事録
- 3-59 2008 年FD に関する教員アンケート集計結果
- 3-60 2009 年度大学FD 委員会議事録
- 3-61 2010 年度大学FD 委員会議事録
- 3-62 聴講制度・レッスンオープン化
- 3-63 2011 年度大学FD 委員会議事録
- 3-64 2010 年度大学院FD 委員会議事録
- 3-65 2013 年度大学FD 委員会議事録
- 3-66 2012 年度大学FD 委員会議事録
- 3-67 2014 年度大学FD 委員会議事録
- 3-68 2013 年度大学院FD 委員会議事録
- 3-69 2014 年度大学院FD 委員会議事録
- 3-70 本学の求める教員像及び教員組織の編制方針(2015 年3月教授会資料)
- 3-71 専任教員年齢構成
- 3-72 2011 年11月人事委員会資料：議案4 2011-2015 年齢構成推移

第4章 教育内容・方法・成果(1)教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

<1>大学全体

音楽学部の教育目標は学則第2条に記載しており、ホームページにおいて公表している。

【根拠 4(1)-1 第2条,2~4】

本学音楽研究科の教育目標は学則第2条に記載しており、ホームページにおいて公表している。【根拠 4(1)-5 第2条,6】

<2>音楽学部

音楽学部は、音楽の探究により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するとともに、日々の地道な研鑽を積み重ねる中、個性と創造性を発揮しながら「主体的な学び」をた人間を育成することを目的とし、教育目標を学則第2条に記載している。

教育目標に基づき、音楽学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

- (1) 学位授与の必要条件として、所定の期間在学し、教育目的に沿って設定された授業科目を履修するとともに基準となる単位数を修得すること。
- (2) 修得すべき授業科目は、必修科目、専門選択科目（各コース）、専門選択科目（全コース共通）、教養科目であり、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目及び音楽の実技科目を含むこと。なお、教職課程を修了するために必須な教職に関する科目を置く。
- (3) 音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得すること。
- (4) 教育研究上の目的で明示されている次の各号の一を概ね達成していること。
 - ①音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達していること。
 - ②世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイマジネーションを醸成し、幅広い視野を持った人材であること。
 - ③数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を持った人材であること。
 - ④教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を身に付けていること。【根拠 4(1)-7】

この教育目標および学位授与方針は、ホームページにおいて公表している。【根拠 4(1)-8】
教育目標と学位授与方針は、定期的に見直しを行い、双方に矛盾が生じることがないように対応していることから、整合性は図られている。【根拠 4(1)-9,10】

修得すべき学習成果は、全ての授業において、シラバスの「主題・到達目標」としてSENZOKU ポータルに掲載している。全てのコースにおいて、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報として「Ⅰコースの到達目標」「Ⅱコースが推薦する基礎科目名」「Ⅲ基礎科目推薦理由とコース達成目標の関連性について」をホームページに明らかにしている。【根拠 4(1)-11,12】

＜3＞音楽研究科

音楽研究科は、教育基本法及び学校教育法にのっとり、学部教育の基盤の上に、音楽の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うとともに、建学の精神に基づいて人格を陶冶し、謙愛の徳を備え、気品高く、国際的視野に立ち、実行力に富む人材を育成し、もって文化の向上に寄与することを目的とし、教育目標を学則第2条に記載している。

教育目標に基づき、音楽研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

- (1) 学位授与の必要条件として、所定の期間在学し、教育目的に沿って設定された授業科目を履修するとともに基準となる単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての審査及び試験に合格し、修士課程を修了すること。
- (2) 修得すべき授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目であり、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目及び音楽の実技科目を含むこと。
- (3) 特定の課題については、修了演奏若しくは修了作品及び副論文をもって充てることができること。
- (4) 専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を修得すること。
- (5) 教育研究上の目的で明示されている次の各号の一を概ね達成していること。
 - ① プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得すること。
 - ② 幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。
 - ③ 各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは、社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。【根拠 4(1)-13】

この教育目標及び学位授与方針は、ホームページにおいて公表している。【根拠 4(1)-14】
教育目標と学位授与方針は、音楽学部と同様に定期的に見直しを行い、双方に矛盾が生じることがないように対応していることから、整合性は図られている。

修得すべき学習成果は、全ての授業において、音楽学部と同様、シラバスの「主題・到達目標」として SENZOKU ポータルに掲載している。【根拠 4(1)-15】

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

＜1＞大学全体

教育目標に基づいた学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、音楽学部、音楽研究科それぞれに定めており、ホームページにおいて公表している。

音楽学部の教育課程・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

- (1) 音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するための必修科目、専門選択科目（各コース）、専門選択科目（全コース共通）、教養科目、教職に関する

科目を設置し、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目及び音楽の実技科目を含むこと。

(2) 教育研究上の目的で明示されている次の各号の何れか一を、教育課程に編成していること。

- ①音楽家としての基本的な演奏技術・表現技法を修得し、プロフェッショナルを目指すアーティストとしてスタートラインに立てる水準に達すること。
- ②世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイマジネーションを醸成し、幅広い視野を持った人材となること。
- ③数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加することで、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を培うこと。
- ④教育指導者として、音楽を通じ、情熱と感動をもって次代を育てる教育知識・技術を修得し、豊かな人間性を涵養すること。

音楽研究科の教育課程・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

(1) 専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を修得するための必修科目、選択科目、自由科目を設置し、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目及び音楽の実技科目を含むこと。

(2) 教育研究上の目的で明示されている次の各号の何れか一を、教育課程に編成していること。

- ①プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得・開発すること。
- ②幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備すること。
- ③各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは、社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進すること。【根拠 4(1)-16～19】

科目区分、必修・選択の別、単位数等については、音楽学部、音楽研究科それぞれに定めており、学則、履修要項、シラバスにおいて公表している。【根拠 4(1)-20, 21】

<2>音楽学部

教育目標に基づいた学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。この教育課程の編成・実施方針は、ホームページにおいて公表している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示については、学則、履修要項、シラバスにおいて公表している。例えば履修要項の単位の章において、「単位とは」「卒業の要件」「単位の認定」「授業科目」「科目コードと講義コード」「各コースの専門必修科目・専門選択科目（各コース）」「専門選択科目（全コース共通）」「教養科目」について記載している。

<3>音楽研究科

教育目標に基づいた学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。この教育課程の編成・実施方針は、音楽学部と同様にホ

ホームページにおいて公表している。

科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示については、学則、履修要項、シラバスにおいて公表している。例えば履修要項の授業科目の履修の章において、「修了の要件」「単位の計算方法」「授業科目」「科目コードと講義コード」「修士論文・副論文」「修士論文の審査基準」「教育課程表（専門必修科目・専門選択科目・共通選択科目・自由科目）」について記載している。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

<1>大学全体

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、ホームページを通して、大学構成員である教員、職員、学生に対し周知し、社会一般に対しても広く公表している。

<2>音楽学部

音楽学部においては、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学内外に対し、ホームページを通して周知している。

<3>音楽研究科

音楽研究科においては、教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、学内外に対し、ホームページを通して周知している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

<1>大学全体

本学の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する機関としては、学部教授会、大学院教授会が役割を担っている。本学は、建学の精神を出発点としながら、1967年開学し、大学の教育目標を定めた。その後、時代の変遷にあわせて工夫し、調整をしながら、随時見直しを行い、2010年に学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を定め、2011年に教育目標を改定し、現在に至っている。【根拠 4(1)-22~27】

<2>音楽学部

音楽学部の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する機関としては、カリキュラム委員会、自己点検・評価委員会、学部教授会が役割を担っている。毎年、各委員会・教授会等において定期的に検証を実施している。【根拠 4(1)-28~30】

<3>音楽研究科

音楽研究科の教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する機関としては、大学院教授会が役割を担っている。大学院教授会において検証を実施するが、音楽学部のカリキュラム委員会、自己点検・評価委員会等においても検証を実施している。【根拠 4(1)-31】

2. 点検・評価

●基準 4(1)の充足状況

音楽学部・音楽研究科ともに、教育目標に基づいた学位授与方針、教育目標に基づいた教育課程の編成・実施方針はホームページに公表し、且つ定期的に見直しも実施している。以上のことから、教育目標に基づいた「学位授与方針」、「教育課程の編成・実施の方針」を明示しており、本項目の基準はおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、修得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、科目区分、必修・選択の別、単位数等について、各委員会・教授会等において定期的に見直しを実施し、学則、履修要項、シラバスに記載し、ホームページに公表することにより教員、職員、学生に広く伝わる努力が払われている。

②改善すべき事項

現状において広く教員、職員、学生に告知しているが、教職員全員がより深く理解し、理解が不十分な学生へ周知徹底をすることが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）についても、より積極的に周知徹底できるように取り組む。

②改善すべき事項

教育目標、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、修得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、科目区分、必修・選択の別、単位数等について、SENZOKU ポータル・ホームページでの告知に加えて、新入生向けオリエンテーション、新任教員対象の説明会、アカデミック・プロデューサー（AP）、アカデミック・アドバイザー（AA）を通じて、学生への周知徹底を検討する。

4. 根拠資料

- 4(1)-1 (既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014
- 4(1)-2 1966年洗足学園音楽大学学則第2条(抜粋)
- 4(1)-3 (既出 1-14) 教育情報 DataBook2014 (HP 掲載画面)
- 4(1)-4 教育の目的 DATABOOK2014 (大学 HP 該当ページ) 教育の目的
- 4(1)-5 (既出 1-6) 洗足学園音楽大学大学院学則 2014
- 4(1)-6 人材養成・教育研究上の目的 DATABOOK2014 (大学 HP 該当ページ)
- 4(1)-7 洗足学園音楽大学学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
- 4(1)-8 洗足学園音楽大学学位授与方針 (大学 HP 該当ページ)
- 4(1)-9 2014年7月音楽学部教授会議事録・資料：FD委員会報告
- 4(1)-10 2014年第4回教務委員会議事録
- 4(1)-11 音楽学部シラバス 2014(CD-ROM)
- 4(1)-12 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報」(大学 HP 掲載ページ)
- 4(1)-13 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
- 4(1)-14 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(大学 HP 該当ページ)

第4章 教育内容・方法・成果(1)教育目標・学位授与方針・教育課程の編成・実施方針

- 4(1)-15 大学院音楽研究科シラバス 2014(CD-ROM)
- 4(1)-16 洗足学園音楽大学教育課程・実施方針
- 4(1)-17 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針
- 4(1)-18 洗足学園音楽大学教育課程・実施方針 (大学 HP 該当ページ)
- 4(1)-19 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針 (大学 HP 該当ページ)
- 4(1)-20 音楽学部履修要項 2014
- 4(1)-21 大学院履修要項 2014
- 4(1)-22 洗足学園音楽大学学位授与方針 2010年8月制定版
- 4(1)-23 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針 2010年8月制定版
- 4(1)-24 洗足学園音楽大学教育課程・実施方針 2010年8月制定版
- 4(1)-25 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針 2010年8月制定版
- 4(1)-26 2010年8月学則変更届
- 4(1)-27 2010年8月大学院学則変更届
- 4(1)-28 2014年10月カリキュラム委員会議事録・資料
- 4(1)-29 2013年9月自己点検・評価委員会議事録
- 4(1)-30 2014年3月大学教授会議事録・資料
- 4(1)-31 2014年3月大学教授会議事録

第4章 教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>大学全体

本学は、学則に明示している教育目標にのっとり、「洗足学園音楽大学学位規程」を2000年に制定、「洗足学園音楽大学教育課程・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」「洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を2010年に制定し、これに基づいた教育課程を体系的に編成している。【根拠4(2)-1 第2条の2,2~4】

<2>音楽学部

音楽学部は、教育課程・実施方針に基づき、音楽の探求により、高い芸術性、専門分野の知識・技術を修得するための必修科目、専門選択科目（各コース）、専門選択科目（全コース共通）、教養科目、教職に関する科目を設置している。例えば、ピアノコースの場合は、必修科目として「ピアノ奏法研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の4科目がある。ピアノコースに所属する学生だけが履修できる専門選択科目としては、「器楽曲伴奏法」「歌曲伴奏法」「二重奏」「初見視奏」「ピアノ音楽講座」「音楽教室グレード対策講座」「ピアノ指導法」など51科目開設しており、その他に専門選択科目（全コース共通）、教養科目、教職に関する科目を履修することが可能である。授業形態としては、講義科目、演習科目、実習と実技科目、音楽の実技科目がある。本学の教育研究目標に照らし、卒業要件単位124単位の修得に必要な科目を十分に開設しており、2014年度における音楽学部の全開設授業科目数は640科目となっている。【根拠4(2)-5】

順次性のある授業科目の体系的配置においては、授業科目の難易度に応じて前提科目を設け、科目名にローマ数字（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲなど）を付している。ローマ数字のグレードを付された科目については、若い数字から順に合格しないと、次のグレードに進むことができない。シラバスに各科目の前提科目・履修の条件を記載し、段階的に学ぶことで順次性の確保に努めている。【根拠4(2)-6】 順次性のある授業科目の体系的配置に基づいて、履修科目を選択するに当たっての参考資料として履修モデルをホームページ上に公表している。【根拠4(2)-7】 これは、2012年度から、4年間の履修計画を構想する際の目安として、コース毎の教育目標に基づき履修モデルを示しており、多種多様な学びの姿に対応できるよう、コースによっては複数の履修モデルを示している。【根拠4(2)-8】 2014年度は、履修アドバイジングにおいても履修モデルを基に履修指導を行っている。【根拠4(2)-9】

教育目標を達成するため、本学の特色の一つとして、開講科目数が非常に多いことが挙げられる。【根拠4(2)-10,11】 一方で、全体の開講科目数は多いものの、教養教育科目は相対的に少なく、学則の「幅広く教養を培う」という目的を実現するためには、科目配置を整備する必要があった。2010年度のカリキュラム委員会において、様々な角度より1年間かけて議論を行い、各種施策を打出した。【根拠4(2)-12~14】 2011年度は、同委員会に初年次教育WGを立ち上げ、教養科目の充実について段階的に改善を進めている。【根拠4(2)-15,16】 まず教養科目の改廃および新設を行い、2011年度から授業科目の区分として教養科目を独立

させ、「芸術史」「外国文学」「法学(日本国憲法)」「西洋文化史」「キャリアデザイン講座Ⅰ・Ⅱ」「社会福祉論」「ビジネス講座(秘書検定対策)」などを開講した。【根拠 4(2)-17】2012年度においても、男女共同参画に係わる授業科目である「ジェンダー」を新設し、教養科目の充実を図っている。【根拠 4(2)-18】2014年度は、専門選択科目(各コース)、専門選択科目(全コース共通)の見直しとともに、基礎科目の充実及び再編を行い、「スタディスキル養成講座」として2年間に亘って課外授業として開講してきた「読解力養成講座」、「文章力養成講座」、「分析力養成講座」を単位化した。【根拠 4(2)-19】結果として、2014年度における専門教育授業科目は600科目、教養教育授業科目が40科目となっている。

<3>音楽研究科

音楽研究科は、教育課程・実施方針に基づき、専攻分野における研究能力、または高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を修得するための必修科目、選択科目、自由科目を設置している。【根拠 4(2)-20】例えば声楽専攻声楽コースの場合は、必修科目として「声楽実習Ⅰ・Ⅱ」「演奏法研究Ⅰ・Ⅱ」の4科目がある。声楽専攻声楽コースに所属する大学院生だけが履修できる専門選択科目としては、「プロフェッショナル特殊研究」「オペラ研究」「アンサンブル研究」「歌曲研究」など10科目開設しており、その他に共通選択科目、自由科目を履修することが可能である。授業形態としては、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目、音楽の実技科目がある。本学の教育研究目標に照らし、修了要件単位30単位の修得に必要な科目を十分に開設しており、2014年度における音楽研究科の全開設授業科目数は69科目となっている。【根拠 4(2)-21】

順次性のある授業科目の体系的配置においては、音楽学部と同様に授業科目の難易度に応じて前提科目を設け、科目名にローマ数字(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲなど)を付している。シラバスに各科目の前提科目・履修の条件を記載し、段階的に学ぶことで順次性の確保に努めている。【根拠 4(2)-22, 23】順次性のある授業科目の体系的配置に基づいて、履修科目を選択する際の参考として履修モデルをホームページ上に公表している。2年間の履修計画の目安として、コース毎の教育目標に基づき履修モデルを示している。【根拠 4(2)-24】

コースワーク並びにリサーチワーク(含複合型)は、教育目標を実践するためには、両者が必要不可欠である。4専攻の内、音楽教育学専攻(音楽教育学)に関しては、研究の内容上、コースワークの割合が高くなるが、「音楽教育学演習Ⅰ・Ⅱ」を中心として、研究指導教員のもとで、より専門的なリサーチワークを履修している。器楽・声楽の2専攻では、専門必修科目である、「専門器楽実習Ⅰ・Ⅱ」或いは「声楽実習Ⅰ・Ⅱ」および「演奏法研究Ⅰ・Ⅱ」、専門選択科目の「プロフェッショナル特殊研究」「副論文作成研究」をリサーチワーク、他の授業科目をコースワークと位置付けている。【根拠 4(2)-25~30】作曲専攻(音楽・音響デザインコース)では、専門必修科目である「創作制作研究Ⅰ・Ⅱ」「音楽音響理論研究Ⅰ・Ⅱ」、専門選択科目の「副論文作成研究」をリサーチワークと位置付け、他の授業科目をコースワークと位置付けている。【根拠 4(2)-31, 32】2014年度開講科目におけるコースワークの比率は66.7%、リサーチワークの比率は33.3%となっている。【根拠 4(2)-33】

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

<1>大学全体

本学は、「洗足学園音楽大学教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」「洗足学園

音楽大学大学院教育課程・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」に基づいた教育課程を体系的に編成している。また、教育内容を確保するためシラバスには授業の到達目標、授業概要、授業形態、年間の授業計画等を明示している。また、授業計画では各期 15 回の授業期間を確保し、シラバスには、各回の内容を記載することになっている。【根拠 4(2)-34】

＜2＞音楽学部

音楽学部における教育課程の内容については、音楽の基礎理論、基本的な演奏技術、表現技法を練磨するという教育目的・目標に即して、実技・演習系の科目を中核に据えている。具体的な科目としては、「ピアノ奏法研究」などといったレッスン、「演奏会実習」「室内楽研究」「オーケストラ研究」などが該当する。次にこれらの演奏技術、表現技法を学ぶに際し、「ソルフェージュ」「和声学」「対位法」などの科目が理論的背景として必要になってくる。以上が専門教育科目と分類される科目であり、グレード制による年次進行が前提となっている科目が多い。特に音楽を学ぶ上で全ての基礎となるような主要科目については、次の段階での学修・教育を効果的に行えるようグレード制とすることで、履修条件を設け、段階別にカリキュラムが組まれている。【根拠 4(2)-35～42】さらに専門分野だけでなく、総合的な視野から物事をみることができるといえる能力や、豊かな人間性を涵養するために役立つ、教養科目を設定している。入学試験に合格した者に対しては本学がインターネット上に開設した洗足オンラインスクールを通じて、入学までの間にさらに楽典や聴音を勉強する機会を提供している。【根拠 4(2)-43】入学式後のオリエンテーションでは、初年次導入プログラムを実施しており、2014年度は①校歌、建学の精神、協働する知性、②コース別履修ガイダンス（カリキュラム説明・学習方法・AP・AA）、③音楽力とは何だ、④自立・挑戦・奉仕、を実施した。【根拠 4(2)-44】本学ではこのほかにも入学者が速やかに大学教育に進めるように、音楽理論や実技あるいは音楽教養の基礎知識をスムーズに修得できるように、次のような授業科目等を設定している。第一は、楽典実力試験の実施である。オリエンテーション期間中に、全新生を対象にして楽典実力試験を実施し、不合格者には楽典の補習クラスである「音楽理論入門」を受講させている。【根拠 4(2)-45,46】第二は、少人数制による「ソルフェージュ」授業の実施である。実技の基礎となる「ソルフェージュ」受講者については、第一回目の授業で受講者全員を対象に実力テストを行い、その結果をもとに少人数、能力別クラスを編成する。【根拠 4(2)-47】また、期末試験の結果毎にクラスを編成し直している。さらに、このほかにも基礎的授業に位置付けられる「和声学」を始めとする音楽理論科目の前提科目として「音楽分析基礎講座」を開講し、少人数できめ細かな指導を実施している。【根拠 4(2)-48】第三は、音楽教養の基礎を教える「音楽史」である。「音楽史」は、初めて学ぶ学生が毎回興味を持つような趣向を加えて実施されるなど、1年生の60%程度が受講する、履修率の高い有用な授業となっている。【根拠 4(2)-49,50】またスタディスキルを養成する講義として3講義を2014年度から正規授業として単位化した。具体的には、思考力・想像力・言語感覚を養う「読解力養成講座」、書くこと・話すことを中心にコミュニケーション力を育成する「文章力養成講座」、物事を多角的に捉え、自分で考える力を育成する「分析力養成講座」である。【根拠 4(2)-51～53】

＜3＞音楽研究科

音楽研究科は、音楽学部の基盤の上に、専攻分野における研究能力、または高度な専門

性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。実技系においては基本的に、プロフェッショナルな演奏家になるための研究活動を行うことを目指している。そのような高い専門性を追求していく段階においては、教員の指導を待つのではなく、学生一人ひとりが自ら目標を設定し、研究活動を行い、成果を確認するという、自立した研究活動が中心となる。したがって、音楽研究科においては学生一人ひとりの自立的な研究内容を尊重し、それに合わせた専門的、個別的な教育課程とすることを目指している。そのための方策の1つとして、いくつかのプログラムから、学生が研究テーマに即した授業を選択する「プロフェッショナル特殊研究」という科目を開講している。以上のように、音楽研究科は、音楽学部における教育・研究活動を基礎に、各専攻・各コースを配置し、より専門的な教育・研究活動が実施できる体制を整えている。学部の専門科目は、大学院のカリキュラムの基礎となるものが多く、大学院修士課程の科目はその専門性を高度に発展させたものと位置付けることができる。【根拠 4(2)-54】

2. 点検・評価

●基準 4(2)の充足状況

音楽学部・音楽研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。また、音楽学部・音楽研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。以上のことから、本項目の基準はおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育内容を提供し、教育課程は体系的・順次的に編成している。

音楽学部において効果が上がっていると見られるのは、必修科目の比率を低くして、学生の選択の幅を上げたことにより、プロフェッショナルを目指すアーティスト、幅広い視野を持った人材、実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を持った人材、音楽指導者等の多様な人材養成を達成し得る教育課程となったことであり、尚且つ、体系的に組み込まれていることである。

一方、音楽研究科は、音楽学部における教育・研究活動を基礎に、各専攻・各コースを配置し、より専門的な教育・研究活動が実施できる体制を整えている。音楽研究科において効果が上がっていると見られるのは、「プロフェッショナル特殊研究」を核として、プロフェッショナルな演奏家、先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者、幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実現できる実力をもった音楽家等の多様な人材養成を達成し得る教育課程となっており、かつ順次性のある授業科目を体系的に配置していることである。

②改善すべき事項

多様な人材養成を達成し得る教育課程とするため、開講科目が非常に多いことが特色ではあるが、他方で教養教育科目が相対的に少ないことが挙げられる。教養科目の一層の充実については、2010年度以降より科目配置を整備してきているが、2014年度における教養教育授業科目が40科目、科目全体の6.25%に留まっていることは、改善の余地がある。

順次性のある授業科目の体系的配置においては、シラバスに各科目の前提科目・履修の

条件を記載し、段階的に学ぶことで順次性の確保に努めており、履修科目を選択するに当たっての参考資料として履修モデルをホームページ上に公表しているが、多様な学生像に対応できる履修モデルを作成し公表する必要がある。

音楽研究科においては、コースワーク、リサーチワーク、コースワーク・リサーチワーク複合型のバランスは適切であるが、順次性のある授業科目の体系的配置との関係が明確になっていないので、改善する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、相応しい教育内容を提供していること、教育課程を体系的・順次的に編成していることにより、効果は上がっている。今後、所管となるカリキュラム委員会、学部教授会、大学院教授会において着実に改善を進め、専門教育科目、教養教育科目をバランスよく配置することで、教育課程を引き続き充実させることが必要である。

②改善すべき事項

音楽学部の教養教育科目の充実、および教育目標に沿った履修モデルの作成については、カリキュラム委員会又はワーキンググループが中心となり、検討に着手する。音楽学部の教養教育科目の充実については、今後一層の充実を図る。現在明示している履修モデルは、最も基本的な履修モデルのみであり、多種多様な学生像に対応できる複線的履修モデルの検討から着手する。

音楽研究科においては、「教育目標」、「コースワーク、リサーチワーク、コースワーク・リサーチワーク複合型」、「順次性のある授業科目の体系的配置」等との関係について履修モデル、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーなど、大学院教授会又はワーキンググループが中心となり、検討に着手する。

4. 根拠資料

- 4(2)-1 (既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014
- 4(2)-2 洗足学園音楽大学学位規程
- 4(2)-3 (既出 4(1)-16) 洗足学園音楽大学教育課程・実施方針、
- 4(2)-4 (既出 4(1)-17) 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針
- 4(2)-5 平成 26 年度音楽学部の開設授業科目
- 4(2)-6 和声学VI(認定)
- 4(2)-7 (既出 1-14) 教育情報 DataBook2014(HP 掲載画面)
- 4(2)-8 履修モデル 2014 年版 (音楽学部)
- 4(2)-9 AA カリキュラム勉強会進行表
- 4(2)-10 開設授業科目における専兼比率
- 4(2)-11 音楽学部 2014 時間割
- 4(2)-12 一般教養部会新設の件
- 4(2)-13 2011 年度カリキュラム変更について
- 4(2)-14 2010 年 10 月教授会議事録
- 4(2)-15 カリキュラム委員会活動報告 (2011 年度)

- 4(2)-16 カリキュラム改定通達
- 4(2)-17 音楽学部履修要項 2011(抜粋)教養科目
- 4(2)-18 音楽学部履修要項 2012(抜粋)教養科目
- 4(2)-19 2013年 第4回カリキュラム委員会議事録・資料
- 4(2)-20 平成26年度音楽研究科開設授業科目
- 4(2)-21 2014(H26)大学院時間割
- 4(2)-22 音楽教育学演習Ⅰ(シラバス抜粋)
- 4(2)-23 音楽教育学演習Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-24 履修モデル2014年度版(音楽研究科)
- 4(2)-25 専門器楽実習Ⅰ・Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-26 声楽実習Ⅰ・Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-27 演奏法研究Ⅰ・Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-28 プロフェッショナル特殊研究Ⅰ 声楽専攻(シラバス抜粋)
- 4(2)-29 プロフェッショナル特殊研究Ⅰ 器楽専攻(シラバス抜粋)
- 4(2)-30 副論文作成研究(シラバス抜粋)
- 4(2)-31 創作制作研究Ⅰ・Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-32 音楽音響理論研究Ⅰ・Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-33 コースワークとリサーチワーク(専攻別比率)
- 4(2)-34 2014年度シラバス登録要領
- 4(2)-35 授業科目の構成・演奏会実習一覧(大学HP大学の紹介 抜粋)
- 4(2)-36 ピアノ奏法研究Ⅰ～Ⅳ(シラバス抜粋)
- 4(2)-37 演奏会実習1～4 くりゼミ(シラバス抜粋)
- 4(2)-38 室内楽研究1 金管(シラバス抜粋)
- 4(2)-39 オーケストラ研究1-1～1-4 レパートリー(シラバス抜粋)
- 4(2)-40 ソルフェージュⅠ(シラバス抜粋)
- 4(2)-41 和声学Ⅱ(シラバス抜粋)
- 4(2)-42 対位法(シラバス抜粋)
- 4(2)-43 オンラインスクール
- 4(2)-44 2014オリエンテーション日程表
- 4(2)-45 楽典実力試験・和声学飛び級試験・ソルフェージュクラス分け試験
- 4(2)-46 音楽理論入門(シラバス抜粋)
- 4(2)-47 2014ソルフェージュⅡクラス分け資料
- 4(2)-48 音楽分析基礎講座(シラバス抜粋)
- 4(2)-49 音楽史(シラバス抜粋)
- 4(2)-50 学生数統計・音楽史履修者名簿
- 4(2)-51 読解力養成講座(シラバス抜粋)
- 4(2)-52 文章力養成講座(シラバス抜粋)
- 4(2)-53 分析力養成講座(シラバス抜粋)
- 4(2)-54 研究科長メッセージ、大学院の特色、カリキュラム(大学院HP掲載 抜粋)

第4章 教育内容・方法・成果 (3) 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

<1> 大学全体

教育目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実技科目などの授業形態を採用している。【根拠 4(3)-1 第1章, 第6章, 4(3)-2】

音楽学部においては、1年次の年間履修登録単位数の上限は48単位とし、2年次以降は前年度GPAの数値により上限単位数を定めており、学生が無理なく学修できる制度を整えている。また、アカデミック・アドバイザー制度により全ての学生が教員と相談できる体制を整備している。

音楽研究科においては、研究指導教員・研究指導補助教員が中心となり「大学院研究計画書」「修士論文テーマ提出用紙」「修士副論文テーマ提出用紙」(以下「論文テーマ提出用紙」)に基づき、研究指導を行っている。授業は1対1のレッスンもしくは少人数クラスの学習指導が基本となっている。【根拠 4(3)-3~5】

<2> 音楽学部

本学における授業は、講義科目、演習科目、実習と実技科目、音楽の実技科目に分類される。音楽大学としての性格上、演奏技術や表現技法に関する学修が中心であるため、授業としては音楽の実技科目におけるレッスン、演習科目におけるアンサンブル系授業科目の比重が高くなっている。【根拠 4(3)-6~10】専門(主科)実技は、学生一人ひとりの能力・研究目的に応じ、学生毎にテーマを設定し、それぞれの進捗状況に合わせた1対1の個人レッスンを行っており、学修効果は高いものがある。【根拠 4(3)-11】一方で、講義科目、演習科目も少人数授業を基本としている。【根拠 4(3)-12】レッスン、講義、演習のいずれの科目についても、その授業形態は長い音楽教育の歴史の中で確立されている教育指導方法であり、本学でも原則としてこれらの方法を踏襲している。合奏系授業科目、アンサンブル系授業科目を複数配置している。【根拠 4(3)-13, 14】本学は、学修成果を発表する場として年間200回を超える主催演奏会を開催しており、希望すれば1年次から実践を目指した合奏系授業科目を履修できる。【根拠 4(3)-15】2014年度には、合奏系授業9科目のいずれかを延べ数1,198名の学生が受講しており、管楽器・弦楽器・打楽器コースなどの対象学生721名中、87.8%となる633名が履修している。ロック&ポップスコースにおいては、対象学生173名中92.5%となる160名がアンサンブル系授業科目である「バンド・ワーク・ショップ」を履修している。また、合奏系授業科目では「オーケストラ研究」1-1~2-4(3クラス開講)に平均21.6名、「吹奏楽研究」1~4(4クラス開講)に平均14.3名と、多くの教員を指導に当てて授業の充実を図っている。【根拠 4(3)-16, 17】オーケストラ研究の場合、同一楽器による練習、同属楽器群を集めての分奏、オーケストラ全体で実施する合奏の三段階を踏むが、本学ではそれぞれの担当教員が配置され、指導を行っている。さらに、合奏系授業科目の履修者の内、59%の学生は複数の合奏系授業科目を履修しており、個々に持ち味が異なるアンサンブルを経験することができる。【根拠 4(3)-18】教育目標である「世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し理解することで、豊かなイメージーションを醸成し、幅広

い視野を持った人材」を育成するための講義科目の一つとして、新入生が履修する「音楽史」がある。【根拠4(3)-19】

2009年度よりCAP制を導入し、年間履修登録単位数の上限を、前年度GPAに応じて定めている。1年次の年間履修登録単位数の上限は48単位としている。学習指導の充実については、2010年度より、従来のアカデミック・アドバイザー制度に加えて、これを統括するアカデミック・プロデューサー制度を導入し、全体としての履修指導強化にも努めている。さらに2011年度から、アカデミック・アドバイザー(AA)によるGPA1.5未満の学生に対する個別履修指導を導入した。一方で、教務委員会にて審議の上、卒業所要単位124単位/4学年を基本とするライン(1年次31単位・2年次62単位・3年次93単位)を設け、これらの学生に対する個別履修指導体制を強化した。このような施策実施により、2013年度の単位修得率は、全学年平均が90.2%であり、2009年度比9.2ポイント改善している。【根拠4(3)-20,21】シラバスにおいて、全ての授業科目の授業形態や配当年次、主題・到達目標や年間授業計画などを示している。したがって、学生は事前に授業内容に目を通し、授業に臨むことができる。各年次にわたって学生は、十分な自学自習の時間が確保できるようになっている。

音楽大学である本学の特色として、合奏系授業の複数開講が挙げられる。楽器群や特色により、学生は自由に選択し、予習復習を含め練習を積み重ねた上で、主体的に授業に参加し、学修成果の発表の場である演奏会に臨んでいる。【根拠4(3)-22~29】

<3>音楽研究科

音楽研究科では、専攻分野における研究能力、または高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を修得するための必修科目、選択科目、自由科目を設置し、講義科目、演習科目、実習科目、実技科目を配置している。実技レッスン、論文指導はいずれも個人指導であり、個別的な研究指導となっている。また、「プロフェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」については、個人レッスンや少人数のアンサンブルが中心となっている。

【根拠4(3)-30~32】教育研究指導の状況について、例えばピアノの学生については、学生一人ひとりの研究テーマや能力、個性等に配慮し、学生と教員との間で話し合っ決められた演目について、研究指導が行われている。【根拠4(3)-33】また、声楽の学生についてはオペラを中心とした研究指導が行われ、学生の個性や声質、ステージでの立ち居振る舞い等を見極め、学生と相談の上、一人ひとり適切な役柄を配するなど、個別性の高い研究指導を行っている。【根拠4(3)-34,35】

履修科目登録の上限は特に定めていないが、その研究内容の性質上、殆ど個々の学生の研究テーマに合わせ、研究指導教員及び研究指導補助教員、レッスン担当教員、副論文指導教員が、修士論文又は特定の課題の指導に当たっている。【根拠4(3)-36,37】

音楽学部同様、シラバスに明示されている内容から学生は事前に授業内容に目を通し、授業に臨むことができる。各年次にわたって学生は、十分な自学自習の時間が確保できるようになっている。学生による主体的な研究活動を重視し、「プロフェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」等、学生一人ひとりの研究テーマに即した教育課程となるよう体制を整備している。

学生に対する履修指導については、2月に受講希望科目、希望担当教員、その他の予定

している研究内容、および学内オーケストラ、ウィンド・オーケストラへの参加意向等を聴取している。【根拠 4(3)-38】3月に研究指導教員が学生と個別面談を行い、研究内容を確認して、履修指導を行っている。その後、学生が「大学院研究計画書」または「論文テーマ提出用紙」を作成し、レッスン担当教員、および研究指導教員・研究指導補助教員が確認の上、大学事務局に提出する。このように、音楽研究科では、個々の学生の研究テーマに合わせ、授業科目の内容編成等について個別に面談を実施し、側面的な支援を行っている。学位論文の作成についても、修士論文又は特定の課題について、1年次で提出する前述の「大学院研究計画書」、2年次で提出する「修士(副)論文テーマ提出書」を基に修了まで見据えた指導を研究指導教員・研究指導補助教員、レッスン担当教員、副論文指導教員が行なっている。【根拠 4(3)-39】

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

<1> 大学全体

本学では、カリキュラム委員会にて毎年度、各科目担当者にシラバス内容の記載を要請している。従って、科目担当者は毎年シラバス見直しの機会があり、実施している授業内容・方法に沿うようなシラバス内容の検討が行われている。【根拠 4(3)-40】また、シラバスに基づいて授業が展開されているかについては、授業評価アンケートにおいて学生から直接、意見を集約して点検している。【根拠 4(3)-41】2009年度以降の具体的な取り組みは次のとおりである。シラバスについては、音楽学部・音楽研究科とも、2009年度「授業概要」の項目を追加し、2010年度シラバス作成の際に年間授業計画を含めた記入要領を添付して、記述の精粗を極力少なくするよう改善してきた。【根拠 4(3)-42, 43】2011年度については、シラバス作成に当たり、授業計画について各回の内容を明示することを大前提として基準を揃えた。【根拠 4(3)-44】また、2011年度よりシラバスのWEB入力を実施し、授業計画の入力画面上で、各回の入力を必須にするような制限を設ける形に設計した。【根拠 4(3)-45】2012年度については、年間の授業スケジュール、授業時間外の学習(予習・復習)、および授業の到達目標の記載について、精度を上げるよう求めた。【根拠 4(3)-46】

<2> 音楽学部

授業評価アンケートにおいて2013年度については、「シラバス(主題と目標、授業計画)に沿って授業が行われましたか」という質問に対して、「そう思う」「ややそう思う」の合計値が90.99%という結果となっており、音楽学部においてはシラバスに基づいて授業が展開されていると判断できる。なお、シラバスはホームページに掲載しており、学外からでも閲覧が可能である。【根拠 4(3)-47】

毎年、シラバス掲載内容等について検討の上、全ての科目の記載について、科目担当者にシラバス記載の要請を行い、授業内容・方法とシラバスとの整合性について、見直しを行っている。【根拠 4(3)-48】

<3> 音楽研究科

授業評価アンケートにおいて「シラバス(主題と目標、授業計画)に沿って授業が行われましたか」という質問に対して、「そう思う」「ややそう思う」の合計値が93.76%という結果となっており、音楽研究科においてもシラバスに基づいて授業が展開されていると判断できる。【根拠 4(3)-49】

音楽学部同様、シラバス掲載内容等について検討の上、全ての科目の記載について、科目担当者にシラバス記載の要請を行い、授業内容・方法とシラバスとの整合性について、見直しを行っている。

(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

<1>大学全体

成績の評価は、授業科目の担当教員が、定期試験等の成績、平常の授業態度、授業への参加姿勢を総合して行っている。成績評価基準は、S、A、B、C、Dの5種類で行われ、S、A、B、Cのいずれかの評価を受けた場合を合格として、当該授業科目について所定の単位を認定している。全ての科目の成績の評価基準の詳細については、「洗足学園音楽大学成績の評価基準」「洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準」に規程として定めた上で、履修要項に明記しており、学生に周知している。【根拠4(3)-50, 51】

<2>音楽学部

講義・実習・演習科目では、授業科目の担当教員が定期試験・提出レポート等の成績、平常の授業態度・小テストの成績、授業への参加姿勢を総合して行う。但し、同一科目を複数の教員で担当する場合は成績評価方法の統一を図っている。【根拠4(3)-52】実技科目では、学生は原則として毎週1回の個人レッスンを受け、実技試験に合格しなければならない。実技試験は、一人ひとりの演奏を複数の担当教員が聴いて採点し、その平均点を算出して評価の基準としている。【根拠4(3)-53】成績評価は「洗足学園音楽大学成績の評価基準」に規程として定めた上で、「評価の定義及びガイドライン」を履修要項に明示し、運用している。全ての科目の成績の評価基準の詳細については、シラバスに明記しており、学生に周知している。

開設授業科目の必修または選択区分及び単位数については履修要項に明示している。教育課程の編成方法及び授業科目・単位数については、学則第36条に規定し、同38条の規定により、単位の計算方法を定めている。①講義及び演習については、15時間から30時間までの時間の授業をもって1単位とする。②実習及び実技については、30時間から45時間までの時間の授業をもって1単位とする。③音楽の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。この基準に基づいて単位認定している。

既修得単位認定については、学則第45条に定め、入学前の既修得単位の認定(編入学者を除く)については、2014年3名に対して認定しており、入学前の既修得単位の認定(編入学者対象)については、5名に対して認定している。【根拠4(3)-54, 55】

<3>音楽研究科

音楽研究科における成績評価は、講義科目については、定期試験等の成績、平常の授業態度並びに授業及び演奏活動への参加姿勢について、各科目の担当教員が総合的に判断して評価している。演習科目、実技科目については、基本的な考え方は音楽学部と同様であるが、「プロフェッショナル特殊研究」や「アンサンブル研究」等、いくつかのプログラムで構成されている科目については、当該科目の担当教員である研究指導教員が、各プログラムの担当教員から成績を取りまとめ、それらを総合的に勘案して、評価を行っている。【根拠4(3)-56】成績評価は「洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準」に規程として定めた

上で、「評価の定義及びガイドライン」を履修要項に明示し、運用している。

開設授業科目の必修または選択区分及び単位数については、大学院履修要項に明示している。教育課程の編成方法及び授業科目・単位数については、大学院学則第26条に規定し、単位の計算方法については、音楽学部学則38条の規定に準拠して定めている。

音楽研究科における既修得単位認定については、音楽研究科設置以降、単位認定の条件を充たす学生がいなかったため、認定していない。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

<1>大学全体

FD委員会・大学院FD委員会において、授業評価アンケートの結果を基に、教育成果についての定期的な検証を行っている。【根拠4(3)-57~60】また、FD委員会・大学院FD委員会は検証結果を教授会に報告し、その報告を受け、カリキュラム委員会において、教育課程や教育内容・方法の改善に向けた不断の見直しを行っている。【根拠4(3)-61, 62】

<2>音楽学部

音楽学部のカリキュラムについては、カリキュラム委員会において定期的に見直しを行っている。2011年度は、同委員会に初年次教育WGを立ち上げ、初年次教育の観点から引続き教養科目の充実について段階的に改善を進めている。【根拠4(3)-63】

また、授業評価アンケートを毎年実施して、各教員にフィードバックし、概要をホームページにて公開している。【根拠4(3)-64】

FD委員会は、2013年度「洗足学園音楽大学ならではの教育とは」というテーマのもと審議、討論を重ねてきた。進め方としては、実習・実技科目を支える講義科目を割り出し、講義科目担当教員へのヒアリングを行うこととした。①実習・実技科目を支えるために必要な講義科目、②実習・実技科目に直接的には関わらないが推薦する講義科目の2点について各委員にアンケートを実施した。その後の審議、討論で様々な意見が出る中で、ソルフェージュや英語など教養講義科目は、実習・実技科目を受講する学生にとって、有効なものであるという結論に至った。

2014年度は「本学における教育の質保証」を年間メインテーマに据え、活動を行っている。その中で、「人材養成目的」、「教育研究上の目的」、「コースの目標と推薦基礎科目」に関して、随時、検証を行っている。

このように、授業内容の改善を図るために、FD委員会において、組織的、定期的に検証を行っている。

<3>音楽研究科

音楽研究科のカリキュラムについては、カリキュラム委員会に於いて定期的な見直しを行っている。教育成果の検証に関しては音楽研究科単独の組織的な取り組みを行うため、従来、音楽学部・音楽研究科の合同でFD委員会を開催してきたが、2010年度より大学院FD委員会として独立させた。2013年度の前期に大学院FD活動の取り組み内容を審議し、後期に取り組み施策を実施することを方針とし、①授業の相互参観・ディスカッション、②教員間研修会、③FDセミナー3点を実施した。【根拠4(3)-65】

2011年度は2010年度に掲げた3つの方針を踏襲して活動を実施し、大学院FD委員会を

4 回開催した。教員間研修会については、音楽研究科設立時の教員であり、現在本学名誉教授・東京学芸大学名誉教授を招聘して研修会を実施した。また、ピアノコースでは本学教員による「バッハの作品について」の研修会を音楽学部・音楽研究科合同で実施している。FD セミナーは前年度同様に FD 委員会と連携し、佛教大学の教授から前回よりさらに的を絞った、学生の変化に合わせて FD 活動するエデュケーショナル・ディベロップメントの着想についての講演を実施した。【根拠 4(3)-66】2012～2013 年度の大学院 FD 委員会は、①コースごとの FD 活動②教員間研修会の継続、③大学院の持つ課題について、の 3 点を検討テーマとして 4 回開催した。具体的には、2013 年度はコース毎に教員間研修を行って取組内容を発表し、学内外からの講師を招いて大学院の在り方・運営・将来について研修を行った。【根拠 4(3)-67】2014 年度は「FD 活動として各教員が自身の取り組みで向上できると考えられることについて」をテーマに据え、活動を行っている。

2. 点検・評価

●基準 4(3)の充足状況

音楽学部・音楽研究科ともに、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっている。各授業科目のシラバスも整備しており、成績評価と単位認定は適切に行われている。教育成果については FD 委員会・大学院 FD 委員会において定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけるよう取り組みを実施している。以上のことから、本項目の基準はおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

音楽学部・音楽研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしており、教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっている。

音楽学部は、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位に設定し、単位の実質化を図っている。音楽研究科では、履修指導及び学位論文の作成について、修士論文又は特定の課題について、1 年次で提出する「大学院研究計画書」、2 年次で提出する「修士（副）論文テーマ提出書」を基に、履修指導から修了まで見据えた指導を研究指導教員・研究指導補助教員、レッスン担当教員、副論文指導教員が行なっている。

シラバスは、授業形態、配当年次、期間、対象コース、科目分類、単位、主題・到達目標、授業概要、授業時間外の学習（予習・復習について）、成績評価の方法及び基準、授業で使用するテキスト・参考文献、前提科目（必要な科目のみ記載）、履修の条件・クラス分けの方法（履修者への要望等）、年間授業計画等について、統一した書式を用いて作成している。シラバスはホームページに公表している。

各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、単位を設定し、認定している。

既修得単位の認定については、大学設置基準に定められた基準に基づいて、適切な基準を設けて実施している。

単位制度の趣旨に照らし、学生の主体的な学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、カリキュラム委員会が所管となる責任体制のもと、

恒常的かつ適切に検証を行い、その結果を教授会において報告し、改善につなげている。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的としてFD委員会による組織的な研修・研究の機会を設けている。

教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織・権限、手続については、学則及び規程集において明確にしており、その検証プロセスについても、適切に機能し改善につなげている。

②改善すべき事項

2013年度後期より、幅広い情報を掲示・伝達及び学習活動を総合的に支援する様々な機能が利用できるWEB上のシステム「SENZOKUポータル」を導入した。これにより、特に学生教員間双方向のコミュニケーションが可能となり、学生の主体的な学習を促すサポート体制が整備された。

この「SENZOKUポータル」の導入により、学生のより積極的な学習を促す環境は整備されつつあるが、まだ緒についたばかりであり、どのような効果が得られるかは未知数である。ポータルを活用して、学生が予習・復習を行う過程で生じた疑問や意見を即時教員に投げかける等、想定される活用方法以外にも発展させることで、より快適な学習環境の提供に務めることが肝要である。

音楽学部全体の単位修得率は年々改善してきているが、2013年度の講義科目の不合格者が平均11.1%と、主科レッスン及び副科レッスンに比べて単位修得率がやや低いことは、改善すべき点である。

学生の主体的参加を促す授業方法について、予習・復習時間の実態が把握出来ていない。実技以外の予習・復習が少ないことが講義科目の単位修得率低下を招いている懸念があるので、まず、実態把握を行うことが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教育目標の達成に向けた授業形態を採用し、履修科目登録を上限設定し、学習指導の充実を図り、音楽研究科の研究指導計画に基づき研究指導・学位論文作成指導を行う。以上のことから教育方法および学習指導をより適切にする。

シラバスの内容を充実させ、授業内容・方法とシラバスの整合性を図り、シラバスに基づいた授業を展開していく。

厳格な成績評価を行い、単位制度の趣旨に基づく単位認定、適切な既修得単位認定により、成績評価と単位認定を適切に行う。

教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけ、各委員会並びに教授会により組織的研修・研究を実施する。

②改善すべき事項

「SENZOKUポータル」の導入により、学生のより積極的な学習を促す環境は整備されつつあるが、ポータルを活用して、学生が予習・復習を行う過程で生じた疑問や意見を即時教員に投げかける等、想定される活用方法以外にも発展させることで、より快適な学習環境を提供していくとともに新たな「SENZOKUポータル」の活用も模索する。

講義科目の単位修得不可者が多いことについて、学年別、科目別の分析を行うなど、教

務委員会において具体的な検討を行う。

学生の主体的参加を促す授業方法について、予習・復習時間の実態を把握するとともに、例えば、シラバスにより具体的な準備学習の内容や標準学習時間の目安を示すことを検討する。また、学生がプレゼンテーションやディスカッションを行ったり、チームで特定の課題に取り組む経験をさせたり、学生同士が教え合ったりする機会を増やすことなどが必要であり、具体的な施策について取り組む。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 (既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014
- 4(3)-2 (既出 4(1)-20) 音楽学部履修要項 2014
- 4(3)-3 2014 年度大学院研究指導教員・研究指導補助教員
- 4(3)-4 大学院研究計画書
- 4(3)-5 大学院修士論文・修士副論文テーマ提出用紙
- 4(3)-6 ピアノ奏法研究(シラバス抜粋)
- 4(3)-7 オーケストラ研究(シラバス抜粋)
- 4(3)-8 吹奏楽研究(シラバス抜粋)
- 4(3)-9 アンサンブル実習(シラバス抜粋)
- 4(3)-10 バンド・ワークショップ(シラバス抜粋)
- 4(3)-11 授業改善のためのアンケート結果 (学部・専攻科-レッスン)
- 4(3)-12 2014 年度開講クラスの規模・履修者一覧
- 4(3)-13 平成 26 年度コース別合奏授業履修者数一覧
- 4(3)-14 平成 26 年度「バンド・ワーク・ショップ」履修者数集計
- 4(3)-15 公開講座の開設状況
- 4(3)-16 (既出 3-38)2014 年度合奏指導教員人数
- 4(3)-17 (既出 2-14)2014 年度合奏・合唱授業関連指導教員一覧
- 4(3)-18 洗足学園音楽大学 2014 時間割(抜粋：管楽器・弦楽器・ギター・打楽器コース)
- 4(3)-19 (既出 4(2)-49)音楽史(シラバス抜粋)
- 4(3)-20 平成 23 年度第 3 回教務委員会議事録・資料
- 4(3)-21 成績比較(2009 年度-2013 年度)
- 4(3)-22 フルートオーケストラ(シラバス抜粋)
- 4(3)-23 打楽器アンサンブル(シラバス抜粋)
- 4(3)-24 サックスオーケストラ (シラバス抜粋)
- 4(3)-25 アンサンブルヌーボー (シラバス抜粋)
- 4(3)-26 ファンファーレオーケストラ (シラバス抜粋)
- 4(3)-27 室内楽研究(シラバス抜粋)
- 4(3)-28 ブリティッシュブラス (シラバス抜粋)
- 4(3)-29 2014 年度演奏会一覧 (教授会資料抜粋)
- 4(3)-30 (既出 2-18)高い自由度を持ったカリキュラム(HP 掲載画面)
- 4(3)-31 プロフェッショナル特殊研究(シラバス抜粋)
- 4(3)-32 アンサンブル研究(シラバス抜粋)

- 4(3)-33 2014 大学院・ピアノコース開設クラス・2014PF カリキュラム説明会配布資料
- 4(3)-34 2014 大学院・声楽コース開設クラス
- 4(3)-35 大学院の特色 (HP 抜粋)
- 4(3)-36 2014 年度修士副論文作成にあたって
- 4(3)-37 2014 年度修士副論文テーマ一覧
- 4(3)-38 大学院カリキュラム説明会資料
- 4(3)-39 (既出 4(2)-2) 洗足学園音楽大学学位規程
- 4(3)-40 2014 年度シラバス登録要領
- 4(3)-41 2013 年度後期 授業改善のためのアンケート講義用全体集計結果
- 4(3)-42 音楽史 (2009 年度シラバスより抜粋)
- 4(3)-43 2010 年度履修ガイド執筆依頼文書・22 年度配布用原稿様式
- 4(3)-44 シラバス作成にあたって・23 年度配布用原稿様式
- 4(3)-45 2011 シラバス原稿作成要領
- 4(3)-46 2012 シラバス原稿作成要領
- 4(3)-47 (既出 1-14) 教育情報 DataBook2014 (HP 掲載画面)
- 4(3)-48 2013 年度第 6 回カリキュラム委員会議事録
- 4(3)-49 2013 年度後期 授業改善のためのアンケート講義用全体集計結果(大学院)
- 4(3)-50 洗足学園音楽大学成績の評価基準
- 4(3)-51 洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準
- 4(3)-52 和声学・ソルフェージュ採点要領・教職ピアノ実習試験要領
- 4(3)-53 採点委員一覧、成績一覧
- 4(3)-54 2014 年 5 月教授会議事録
- 4(3)-55 平成 26 年度他大学等での既修得単位の単位認定一覧表
- 4(3)-56 アンサンブル研究・プロフェッショナル特殊研究ポータル採点登録画面
- 4(3)-57 (既出 3-65) 2013 年度大学 FD 委員会議事録
- 4(3)-58 (既出 3-67) 2014 年度大学 FD 委員会議事録
- 4(3)-59 (既出 3-68) 2013 年度大学院 FD 委員会議事録
- 4(3)-60 (既出 3-69) 2014 年度大学院 FD 委員会議事録
- 4(3)-61 2013 年度カリキュラム委員会議事録
- 4(3)-62 2014 年度カリキュラム委員会議事録
- 4(3)-63 一般教養部会 (教授会資料)
- 4(3)-64 学生による授業改善のためのアンケートの集計結果 (HP 掲載画面)
- 4(3)-65 (既出 3-64) 2010 年度大学院 FD 委員会議事録
- 4(3)-66 2011 年度大学院 FD 委員会議事録
- 4(3)-67 2012 年度大学院 FD 委員会議事録

第4章 教育内容・方法・成果 (4) 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

<1> 大学全体

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかの検討は、音楽学部、音楽研究科が種々の評価指標を用いて、全体として教育目標が達成されているか、個々の学生について教育目標に沿った学習成果が上がっているかについて判断し、その結果に応じて、教育課程や教育内容・方法の見直しを行っている。

教育目標に沿った成果が上がっているかどうかを測定する指標である学生の自己評価、就職先の評価、卒業生の評価については、制度として評価システムはないが、学生の自己評価については、授業改善のためのアンケートから関連する評価結果が出ている。【根拠 4(4)-1, 2】

<2> 音楽学部

音楽学部では、成績評価指標として GPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、成績優秀者や奨学生の決定の際の基礎データとして活用しているが、履修指導等の学生の学修支援にも活用している。【根拠 4(4)-3, 4 p89, 5, 6】シラバスには、主題・到達目標、成績評価の方法及び基準を示しており、学生の学習成果測定の手掛かりを与えるものになっている。授業科目には、講義科目、演習科目、実技科目があるが、それぞれに教育上の効果測定方法は異なる。【根拠 4(4)-7】講義科目における教育上の効果は、前・後期の定期試験結果、出席状況、授業に参加する姿勢、小テスト、レポートの回答内容などを元に、各科目の担当教員が学生の理解度・定着度・応用力などを総合して評価する。それぞれの点検要素(評価)をどのような割合にするかは、原則として、各科目の担当教員に委ねられているが、共通科目を複数の教員が担当する場合は、担当教員間で評価について共通基準を設けて評価を行う。【根拠 4(4)-8】演習科目である「ソルフェージュ」、「和声学」などについては、同一科目を複数クラスで実施することから、担当教員間で共通の評価基準を設けて評価を行う。【根拠 4(4)-9】演習科目の中でも、室内楽研究などについては、授業への参加姿勢を勘案しつつ定期試験を行い、複数教員が評価する。【根拠 4(4)-10】実技科目については、個人レッスンであり、学生一人ひとりの技術水準や到達目標、教育指導の効果を、教員と学生が一緒に確認しながら進めることが可能なため教育効果は高い。その効果の測定に関しては、原則として、年1回の定期実技試験等を実施し、公平に評価するため複数教員が評価を行っている。【根拠 4(4)-11】2013年度のGPAについては、いずれの学年においても、GPA2.0以上2.5未満が最も多い比率となっており、GPA1.5未満の144名については、履修制限を設け、履修指導を行っている。【根拠 4(4)-12】

2008年度から学生の自己評価として、授業改善のためのアンケート項目にレッスンを通して演奏技術は上達したかどうかを質問しており、2013年度のアンケート回答では、「上達したと思う」75.09%、「ややそう思う」21.86%となっている。合計すると96.95%であり、レッスンに限ると学生の自己評価は高い。2014年度においては、学生の学修時間の実態や学修行動・学修経験の把握を目的として、全学生を対象として「学修行動調査」を実

施し、学修成果に関する学生の自己評価把握に努めている。【根拠4(4)-13】また、学生が自らの学修について、過程も含めて到達度を自己評価し、次に取り組むべき課題を見つけることができる仕組みとして試験的に学修ポートフォリオを導入した。【根拠4(4)-14,15】卒業生の進路の評価としては、2013年度に合格率が上がった音楽教室の講師を挙げることができる。特にヤマハ音楽教室の講師については、2011年度28.0%、2012年度61.9%、2013年度には82.4%へと、過去3年間の合格率が飛躍的に上昇した。これは、音楽教室の講師を進路先として意識する学生が、履修可能な授業の見直しを行ったこと、さらには、大学事務局が教員と連携したヤマハ音楽講師対策のガイダンスを行い、これを受講することにより、学生が目的意識を持続し、具体的な試験対策を実践できた結果と思われる。【根拠4(4)-16】また、吹奏楽の分野においては、海上自衛隊東京音楽隊とインターンシップの協定を結び、東京音楽隊と本学の吹奏楽を学習する学生達とのジョイントコンサートを実施し、演奏を通じて身近に音楽隊を体感できる機会を設けている。インターンシップの期間においては、東京音楽隊の隊員の仕事についてインターンシップを通じて経験し、学生自らの進路の具体的なイメージを持つ良い機会となっている。その結果もあり、採用結果は年度により採用者数の差はあるものの、直近3年は音楽隊へ継続して採用されている。【根拠4(4)-17~19】一般企業への就職としては、学校推薦による就職もあり、特定の企業に採用されている。【根拠4(4)-20】卒業生からの評価については、卒業後5年及び10年後に「卒業生キャリアアンケート」を送付し、2012年度より紙ベースおよびホームページでの回答を促しているが、体系立てて取り纏めるには至っていない。【根拠4(4)-21】個々の評価としては、アンケートの中で、大学で学んだレッスン、アンサンブル、合奏授業などで「創造力、プランニング力、表現力、団結力が身についた。」、演奏会実習を通して「企画・構成を行ったことが仕事に活かされている。」などのコメントが記載されている。また、大学では、卒業生を毎年数名事務職員として採用しているが、「1対1のレッスンを受ける上で、礼儀作法や目上の方に対する言葉遣いや振る舞いが自然と身に付いた。」「演奏会実習などを通じて、沢山の人の力があって成り立つものだと思えることができたことは、社会に出ても様々な立場から物事を考える想像力に結びついた。」などの意見が出ている。【根拠4(4)-22】

<3>音楽研究科

音楽研究科では、成績評価指標としてGPA (Grade Point Average) 制度を導入しており、成績優秀者や奨学生の決定の際の基礎データとして活用している。【根拠4(4)-23,24】実技系の学生については、プロの演奏家になるという目標に対し、どの程度まで到達できたかという基準で、「大学院コンサートシリーズ」などの演奏会におけるパフォーマンスを見極め、指導に反映している。【根拠4(4)-25】演奏会については、事前にオーディションを実施することが多く、学生が主体的に研究成果を確認できる機会を提供している。それらのオーディション、演奏会等は公開形式で行うため、学生間の相互啓発や、教員間における指導方法の検証にもつながり、他者との比較による、研究成果の確認も行うことができる。【根拠4(4)-26】理論系の学生については、随時行われる研究会や論文中間発表会等における評価を継続的に実施することにより、教育・研究効果を確認している。【根拠4(4)-27】「大学院コンサートシリーズ」は修了演奏会を最終ゴールとし、1年次修了時に行われる研究演奏会のほか、「オペラガラコンサート」、教員や現役演奏家と、大学院生との協演による「名手と

共に」、修了演奏会での各部門・首席演奏者による「大学院グランプリ特別演奏会」を実施している。【根拠 4(4)-28】以上の機会を通して学生自身、あるいは相互に研究成果を確認すると同時に、大学院担当教員も教育・研究指導上の成果を検証して、研究指導に役立っている。

学生の自己評価として、音楽学部同様授業評価アンケートを実施しているが、アンケート項目の「レッスンを通して演奏技術は上達したかどうか」という設問に対し、2013年度アンケート回答では、「上達したと思う」100%であり、レッスンに限ると学生の自己評価は非常に高い。音楽研究科の学生に対して、音楽学部生同様、進路・就職アンケートと個別カウンセリング、進路・就職に関するガイダンスやセミナーを実施しているが、音楽学部生に対する「卒業生キャリアアンケート」に相当する評価やアンケートは実施していない。【根拠 4(4)-29, 30】

(2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

<1> 大学全体

音楽学部については「洗足学園音楽大学学位授与方針」に、音楽研究科については「洗足学園音楽大学大学院学位授与方針」にそれぞれ学位授与方針を定め、「洗足学園音楽大学学位規程」に学位授与の要件、修士論文等審査について定め、ホームページ等に公開し明示している。【根拠 4(4)-31~34】また、卒業及び学位授与、卒業・修了要件については、音楽学部及び音楽研究科の学則・履修要項に定め、ホームページ等に公開し明示している。【根拠 4(4)-35 第 37 条・第 47 条、4(4)-36 第 27 条・第 29 条、4(4)-37 p3】学位授与手続きについては、毎年2月に教務委員会にて「卒業判定基準」にのっとり卒業・修了判定を行い、同月開催の教授会及び大学院教授会にて審議・承認している。【根拠 4(4)-38, 39】

<2> 音楽学部

学位(学士)の授与方針、基準については、学則第8条、第37条、および第47条において、要件として4年以上の在学、所定の教育課程に従い、124単位以上を修得しなければならないことを挙げている。最終学年の実技試験については、主に演奏能力の水準が卒業に値するかを複数の教員によって判定する。また、卒業演奏に相応しい課題を与え、試験会場も前田ホール、講堂(2400教室)、シルバーマウンテン、ビッグマウス等のホールまたはそれに準ずる会場で、リサイタルさながらの環境で実施している。【根拠 4(4)-40, 41】過去3年間の卒業判定の平均合格率は89.2%となっている。【根拠 4(4)-42】

<3> 音楽研究科

学位(修士)の授与方針、基準については、「大学院学則」第6条、第27条、および第29条において、要件として2年以上の在学、所定の教育課程に従い、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および試験に合格することを挙げている。

課程修了の認定については、「大学学位規程」第7条に記載のとおり、教授会において、大学院修士課程の学生の修得単位並びに修士論文(又は特定の課題)の審査及び試験の結果に基づき、審議の上、その学生の課程修了認定の可否を議決する。過去5年間の学位授与者数は、2009年度47名、2010年度43名、2011年度46名、2012年度49名、2013年度36名である。過去5年間の学位授与状況をみると、2009年度96%、2010年度93%、2011

年度および2012年度98%、2013年度95%と、学位取得が平均96%となっている。【根拠4(4)-43】音楽研究科4専攻の内、器楽専攻・声楽専攻では「修了演奏およびその内容に関する副論文」、音楽教育学専攻では「修士論文」、作曲専攻では「修了作品及び副論文(但し、音楽学は修士論文のみ)」を以て、学位審査を行っている。【根拠4(4)-44】

個別研究指導を行った教員以外に、複数の教員が審査に加わることによって、審査の客観性と厳格性が十分に担保されている。

2010年度に「大学院修士論文審査基準」「学位規程」「大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」等関連規程の制定・改廃を行った。また、「大学院修士論文審査基準」については、修士論文、修了演奏、修了作品及び修士副論文の審査基準に関して見直しを行い、規程として制定し、明確にした。【根拠4(4)-45, 46】2011年度からは、大学院履修要項に修士論文審査基準を明示し、ホームページに学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を明記すると共に、周知を図った。2012年度からは、ホームページに修士論文審査基準も掲載している。【根拠4(4)-47~49】

2. 点検・評価

●基準4(4)の充足状況

音楽学部・音楽研究科ともに学位授与基準に基づき適切な学位授与が行われている。しかしながら、学生の学習成果を測定するための学生自己評価、卒業後の評価に関しては、その取り組みは緒についたばかりである。以上のことから、評価方法や評価指標の開発に努めているが、学修成果を把握し、検証するという点では達成が十分ではないと判断し、今後の課題と認識している。

①効果が上がっている事項

音楽学部においては、GPA制度の導入により、学生の学修状況の把握が容易となり、GPA1.5以下の学習が不十分な学生に対する履修指導を行うなど、留年対象者の傾向を早めに把握することも可能となった。

音楽研究科においては、大学院学則及び学位規程に定める基準と手続きは公正・厳格に必要な事項を規定し、運用されており、学位論文の複数の審査員による審査、及びそれに基づく修了認定の客観性・厳格性は十分に担保されている。

②改善すべき事項

学生の自己評価として、現在行っている学生による授業評価アンケートと併せ、2014年度より学修ポートフォリオの作成を導入したが、内容の充実を図り、より学生の自己評価に基づいた目標の設定及び学習効果の改善を目指す。

音楽学部においては、今年度初めて学修行動調査を実施したが、全国平均値との比較分析、経年による比較分析等、詳細な検討を行うまでには至っていない。

卒業生の評価については行われているが、卒業後の就職先の評価については、音楽学部・音楽研究科とも、体系的に行われていないので、取り組むべきである。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

音楽学部においては、GPA制度の導入により、留年対象者の傾向を早めに把握すること

が可能となったので、履修指導の継続などにより、この対象者数を減らすなどの改善に引き続き取り組んでいく。

音楽研究科においては、大学院学則及び学位規程に定める基準と手続きについて、公正厳格の観点から常に見直しを行っていく。

②改善すべき事項

学習効果を測定し、履修指導等の学生の学修支援に役立てるために、音楽研究科においても、授業評価アンケートに併せ、学修ポートフォリオ・学修行動調査を導入する。

学修行動調査に関しては、毎年実施することとし、全国平均値との比較分析、経年による比較分析等、詳細な検討を行う。

卒業生の評価については、卒業後5年及び10年後に「卒業生キャリアアンケート」を送付しているが、卒業時における「進路報告書」と併せて、学習成果に関する自己評価の調査実施に着手する。

卒業後の就職先の評価については、音楽学部・音楽研究科ともに、組織的に取り組む手法について検討する。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 (既出4(3)-11)授業改善のためのアンケート結果(学部・専攻科-レッスン)
- 4(4)-2 授業改善のためのアンケート結果(大学院-レッスン)
- 4(4)-3 (既出4(3)-50)洗足学園音楽大学成績の評価基準
- 4(4)-4 (既出4(1)-20)音楽学部履修要項2014
- 4(4)-5 2013年度第5回教務委員会議事録・資料
- 4(4)-6 2014年度奨学金委員会議事録
- 4(4)-7 (既出4(1)-11)音楽学部2014シラバス(CD-ROM)
- 4(4)-8 教職ピアノ実習・試験実施要領等
- 4(4)-9 (既出4(3)-52)和声学・ソルフェージュ採点要領・教職ピアノ実習試験要領
- 4(4)-10 2013年度室内楽研究実技試験採点結果等
- 4(4)-11 学年末実技試験採点委員委嘱状・採点結果(声乐)
- 4(4)-12 2013年度成績集計(GPA)
- 4(4)-13 学修行動調査 集計結果
- 4(4)-14 学修ポートフォリオ
- 4(4)-15 平成26年度履修登録について
- 4(4)-16 ヤマハ音楽教室講師採用試験結果
- 4(4)-17 平成26年度海上自衛隊東京音楽隊との覚書
- 4(4)-18 平成26年度海上自衛隊東京音楽隊インターンシップ実施概要、海上自衛隊インターンシップ参加者リスト
- 4(4)-19 自衛隊音楽隊入隊者リスト
- 4(4)-20 平成22-25年度卒業生の進路先一覧
- 4(4)-21 卒業生キャリアアンケート2013
- 4(4)-22 卒業生キャリアアンケート コメント抜粋
- 4(4)-23 (既出4(3)-51)洗足学園音楽大学大学院成績の評価基準

- 4(4)-24 2013 年度第 5 回教務委員会議事録・資料
- 4(4)-25 2014 大学主催演奏会一覧・大学院コンサートシリーズチラシ
- 4(4)-26 リサイタルシリーズ案内文
- 4(4)-27 中間発表詳細および要旨提出要領・論文テーマリスト
- 4(4)-28 大学院グランプリ特別演奏会チラシ
- 4(4)-29 キャリアサポート HP 掲載画面
- 4(4)-30 2014 年度ガイダンス一覧 HP 掲載画面
- 4(4)-31 (既出 4(1)-7) 洗足学園音楽大学学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
- 4(4)-32 (既出 4(1)-13) 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)
- 4(4)-33 (既出 4(2)-2) 洗足学園音楽大学学位規程
- 4(4)-34 (既出 1-14) 教育情報 DataBook2014 (HP 掲載画面)
- 4(4)-35 (既出 1-3) 洗足学園音楽大学学則 2014
- 4(4)-36 (既出 1-6) 洗足学園音楽大学大学院学則 2014
- 4(4)-37 (既出 4(1)-21) 大学院履修要項 2014
- 4(4)-38 2014 年 2 月学部教授会議事録・資料
- 4(4)-39 2014 年 2 月大学院教授会議事録・資料
- 4(4)-40 学年末実技試験採点表(作曲・ミュージカル・管楽器・弦楽器・R&P など)
- 4(4)-41 2014 年度学年末実技試験日程
- 4(4)-42 卒業判定
- 4(4)-43 大学院における学位授与状況
- 4(4)-44 音楽研究科各専攻の審査過程、2013 年度大学院実技試験・集計表、2013 年度大学院修士副論文口頭試問スケジュール
- 4(4)-45 洗足学園音楽大学大学院修士論文審査基準
- 4(4)-46 (既出 4(1)-17) 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針
- 4(4)-47 (既出 4(1)-14) 洗足学園音楽大学大学院学位授与方針(大学 HP 該当ページ)
- 4(4)-48 (既出 4(1)-19) 洗足学園音楽大学大学院教育課程・実施方針(大学 HP 該当ページ)
- 4(4)-49 大学院修士論文審査基準(HP 掲載画面)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

<1> 大学全体

大学全体の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、入学試験要項、ホームページにおいて明示し、広く公開している。学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を明示するに当たり建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的も併せて明示している。【根拠 5-1 p1~2, 2 p2~3, 3 p2~3, 4 p1~3, 5】

入学試験要項には、出願資格、選考方法を示し、コース・楽器毎に専門試験科目の課題を明らかにすることにより、修得しておくべき知識等の水準を知ることが可能となっている。

障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項、受験・就学に際して特別な措置を必要とする場合、出願に先立ち問い合わせることを明示しており、個別に状況を判断した上で対応している。

<2> 音楽学部

音楽学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、洗足学園音楽大学入学者選考規程第3条第3項の規定に基づき次のように定めており、【根拠 5-6】入学試験要項、ホームページにて公開している。

- (1) 基本的な演奏技術・表現技法を有し、将来的にプロフェッショナルを目指す人材、及び音楽を深く愛し、自己の研鑽に意欲的である人材。
- (2) 主体的に学ぶ姿勢を持ち、世界の様々な地域、民族、時代の音楽を受容し、理解しようとする人材。
- (3) 仲間とともに 数多くの演奏会の企画・運営・実施に参加し、実践を通して実社会への適応力、問題解決力、コミュニケーション能力を習得しようとする人材。
- (4) 音楽に対する強い情熱と感動を持ち、指導者として必要な知識・技術・人間性を身につけようとする人材。

(各コースのアドミッション・ポリシー)

作曲：作品を書く基礎となる、和声学を始めとした正格な各種書法の訓練を根気強く続けることの出来る学習意欲、かつ創造性に根ざした創作意欲のある人材を求める。

音楽：音響デザイン：現代のミュージック・シーンにおける作曲、編曲、音響（録音・PA）など音楽制作に関わる分野に深い関心を持ち、ミュージッククリエイターとして、必要な知識と技術の習得に強い意欲を持って取り組む事が出来る人材を求める。

ピアノ：基礎的な演奏技術を有し、数あるピアノ作品に対し深い探究心を持つ者で、本学の幅広い音楽環境にて研鑽を積み、更なる技術の向上を目指し、演奏、教育の面で社会に貢献できるようになりたいという熱意と夢を持つ人材を求める。

オルガン：基礎的な演奏能力を有し、オルガンとオルガン作品に興味を持ち、その魅力を広く社会に伝えることを目標に、オルガンの持つ多面的な可能性を求めながら深い知識と技術習得に積極的に取り組むことが出来る人材を求める。

電子オルガン：基礎的な演奏能力と即興能力を有し、クラシックからポピュラーまで幅広いジャンルに興味を持ち、演奏技術と音楽理論の高度な専門性と、音楽表現の可能性についての幅広い視野とスキルを身に付けることを目指す人材を求める。

管楽器：基礎的な演奏能力を有し、より高度な演奏技術や知識、教養に対し深い探究心を持っている者で、ソロ演奏へ取り組むのはもちろん、吹奏楽・オーケストラ・室内楽等、合奏においても実践的な合奏技術の習得に意欲的に取り組み、プロ演奏家や指導者として活躍する夢と希望を持った人材を求める。

弦楽器：基礎的な演奏能力を有し、レッスンや、弦楽合奏・オーケストラ・室内楽等の合奏授業を通し、各楽器のより高度な奏法・知識そして、音楽家としての教養を深めることに意欲を持って取り組むことが出来る人材を求める。

クラシックギター：基礎的な演奏能力を有し、独奏をはじめ、他楽器とのアンサンブルやギター合奏にも意欲を持って取り組むことが出来る人材を求める。

打楽器：基礎的な演奏能力を有し、高度な演奏技術を身につけることや知識、教養を深めることに意欲があり、吹奏楽・オーケストラ・室内楽等、合奏を経験し、アンサンブルの技術の習得に意欲を持って取り組むことが出来る人材を求める。

ジャズ：ジャズに深い関心を持ち、基礎的な演奏能力を有する者で、即興的な演奏（歌唱）能力を獲得する強い意志を持ち、また創造的かつ高度な音楽表現を求める探求心を持っている人材。

ロック&ポップス：基礎的な演奏能力を有し、周りとの協調性を保ちつつミュージシャンに必要な個性をアピール出来る者で、様々なジャンルの音楽や楽器（パート）の知識、経験の習得に積極的に取り組むことが出来る人材を求める。

現代邦楽：邦楽に関する基礎的な知識と演奏能力を有し、日本の伝統音楽と社会との繋がりを考える機会を自ら積極的に作り、芸術文化的価値の追求と社会的使命の遂行を担う演奏家や教育者を目指す人材を求める。

声楽：基礎的な知識と歌唱力を有し、声楽を中心とした音楽芸術に興味を持つ者で、表現力や技術力を磨き、将来、演奏家、合唱指導者や教育者として、我が国のみならず国際的なレベルでも活躍し、広く社会に貢献することを目指す人材を求める。

ミュージカル：ミュージカルを中心とした舞台芸術に関心を持ち、舞台人として必要な資質と可能性を持つ者で、将来幅広く世界で通用するプロフェッショナルなミュージカル俳優を目指す人材を求める。

音楽教育：中学校・高等学校の音楽教員、その他、学校教育や生涯学習及び周辺業界に深い関心を持ち、音楽を通じた教育活動やコミュニケーション活動の企画や実践を推進するための知識や技術の修得に、強い意欲を持って取り組むことができる人材を求める。

バレエ：バレエを中心とした舞台芸術に関心を持ち、舞台人として必要な資質と可能性を持つ者で、将来幅広く世界で通用するプロフェッショナルなダンサーを目指す人材。

(入試区分と選考方針)

AO入学者選抜：本学を専願とし、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的を充分理解し深く共感する者を対象とする。自己アピール形式で行う面談、レッスン

形式等で行う実技試験、学力試験による審査を、場合によっては複数回行ない、一般入試では判断しがたい受験生の能力や意欲、将来性なども審査・評価し、出願書類（調査書等）も含めて総合的に選考する。

指定校推薦入学試験：本学を専願とし、建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的に共感する者で、高校時の学業成績等について本学が定めた基準を満たし、かつ学校長から推薦された者を対象とする。実技試験、面接、出願書類（調査書等）により審査・評価し、本学が指定した高等学校との信頼関係を基本として、総合的に選考する。

一般入学試験：本学の建学の精神・目的・人材養成及び教育研究上の目的を理解する者を広く対象とする。実技試験、学力試験を通して本学での学習に必要な基礎的な音楽的能力と知識を測定し、面接、出願書類（調査書等）により総合的に選考する。

プレカレッジ入学試験：本学を専願とし、洗足ミュージックアカデミー及び洗足学園プレップ・ミュージック・スクールから推薦された同室在籍の者で本学の建学の精神、目的、人材養成及び教育研究上の目的に共感する者を対象とする。面接と出願書類（調査書等）により審査・評価し、総合的に選考する。【根拠 5-7】

入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、入学試験要項・ホームページにおいて各コースのアドミッション・ポリシーに明示している。同様に、入試区分毎に選考方針を明示して、楽典・聴音など音楽大学として特有な過去の入試問題を掲載した入試情報を作成している。【根拠 5-8 p49～65】このことでも受験生は試験の内容・水準を知ることができる。なお、過去の入試問題については、2015年度入学試験から入学試験要項に公開している。【根拠 5-9 p61～77】

障がいのある学生の受け入れについては、出願に先立ち問い合わせることを明示しており、個別に状況を判断した上で対応している。2013年度入学試験において対象となる受験生はいなかったが、2014年度入学試験においては、視覚障害のある受験生に対して、事前に本人並びに出身高校教員と相談を受け付け、A0 入学者選抜において、試験会場までの介添者の同伴を認め、筆記試験に代えて口頭試問による試験を実施している。【根拠 5-10】

<3>音楽研究科

音楽研究科のアドミッション・ポリシーは、洗足学園音楽大学大学院入学者選考規程第3条第3項の規定に基づき次のように定めるとともに、ホームページにおいて明示し、広く公開している。【根拠 5-11, 12】

- (1) 専攻分野における研究能力、又は高度な専門性を要する職業等に必要の高度の能力を修得することができる人材。
- (2) プロフェッショナルな演奏家、あるいは先端を行く音楽研究家、次代を拓く教育指導者としての専門的職業に必要な演奏・表現能力、あるいは研究能力を修得することができる人材。
- (3) 幅広い国際的な視野に立った音楽活動・研究活動を実践できる実力をもった音楽家としての素養を具備することができる人材。
- (4) 各自の自律性および個性を尊重し、専攻テーマに即した専門的・個別的な研究、あるいは、社会的な貢献を目指した自発的な企画・研究を推進することができる人材。

【根拠 5-13】

入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準については、ホームページにおいてアドミッション・ポリシーとして明示しており、入学試験要項には、出願資格、選考方法を示し、専攻・コース・楽器毎に専門試験科目の課題を明らかにすることにより、修得しておくべき知識等の水準を知ることが可能となっている。【根拠 5-14 p2,7~15】

障がいのある学生の受け入れについては、入学試験要項において、受験・就学に際して特別な措置を必要とする場合、出願に先立ち問い合わせることを明示しており、個別に状況を判断した上で対応している。しかし2013年度入学試験および2014年度入学試験では対象となる受験生がいないため、対応はしていない。

(2)学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

<1>大学全体

音楽学部、音楽研究科の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に従って、さまざまな個性、創造性を持ち、一人ひとり異なった音楽の学修を志す学生を数多く受け入れるために、適切な学生募集、入学者選抜を実施している。

入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において出願、試験、合格、入学手続きについて明確にしている。

<2>音楽学部

音楽学部の募集活動は、学校案内、入試情報、入学試験要項などを作成し、【根拠 5-15】受験生に配布しているほか、入試情報、入学試験要項はホームページに掲載し詳細に案内している。【根拠 5-16~18】また、オープンキャンパス、受験準備講習会（春期・夏期・秋期・冬期）、体験レッスン（地方講習会）等も実施している。【根拠 5-19~23】これらの募集活動は、実体験を通して音楽学部の教育研究活動や教員の指導方法、その背景にある教育理念・目的やアドミッション・ポリシーなどを理解させることを主な目的としている。入学者選抜の選考方法、入学試験要項については、入試委員会にておいて検討し、審議・承認の手続きを経ている。【根拠 5-24, 25】複数の入学試験を実施していること、入学試験により選考方法が異なることは、さまざまな個性、創造性を持ち、一人ひとり異なった音楽の学修を志す学生を数多く受け入れるためであり、そのための入学者選抜について十分に審議をしており、適切性を確保している。なお、2014年度入試からは、洗足学園高等学校音楽科が廃止されたため内部推薦入学試験は行っていない。

入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において出願、試験、合格、入学手続きについて明確にしている。入学試験実施においては、入学試験実施要領に基づき運営している。【根拠 5-26】例えば、面接における面接員に質問項目・チェックポイントを配付し、公平性・透明性の確保に努めている。【根拠 5-27】入学者合格判定基準に基づいた判定資料により入試委員会にて合否を決定している。【根拠 5-28, 29】AO入学者選抜、一般入学試験A日程、一般入学者試験B日程の志願者数、受験者数、合格者数については、ホームページに公表している。【根拠 5-30】なお、2015年度入学試験のAO入学者選抜、一般入学試験A日程、一般入学者試験B日程においてWeb出願を導入した。インターネット環境があれば、入学試験要項を取り寄せなくても、出願することを可能にしている。WEB出願の導

入により、受験生にとっては、出願締切の直前に願書が手元になくても容易に出願ができ、出願書類の誤記入や入学検定料振込金額の誤りも防げるなど利便性が大きく向上することが見込まれ、従来の紙出願に比べ、本学内での出願書類の確認作業が削減するため、WEB出願時の入学検定料を引き下げている。【根拠 5-31】

＜3＞音楽研究科

音楽研究科の募集活動は、入学案内、入学試験要項を作成し、受験生に配布しているほか、ホームページに掲載し詳細に案内している。【根拠 5-32, 33】併せて年間4回大学院説明会を行っている。【根拠 5-34】入学者選抜は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に従い、11月に一般入学試験を実施している。選考方法は、専門試験と面接を行い、専門試験においては課題曲等について明示し、面接についても大学院における研究目標、音楽大学卒業程度知識等について質問することを示している。募集活動、入学者選抜の選考方法、入学試験要項については、2015年度入学試験から大学院入試委員会において検討し、改善に努めている。【根拠 5-35】

入学者選抜における透明性を確保するために、音楽学部と同様に入学試験要項において明確にし、入学試験実施においては、音楽学部の入学試験実施要領に準拠した形で運営している。【根拠 5-36】例えば、面接における面接員は、研究指導教員・研究指導補助教員に加えて論文指導教員を面接員とする等、複数教員でチェックするなど、透明性の確保に努めている。採点結果の判定資料により大学院教授会又は大学院入試委員会にて合否を決定している。【根拠 5-37～39】

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

＜1＞大学全体

2014年度の音楽学部の収容定員に対する在籍学生数比率は1.08、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）は1.17であり、おおむね適正に管理している。【大学基礎データ表4】2014年度の音楽研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は0.83、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）は0.93であり、2012年度以降入学定員を下回る状態が続いている。音楽研究科の定員未充足の課題については、大学院教授会、入試ワーキンググループで検討を行い、広報活動について様々な提案が出されている。【根拠 5-40～48】

＜2＞音楽学部

音楽学部の入学定員超過率は、2010年度1.28、2011年度1.23、2012年度1.19と大幅な定員超過の状況にあった。【大学基礎データ表3】この超過率を改善するために、入学定員330名を420名、3年次編入学定員を新たに設け5名、収容定員1,320名を1,690名とする学則変更を行い、【根拠 5-49】入学定員超過率は2013年度1.02、2014年度1.12と大幅に改善された。3年次編入学生数は、2013年度2名、2014年度5名となっている。

入試区分毎の入学者数は、毎年募集定員の見直しをする体制を整備し、【根拠 5-50】大学基準協会から指摘された募集定員超過率が2倍を超える状況は、解消されていたが、2014年度については、指定校推薦入学試験が2.13と大幅な超過となっている。2015年度においても募集定員の見直しを行い、指定校推薦入学試験の募集定員に対する合格者率1.30となり、昨年的大幅な超過率の状況は改善される見込みである。

＜3＞音楽研究科

音楽研究科の入学定員超過率は、2010年度 1.07、2011年度 1.09、2012年度 0.85、2013年度 0.78、2014年度 0.85と、近年は入学定員未充足の状況である。

2013年度の志願者合計が37名と入学定員を下回る状況になったが、大学院教授会、入試ワーキンググループで検討し、ホームページ、大学院説明会等の広報活動に注力し、2014年度の志願者数は42名、2015年度43名と若干改善している。【根拠 5-51】

(4)学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

＜1＞大学全体

学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、入学者選抜は公正かつ適切に実施されており、学生の受け入れ方針と入学者選抜の実施に乖離が生じていないか入試委員会、教授会、大学院入試委員会、大学院入試ワーキンググループ、大学院教授会において定期的に検証を行っている。

＜2＞音楽学部

音楽学部は、入試委員会において入学者選抜終了後に結果についての振り返りを行い、次年度の入試区分、併願の可否、募集人員、募集コース、出願資格、試験科目、出願期間、入試日程などの入学試験要項並びに指定校推薦入学試験の指定校について審議を行い、教授会において審議・承認している。入学者確定後においては、入試委員会において入学定員超過の分析を行い、当該年度の試験問題の出題者、入試科目の配点、スケジュール、採点員の選定等について審議し、次年度のコース毎のアドミッション・ポリシー、入試課題についての見直しを行っている。なお、視覚障がい者に対する特別措置についても、介添え者の同伴、楽典・聴音・面談の試験方法について公平・公正な観点から審議し、入学者選抜を行っている。

＜3＞音楽研究科

音楽研究科は、2014年度から開催している大学院入試委員会において、学生募集及び入学者選抜の事項を検討するほか、研究指導教員・研究指導補助教員から選ばれた教員による入試ワーキンググループ並びに大学院教授会において、入学者選抜の公正さ・適切さについて毎年定期的に検証を行っている。【根拠 5-52】

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

入学試験要項、ホームページにて、学生の受け入れ方針を明示し、求める学生像については、各コースのアドミッション・ポリシーに明示している。入学試験要項に、過去の入試問題も掲載しており、受験生は試験の内容・水準を知ることができ、障がいのある学生の受け入れについては、個別に状況を判断した上で対応している。適切な学生募集、入学者選抜を実施しており、入学者選抜における透明性を確保するために、入学試験要項において明確にしている。音楽学部の収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率は、おおむね適切である。音楽研究科の収容定員に対する在籍学生数比率、入学定員に対する入学者数比率は未充足の状態が続いているが、大学院入試ワーキンググループで検討し、ホームページ、大学院説明会等の広報活動に注力している。学生募集およ

び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されており、定期的に検証を行っている。以上により、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

音楽学部は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、修得しておくべき知識等の内容・水準、障がいのある学生の受け入れについて入学試験要項、ホームページに明示しており、受験生や保護者、高校の教員、レッスンの先生等に広く周知していることは評価できる。

学生募集方法、入学者選抜方法の適切性、入学者選抜の透明性を確保するための措置の適切性については、音楽学部、音楽研究科ともに検討事項、改善事項を、入試委員会、教授会、大学院入試委員会、大学院入試ワーキンググループ、大学院教授会において審議・報告されており評価できる。

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について音楽学部の収容定員に対する在籍学生数比率は1.08、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）は1.17であり、おおむね適正に管理している。

学生募集および入学者選抜が、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについては、入試委員会、教授会、大学院入試委員会、大学院入試ワーキンググループ、大学院教授会において定期的に検証を行っており評価できる。

②改善すべき事項

音楽研究科は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、修得しておくべき知識等の内容・水準、障がいのある学生の受け入れについてホームページに明示しているが、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について入学試験要項に記載されていないので改善が望まれる。

音楽学部の入試区分毎の入学者数比率は、年度により比率が違うが1.20を超えている入学試験があり、2014年度入学試験において、指定校推薦入学試験の志願者が増え、当該入試の募集定員超過率が2.13となっている。この結果を踏まえ、2014年度第1回入試委員会において、今年度同様の入学者（85名）となっても1.3未満に収められる様、指定校推薦入学試験の入学定員を40名から70名に変更したが、2015年度の指定校推薦入学試験の募集定員に対する合格者率が1.30となり、昨年の大幅な超過率の状況は改善される見込みであるが、引き続き見直しを行うべきである。

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性について音楽研究科の収容定員に対する在籍学生数比率は0.80、入学定員に対する入学者数比率（5年間平均）は0.93であり、2012年度以降、入学定員を下回る状態が続いており、未充足の対応が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、修得しておくべき知識等の内容・水準、障がいのある学生の受け入れについて、今まで以上に受験生や保護者、高校の教員、レッスンの先生により広く周知していく。

学生募集方法、入学者選抜方法の適切性、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性、学生募集および入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適切に

実施されているかについては、入試委員会、教授会、大学院入試委員会、大学院入試ワーキンググループ、大学院教授会において検討する体制を継続していく。

②改善すべき事項

音楽研究科は、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）について入学試験要項に記載されていないので、今後、掲載することを検討する。

音楽学部の入試区分毎の入学定員は、毎年見直しをしているが、結果だけではなく次年度の見込みを加味してより精緻な入学定員の設定を検討する。2015年度の指定校推薦入学試験の募集定員に対する合格者率が1.30となり、2015年度入学試験の結果を受けて、引き続き見直しを行う。

音楽研究科の志願者数については、教員を中心としたワーキンググループにて、音楽学部からの受験生並びに外部からの受験生を増やす方法について検討する。ホームページを充実し、年間4回の説明会の募集方法を検討するほか、受験生に分かり易い内容の案内（リーフレット）を作成し、従来からの検討課題である2次試験の実施を検討していく。また、音楽学部に18コース設置しているが、音楽研究科には必ずしも同様のコースを設置していない。ジャズコース、ミュージカルコース、ロック&ポップスコース等の学生が、大学4年間で培った専門分野の更なる研究を希望するかを調査し、新コースの募集が受験生の確保に繋がるか検討する。

4. 根拠資料

- 5-1 H26年度入学試験要項（学部）
- 5-2 H26年度A0入学者選抜要項（学部）
- 5-3 H26年度指定校推薦入学試験要項（学部）
- 5-4 H26年度プレカレッジ入学試験要項（学部）
- 5-5 アドミッションポリシー（大学HP掲載画面）
- 5-6 洗足学園音楽大学入学者選考規程
- 5-7 洗足学園音楽大学入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）
- 5-8 洗足学園音楽大学入試情報2014
- 5-9 平成27年度A0入学者選抜・一般入学試験要項（学部）
- 5-10 2014年9月入試委員会議事録・資料
- 5-11 洗足学園音楽大学大学院入学者選考規程
- 5-12 大学院アドミッションポリシー（大学HP掲載画面）
- 5-13 洗足学園音楽大学大学院入学者受入方針（アドミッションポリシー）
- 5-14 平成26年度入学試験要項（大学院）
- 5-15 （既出1-4）SENZOKU2014（学校案内）
- 5-16 入試情報 A0入学者選抜（HP掲載画面）
- 5-17 入試情報 一般入学試験A日程（HP掲載画面）
- 5-18 入試情報 一般入学試験B日程（HP掲載画面）
- 5-19 OPEN CAMPUS 2013
- 5-20 受験準備講習会 2013春・夏・秋・冬
- 5-21 体験レッスン（地方講習会）2013

- 5-22 学校説明会&相談会、A0 徹底指導&相談会 2013
- 5-23 進学相談会 2013
- 5-24 2013年12月入試委員会議事録・資料
- 5-25 2014年3月入試委員会議事録・資料
- 5-26 入学試験実施要領
- 5-27 音楽学部・専攻科 質問項目とチェックポイント
- 5-28 洗足学園音楽大学入学者合格判定基準
- 5-29 2013年11月入試委員会議事録・資料
- 5-30 2014年度入試結果(大学HP掲載画面)
- 5-31 WEB出願(大学HP掲載画面)
- 5-32 (既出1-15)洗足学園音楽大学大学院リーフレット2014
- 5-33 大学院入試情報(大学HP掲載画面)
- 5-34 大学院説明会チラシ
- 5-35 2014年5月入試委員会議事録・資料
- 5-36 洗足学園音楽大学大学院入学者合格判定基準
- 5-37 平成26年度 大学院入学試験面接試験実施について
- 5-38 2013年11月大学院教授会議事録・資料
- 5-39 2014年11月入試委員会議事録・資料
- 5-40 2013年4月大学院教授会議事録
- 5-41 2013年5月大学院教授会議事録
- 5-42 2013年5月大学院入試ワーキンググループ打合せ議事録
- 5-43 2013年9月大学院教授会議事録
- 5-44 2013年10月大学院教授会議事録
- 5-45 2014年1月大学院教授会議事録
- 5-46 2014年6月大学院教授会議事録
- 5-47 2014年7月大学院教授会議事録
- 5-48 2014年11月大学院教授会議事録
- 5-49 2014年7月学則変更届
- 5-50 2013年5月入試委員会議事録・資料
- 5-51 2014年12月大学院教授会議事録・資料
- 5-52 2014年5月大学院入試委員会議事録・資料

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

学生に対する学生支援内容を修学支援、進路支援、生活支援と分類し、それぞれ方針や体制を定めている。修学支援および進路支援に関する方針として、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、アカデミック・プロデューサー(AP)制度、アカデミック・アドバイザー(AA)制度を設け、学びのサイクル「成長する力」、「協働する力」を育むことを目標としている。【根拠 6-1,2 p16】

修学支援および進路支援の具体的な支援内容を検討する体制としては、①AP 制度・AA 制度②教務委員会③進路・キャリア支援委員会、が挙げられる。【根拠 6-3~6】

また、生活支援については、学生の入学から卒業までを総合的に支援するために、①学生生活サポート委員会 ②ハラスメント防止委員会 ③学生規律委員会 ④奨学金委員会、を設置し、学生支援の方針を定めている。【根拠 6-7~10】

これらの委員会での審議事項は、毎月開催の教授会にて報告、或いは審議・承認しており、全学的な共有を図っている。【根拠 6-11】

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

学生への修学支援の主たるシステムは AA 制度である。本学では各コースを代表する AP が各コースより選出された教員 50 名からなる AA を統括し、協働して教育指導・支援を行っている。【根拠 6-12】役割としては、AP が学生の入学前から学生生活、さらには卒業後の進路選択および卒業後の数年間の社会生活まで一貫して指導・支援し、AA が個別面談で、一人ひとりの進路等について、履修・修学アドバイザーや学生生活上の悩み等、様々な相談に対応している。

留年者および休・退学者の状況把握について、問題を抱えた学生は登校することが徐々に少なくなることに着目し、学生の出席状況を健康管理の重要な指標として捉えている。不登校学生を早期に発見し、心配な学生には AA から連絡を取るなどの対応をしており、連絡が取れない場合は、学生の保護者へ連絡を取るなど、速やかに学生の状況を確認するよう努めている。【根拠 6-13】2011 年度から、AA による GPA 1.5 未満の学生に対する個別履修指導を導入する一方で、教務委員会にて審議の上、卒業所要単位 124 単位/4 学年を基本とするライン（1 年次 31 単位・2 年次 62 単位・3 年次 93 単位）を設け、修得単位数が少ない学生のリストを教務委員会の構成員である AP に示した上で、これらの学生に対する個別履修指導体制を強化している。【根拠 6-14】教務委員会及び AP から AA へ指導方針の教示といった、双方向による学生情報を共有し、学生指導の強化を図っている。【根拠 6-15,16】また、AA が一人で留年者や休・退学者の問題を抱えないように、各コースの AP へ報告し、教務委員会、副学長および学部長とも連携を取りながら、大学として適切な対応に繋がるよう情報の共有を大切にしている。【根拠 6-17】最終的な退学の意味確認および今後の進路相談のため、退学希望の学生について、音楽学部は副学長および学部長、音楽研究科は研究科長が、本人と面談を行った結果を取り纏め、毎月開催される教授会および大学院教授会にて、

学籍異動の確認及び理由についての審議を行い、決定している。【根拠 6-18, 19】

補習・補充教育に関する支援体制としては、2012年度より専門教育への導入としての初年次教育の必要性を認識するに至り、1年生の希望者を対象として、スタディスキル養成講座を補習・補充教育科目として開設している。【根拠 6-20】2012～2013年度において単位化は行わなかったものの、2014年度には教養科目として単位化した。【根拠 6-21, 22】また、教養科目の補修・補充教育として、通学せずとも教養科目を学習し単位修得を可能とする放送大学と単位互換契約協定を結んだ。【根拠 6-23 p9】専門科目の補習・補充科目としては、オリエンテーション期間中に新入生を対象とした楽典の実力を判断する「楽典実力試験」を実施し、楽典の授業の補習クラスとして「音楽理論入門」を開講している。【根拠 6-24, 25】

障がいのある学生に対する修学支援措置として、入学前には、本人および保護者、入学予定のコースの責任者と担当職員との間で数度にわたる面接を行い、入学後に備えている。【根拠 6-26, 27】入学後の支援内容としては、視覚障がいの学生に対し、施設面においてはエレベーターや教室等施設の点字表示などで修学環境を整えた。【根拠 6-28】生活面については、歩行時の支援や歩行訓練の付き添いなどを行い、支援学生を在籍コースの責任者により選抜し、障がい学生の大学生活における全般的な支援を依頼した。このことにより、障がい学生は大学内で友人関係も構築し、一学生として自立していく機会を得ることとなった。また、授業面については、履修した科目の担当教員と職員が連携をとり、講義内容のデータ化や教室変更、試験会場の変更等を行った。必要に応じて健康管理センター（保健室、学生相談室）、教職センターと連携をとりながら、適切な措置を講じている。【根拠 6-29】

奨学金等の経済的支援については、本学独自の奨学金制度を設け、学生の就学に際する経済的措置を講じている。【根拠 6-30】本学独自の2014年度奨学金には、より多くの学生に奨学金を給付することとし、前田記念奨学金の支給対象学生数を30名から80名へと増加した。【根拠 6-31～33】2014年度には新たに海外から本学へ留学している海外留学生に対する経済的支援として入学時において300,000円の奨学金を給付するといった制度を設け、2015年度入学予定の海外留学生へ経済的支援を開始することとなった。【根拠 6-34, 35】東日本大震災の被災学生への経済的支援として、2011年度に「洗足学園音楽大学減免規程」を設け、主たる家計支持者の家屋の被災状況や罹災状況等に応じ、学納金の減免措置を講じている。減免措置の対象となる被災学生については、申請書および罹災証明書の提出を受け、減免審査委員会において審議し減免対象者として決定している。【根拠 6-36, 37】この減免措置については、2015年度についても実施することを2014年度の減免審査委員会で決議した。【根拠 6-38】2014年度は、27名の学生に対し、総額42,990,000円の減免を行っている。【根拠 6-39】

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮については、本学では以下の委員会の活動を通じて方針を明確化している。「学生生活サポート委員会」では、4号館連絡会、ブラックホール連絡会、学友会の活動を支援している。【根拠 6-40】「ハラスメント防止委員会」では、年間を通じての啓発活動の立案および運営等を行いハラスメントの無い大学を目指している。教員対象の「ハラスメント防止のためのアンケート」実施するとともに、研修会を実施し、大学を取り巻くハラスメント事情について理解を求めた。【根拠 6-41, 42】

「学生規律委員会」では、学生間のトラブルについての解決や懲戒処分への審議、また、大学内における学生を中心とした問題案件を取り上げ、問題が発生しないように防止策の検討を行っている。2014年度については、学生向けのSNSに関するガイドラインを新たに作成した。また、大学生を取り巻く飲酒の問題について、教員説明会において全教員へ注意および学生への指導を依頼した。【根拠 6-43, 44】「奨学金委員会」では、経済的支援を必要とする学生に対し、本学独自の奨学金、日本学生支援機構の奨学金、地方自治体の奨学金、民間育英事業団体の奨学金に関する事項について情報を提供し、申請者の選考を審議している。2014年度については、本学独自の奨学金の対象学生数を30名から80名と大幅に増やし、より多くの学生へ奨学金を給付した。学生の心身健康保持への配慮として、大学内には健康管理センター（学生相談室・保健室）を設置している。健康管理センターには、看護師2名が常駐する「保健室」および臨床心理士2名が常駐する「学生相談室」がある。学生の怪我の処置や体調不良時の看護、また健康相談にも応じている。【根拠 6-45】保健室で対処できない場合は、学校医・近隣の病院を紹介して受診させている。毎年4月に、全学生対象に「定期健康診断」を実施しており、2014年度の実施率は92%であった。【根拠 6-46】入学時には、新入生全員に対し「健康基礎調査カード」を配付し、在学中の健康管理や緊急時の参考資料として有効利用されている。【根拠 6-47】また、2014年度には、コミュニケーションを上手にとることが難しい学生や発達障がい傾向がある学生の把握をし、より必要な学生支援が可能となるように調査を行った。今後、この結果を情報の必要な教職員で共有し、個別の学生への支援および周囲の学生への支援を行う。【根拠 6-48, 49】

近年3年間の学生相談室利用状況は2011年770件、2012年1115件、2013年1209件であった。【根拠 6-50】自傷行為など生命に関わる事柄を扱うこともあり、担当者が一人だけで問題を抱え込まないことが重要であり、学生相談室のみで対応することのないよう、本学では、毎月1回、担当職員・健康管理センター（保健室・学生相談室）・学生会館（女子寮）による連絡会を開催して、情報の共有化を進めている。【根拠 6-51】さらに、毎月1回、精神科医を招いた定例会議を行い、学生対応についてアドバイスを仰ぎ、様々な側面からの支援を提供することで、学生相談者の心のケアおよび保護者対応に努めている。【根拠 6-52】

ハラスメント防止のための措置としては、ハラスメント防止委員会が中心となり、「ハラスメント防止規程」に基づき、防止に向け様々な取り組みを行っている。「ハラスメント防止規程」および「ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、ハラスメント防止委員会では、本学におけるハラスメントの防止のための啓発活動の企画、運営、及びハラスメントを原因とする問題が発生した場合の対応について審議している。【根拠 6-53, 54】具体的なハラスメント防止策として、毎年4月に全教員対象に行われる教員説明会において、ハラスメント防止委員長より大学におけるハラスメント防止について説明をするとともに、啓発活動を実施している。

一方、学生に対しては、オリエンテーションの中で、「ハラスメント防止ガイド」を配付し、ハラスメントの予防に重点を置いて啓発を行うと同時に、問題発生時の相談窓口の周知徹底を図っている。また、具体的に学生や教職員からハラスメントに関する相談や申立てが大学にあった場合には、健康管理センターの臨床心理士と連携をとり相談者の心のケアにも配慮しながら対応している。【根拠 6-55, 56】

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

進路選択に係わる指導・ガイダンスの実施については、本学の進路支援の基本方針として掲げている「洗足学園音楽大学で音楽を学ぶ」＝「生きるために必要な資質を育む」を軸に指導している。「成長する力」「協働する力を学びのサイクルとし、社会人基礎力を身に付けることを可能としている。2013年度のガイダンス内容は、「音楽家としての営業力セミナー」、「自ら音楽教室を開くとは？」等を進路キャリア支援委員会委員が講師となり実施した。【根拠 6-57, 58】また、学生の進路希望をもとに「自衛隊音楽隊説明会」、「教員採用試験対策」、「カワイ・ヤマハ音楽教室採用説明会」等を実施し、さらに楽器店に内定した学生をスピーカーとして迎え、後輩学生へ就職活動の在り方や体験談等を説明した。【根拠 6-59～62】このようなガイダンスを通じて、学生の進路選択における有益な情報となるように、進路キャリア支援委員会を中心に、随時検討している。

キャリア支援に関する組織体制は、副学長を委員長とする進路・キャリア支援委員会を設置し、在学中のキャリア支援に関する事項について検討を行っている。【根拠 6-63】2014年度の新たな試みとして、入学前教育ワーキンググループ、在学中支援ワーキンググループ、既卒者支援ワーキンググループにより進路に関する情報提供やガイダンスを行った。【根拠 6-64, 65】入学前教育ワーキンググループでは、オンラインスクールのサポートを中心に活動し、在学中のキャリア支援ワーキンググループでは、海外留学に関する事項、音楽家としての営業力セミナー、地域の音楽文化に貢献する仕事とは？等をテーマにガイダンスを行った。【根拠 6-66～68】また一般就職をした卒業生および音楽業界で活躍する卒業生を迎えてのシンポジウムを実施し、進路を考える在学生にとって有益な情報を提供した。【根拠 6-69, 70】既卒者支援ワーキンググループでは、卒業後に音楽教室で勤務している卒業生を対象にスキルアップの為のセミナーを実施した。【根拠 6-71, 72】大学内にはキャリア支援を管轄する部門を設置し、キャリアカウンセラーの資格を持つ職員を配置している。【根拠 6-73, 74】当該部門では、キャリアカウンセラーによるガイダンスのフォローとして、個別の進路相談にも重点を置いている。また、進路について考えるための教養科目として「キャリアデザイン講座 1, 2」が開講されており、担当職員と科目担当教員との進路指導に関わる事項や具体的な学生に関する内容について情報を共有している。【根拠 6-75, 76】

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を大学案内に公表し、特に修学支援、進路支援、生活支援については各委員会や担当部署において支援内容を見直し、適切な支援を実施している。以上のことから、本項目の基準はおおむね充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

修学支援については、AAによる年間アドバイジングによる個別指導と教務委員会およびAPからの大学の指導方針に基づいたAAによる対応により、双方からの指導体制、支援が制度化されており、個別のAAによる指導、APとの連携が修学支援の軸となっている。この制度を通じて、いち早く学生の修学状況を把握し、保護者へ報告するとともに、必要に応じて学内の健康管理センターと連携をとり、4年間の継続的な指導・対応をすることで、

留年率が、2011年度8.83%から2013年度には7.38%に低下したことは継続的なAAによるアドバイジング制度の効果と言える。【根拠6-77】また、2013年度後期からは、学生情報管理システム（SENZOKUポータル）を新しくし、AAが個別アドバイジングを通じて得た情報について、SENZOKUポータルに入力することで、APが情報を閲覧でき、より早く学生の状況を把握することが可能となった。新しいシステム環境の整備を有効に活用し、さらに修学支援を充実させる。

生活支援の部分については、学生の心身の健康保持を目的として設置している健康管理センターが、学生の健康に関する情報を当該部門へ報告し、経済的な支援であれば奨学金の紹介、健康面の支援が必要な場合は近隣の病院の紹介等を行い、保護者も含めた連携体制により、学生個々の状況に適した対応を実施している。【根拠6-78】また、生活支援の一貫として、学生の健康促進および食育の観点から、半期に一度、期間限定で朝食無料サービスを展開し、朝食を習慣づける機会として2012年度より継続的に実施している。【根拠6-79】引き続き、健康管理センター、AA、AP、担当部署が連携をとり、学生の個々の状況に応じた対応を継続していく。

ハラスメントの申立て件数は、2012年度、2013年度の2年を通じてゼロ件であった。これは、1対1の個人レッスンが必修科目である本学においてハラスメントの相談が起きやすい環境の中、ハラスメント防止委員会が中心となり、継続的に教員向けに実施している「ハラスメント防止のためのチェックシート」や、「ハラスメント防止のための研修会」を通じて、大学内におけるハラスメントに関する教員の理解が深められ、啓発活動の効果が上がった結果と思われる。今後も引き続き教員の理解を深め、学生からの申立てが起きないように、啓発活動を実施していく。

②改善すべき事項

修学支援における、障がい学生への支援状況については、これまで在籍していた障がい学生への対応を通じて大学側が学習したことを踏まえ、入学者がいた場合において学生本人および保護者と面接を行い、学生のニーズを聞きながら個別の支援を行っていた。よって多岐にわたる障がい学生、聴覚障がい、視覚障がい、肢体障がい、発達障がい等への修学支援内容について、入学前、在学中における支援体制が整備されているとは言えない状況であった。この状況を踏まえ、組織的に障がい学生への支援内容を検討するという方向で、2013年度3月の教授会では障がい学生の支援を組織的に管轄する学生生活サポート委員会の規程の改正を行った。【根拠6-80】これにより、改善すべき事項の一つとして、組織的な障がい学生の支援を目指し、2014年度より障がい学生の支援内容については、学生生活サポート委員会で審議していくこととなった。今後は、障がい学生の自立を側面から支援するという考えのもと、施設面も含め組織的な支援内容を検討することが必要と考える。

進路支援に関して、2010年度より組織化された進路キャリア支援委員会では2012年度から委員による音楽業界についてのガイダンスの説明会を企画し、実施することができた。教員（委員）によるガイダンスを実施することを通じて教員間において音楽大学における進路支援のあり方を考え、委員会という組織で検討することが可能となり、音楽以外の進路を選択する学生への理解もさらに深められた。【根拠6-81】しかしながら、学生の進路の方向性は多様であり、学生一人ひとりの進路の希望と社会の動向、音楽業界の移り変わりや

雇用の機会と検討することが多岐にわたっており、今後は AA や AP、進路・キャリア支援委員会だけではなく、進路に関する全学的な取り組みが必要であると認識している。

生活支援については、学生生活サポート委員会を中心とした、正課外活動における「社会人基礎力」の育成および支援について検討する必要がある。具体的には、「課題解決力」や「メンタルマネジメント力」および「コミュニケーション能力」を培うために、学生生活サポート委員会を中心に支援内容の具体的な目標を定め、学友会に属するクラブや練習棟連絡会、ボランティアの各活動を通じて社会人基礎力となる点を検討し、支援内容を明確にする必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

修学支援における AA、AP による個別の指導体制を強化したことにより、留年率が低下した。引き続き AA による個別の対応を継続するとともに、学生情報共有の方法として、AA、AP や担当職員が共通に確認できるシステムを新たに活用しながら、今後はより迅速な学生対応を実施していく。

2012 年度、2013 年度はハラスメントに関する学生からの相談件数がゼロとなり、これまでハラスメント防止委員会が主催した研修会等の啓発活動を通じて教員のアカデミックハラスメントやパワーハラスメント及びセクシャルハラスメントに関する理解は深められたと認識している。今後は昨今の大学生を取り巻く、ツイッターやブログ等の SNS への書き込みに関するハラスメントを防止するために、対策として研修会やガイダンスを実施していく。

②改善すべき事項

進路支援については体制として進路キャリア支援委員会と担当職員によるガイダンスを実施してきたが、将来に向けた発展方策として、18 コースもの多岐に亘るコースの進路は多様であることを踏まえ、AA のアドバイジングによる個別面談により、コースの進路の傾向を把握し、支援内容を各コースで検討していくなどの改善が必要である。

障がい学生への支援体制について 2013 年度までは検討するための委員会はなく、担当教職員が必要に応じて対応してきた。2014 年度には学生生活サポート委員会を管轄委員会とし、大学としての障がい学生への支援体制を明確化することができた。今後は学生生活サポート委員会において、障がい学生の自立を視野に入れながら他の学生の障がい支援の在り方や理解を深めることを目指した、大学としての支援内容を検討していくことが必要である。

修学支援については、AA、AP による在学中の支援を軸にアドバイジングを実施してきたが、個別アドバイジングにおいて、進路に関する事項を増やし進路について考える機会を増やすことが必要である。そのためには、AA、AP が各コースの学生の進路を把握しコースとしてどのような卒業生を輩出するべきか具体的な指針を示すことが重要と思われる。

4. 根拠資料

- 6-1 (既出 2-35) AP・AA (HP 教育情報の公表抜粋)
- 6-2 (既出 1-4) SENZOKU2014(学校案内)
- 6-3 洗足学園音楽大学アカデミック・プロデューサー規程

- 6-4 洗足学園音楽大学アカデミック・アドバイザー規程
- 6-5 洗足学園音楽大学教務委員会規程
- 6-6 洗足学園音楽大学進路・キャリア支援委員会規程
- 6-7 洗足学園音楽大学学生生活サポート委員会規程
- 6-8 洗足学園音楽大学ハラスメント防止規程
- 6-9 洗足学園音楽大学規律及び懲戒に関する規程
- 6-10 洗足学園音楽大学奨学金委員会規程
- 6-11 2013-2014 年度教授会議題一覧
- 6-12 (既出 3-23)平成 26 年度 AP・AA
- 6-13 AA との連携 (プロファイル例)
- 6-14 平成 23 年度第 3 回教務委員会議事録・資料
- 6-15 AA から AP への修学条項に関する報告 (プロファイル例)
- 6-16 平成 25 年度第 6 回教務委員会議事録
- 6-17 AA・AP・学部長との連携 (プロファイル例)
- 6-18 退学届
- 6-19 平成 26 年度学籍異動者一覧
- 6-20 平成 24 年度スタディスキル養成講座
- 6-21 平成 25 年度スタディスキル養成講座
- 6-22 読解力・文章力・分析力養成講座 (シラバス抜粋)
- 6-23 (既出 4(1)-20)音楽学部履修要項 2014
- 6-24 (既出 4(2)-45)楽典実力試験・和声学飛び級試験・ソルフェージュクラス分け試験
- 6-25 音楽理論入門 (シラバス抜粋)
- 6-26 2014 年 9 月入試委員会議事録・資料
- 6-27 視覚障がい者入学前ミーティング
- 6-28 障がい者への対応状況
- 6-29 障がい者への修学支援
- 6-30 2013・2014 奨学金給付状況
- 6-31 洗足学園音楽大学奨学金規程
- 6-32 前田記念奨学金要項
- 6-33 2014 年 5 月教授会議事録・資料
- 6-34 外国人留学生奨学金規程
- 6-35 2014 年 7 月教授会議事録・資料
- 6-36 洗足学園音楽大学学納金減免規程
- 6-37 洗足学園音楽大学減免審査委員会規程
- 6-38 2014 年 7 月減免審査委員会議事録
- 6-39 2014 年度学納金減免内訳
- 6-40 2014 年 4 月学生生活サポート委員会議事録
- 6-41 ハラスメント防止のためのアンケート・集計表
- 6-42 ハラスメント防止のための研修会・資料

- 6-43 SNSに関する注意事項/ソーシャルメディア使用について
- 6-44 2014年度教員説明会資料
- 6-45 健康管理センター(大学HP掲載画面)
- 6-46 2014年度健康診断受診状況
- 6-47 健康基礎調査カード
- 6-48 学生生活調査
- 6-49 AQ-Japanese version
- 6-50 学生相談室利用状況
- 6-51 学生会館(女子寮)連絡会
- 6-52 2014年度健康管理センターカンファレンス
- 6-53 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学ハラスメント防止ガイドライン
- 6-54 ハラスメント防止委員会2014年度議事録
- 6-55 ハラスメント防止ガイド
- 6-56 調査委員会による聴取内容
- 6-57 音楽家としての営業力セミナー
- 6-58 音楽教室の開き方セミナー
- 6-59 自衛隊音楽隊説明会
- 6-60 2013年度・2014年度教員採用試験対策講座
- 6-61 カワイ・ヤマハ音楽教室講師採用説明会
- 6-62 内定者報告会
- 6-63 2013年度進路キャリア支援委員会議事録
- 6-64 2014年度進路キャリア支援委員会議事録
- 6-65 ガイダンススケジュール2014
- 6-66 洗足オンラインスクール(大学HP掲載画面)
- 6-67 海外留学セミナー
- 6-68 地域の音楽文化に貢献する仕事とは?
- 6-69 音楽業界セミナー
- 6-70 SENZOKU キャリアフェスタ2014
- 6-71 既卒者支援WG
- 6-72 卒業生のためのSG Lounge
- 6-73 キャリアサポートHP掲載画面
- 6-74 キャリアカウンセラー資格証明書
- 6-75 キャリアデザイン講座 1・2
- 6-76 キャリアデザイン Feedback sheet
- 6-77 退学率・留年率
- 6-78 学生支援のための連携図
- 6-79 朝食無料サービス開始
- 6-80 規程の制定・改正について(2014年3月教授会資料抜粋)
- 6-81 進路支援キャリア委員会2012年第3回 議事録、進路に関する教員アンケート結果

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

施設・設備、その他教育研究等環境についての方針・目標・計画は、①教育研究に応じた施設・設備の適正な整備および老朽化施設の整備計画を策定すること、②キャンパス・アメニティの充実化を図ることで学生生活の更なる充実を目指すこと、③学生の主体的な学修を促すため、施設・設備の利用形態に応じた配慮を行うこと、④施設・設備の管理に関するマニュアルを整備し、標準的な管理体制を構築することである。【根拠 7-1】

施設については、ブラックホール(演奏会場・実習施設等)、ブラックホールアネックス(実習・練習施設)、前田ホール(演奏会場)、カレッジセンター(学生食堂等)などを備えており、教育研究活動に必要な施設を備えていると認識している。そして更なる教育研究活動の充実のため2010年度より新耐震基準以前に建てられた1・2・6号館の建て替えを行う「溝の口キャンパス整備事業」に着手し、第1期工事として2013年度6号館を建て替えシルバーマウンテン(リハーサル棟)及びeキューブ(事務棟)が竣工している。【根拠 7-2,3】現在、第2期工事として2015年7月の完成に向け1,2号館にかわる新たな教室棟の建設計画が進行中である。【根拠 7-4】さらに空調設備の取替更新、無線LANの敷設等を目的とした4号館(練習棟)改修計画(2015年6月完成予定)や、設備コンサルタントの監修による大型設備機器の保守・管理のカルテ化、マニュアル化を図り取替更新計画の策定等の取り組みを進めている。【根拠 7-5~7】このような施設整備計画については教授会等の主要会議やホームページ、学内グループウェアを通じて全教職員が情報を共有している。【根拠 7-8~10】また、シルバーマウンテン、eキューブ完成に伴い、2013年9月よりSENZOKUポータルを導入し、教育を支援する情報基盤の強化及び事務の効率化を図った。教員と学生双方向のコミュニケーション機会が拡大されている。今後も教育環境整備および事務の効率化に資するため、情報基盤の強化促進を計画している。【根拠 7-11】

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

1967年に溝の口キャンパス(川崎市高津区)で開学以来、メインキャンパスとして地域に根ざした活動を展開してきた。本学において、施設は全て併設の短期大学との共用であり、設置基準上必要校地面積・校舎面積共に十分に満たしている。【大学基礎データ 表5】主要施設についても、音楽大学で学ぶ学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎を整備している。【根拠 7-12】

校地・校舎・施設・設備の維持・管理及び安全・衛生面については、学校保健安全法、消防法等の法令順守のうえ、法人本部総務が中心となり建築および設備コンサルタントの助言を得て、維持・管理方針及び安全対策並びに更新計画等を立てている。【根拠 7-13】安全・衛生面については、新耐震基準以前に建てられた三つの校舎の建て替え計画を中心に据えている。既に6号館は建て替えられており、残りの校舎(1,2号館)についても2014年6月から代替となる新校舎の建設が始まり、2015年7月には完成の予定である。また、障がい者対応のためのバリアフリーについては、全ての建物について、スロープまたはエレベーターを設置し、安全性の確保に努めている。【根拠 7-14】震災時の停電対策としては、災害

に強いパイプで送られる中圧ガスを燃料とした自家用発電機（35Kw）を6基と、eキューブ（事務棟）にも非常用自家発電機（100kVA）を設置。これにより最低限の照明、通信等のインフラ設備が使用可能となる。【根拠 7-15】また、火災への対策としては火災報知機の取替更新を2012年度に実施しており、特に大音量で演奏するロック&ポップスコース用の練習室・アンサンブル室への安全対策として、大型非常ベルの設置も2013年度に行った。【根拠 7-16】更に、キャンパス内全てのエレベーターには自動非常停止装置を取り付け、非常食、簡易トイレ等が入った非常用ボックスも設置した。【根拠 7-17】災害時等には、学長のもと、研究科長、学部長、短大科長及び大学・短大の責任者を構成員とする対策本部を設置し、重要かつ危急の案件を協議し、当面する課題に対応した上で、速やかにHP等で情報を発信することとしている。【根拠 7-18】防災体制については、消防法に則り年2回の防災訓練（避難訓練）を実施している。また、2013年8月川崎市と「帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定」を結び、地域の防災の拠点ともなっている。【根拠 7-19】環境対策・省エネルギー対策については、2013年11月の省エネ型冷温水機の導入によりコージェネレーションシステムの適用範囲が広がりCO₂排出の削減、省エネルギーに寄与することができるようになった。【根拠 7-20】喫煙環境については、以前より分煙推進のため喫煙場所を指定していたが、健康と環境保護のため、2013年4月よりキャンパス内全面禁煙とした。【根拠 7-21, 22】

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館の所蔵資料数は図書 63,245 冊、楽譜 78,832 冊、CD 等の視聴覚資料 73,759 枚、定期刊行物 212 種類となっている。【根拠 7-23】選書に際しては附属図書館選書規程にある通り、学生の教育研究活動における利用価値、意義を優先し、教員や図書館長による選書のほかに、学生からのリクエストを広範に受け、2013年度は、リクエストが665件にのびた。【根拠 7-24, 25】また、所蔵図書 63,245 冊のうち、約47%に相当する29,794冊が開架であり、楽譜についても約2割の17千冊余りを開架としている。学術データベース、電子ジャーナル等の電子媒体資料については、国立情報学研究所の学術コンテンツ・ポータルに加入してCiNiiの利用を容易にしたほか、音楽分野における主要論文・記事目録や楽譜目録のデータベース（EBSCO社のRILM、RISM）や、Grove Music Online及びオックスフォード・西洋音楽史のWeb版などを導入している。音楽配信サービスのナクソス・ミュージック・ライブラリーについては、2013年12月から国内の図書館で初めて、スマートフォンからもアクセス可能とするなど、利用者の利便性向上に努めている。【根拠 7-26~29】図書館の資料を検索するツールとしては、一般的なOPACのほかに、楽譜資料検索用として、“Aシステム”を導入している。【根拠 7-30】毎年4月初めの新入生オリエンテーション期間中には、新入生全員を30~40名のグループに分け、“図書館・情報ガイダンス”を実施している。【根拠 7-31】その際には“図書館ガイド”を新入生全員に配布している。【根拠 7-32】教員に対しては4月初旬に開催される“新任教員説明会”において、図書館の提供サービスを紹介している。【根拠 7-33】また、毎年5月には、前出の音楽分野の学術情報データベースであるRILM・RISMに関して、供給元から専門の講師を招き、セミナーを開催している。【根拠 7-34】

図書館の施設としては、地下1階に主に楽譜、図書を収納した閉架式、1階2階に開架式の書架、学生閲覧コーナー、AVルーム等を備えている。学生閲覧席の規模は298席で、

収容定員に対する割合は 12.4%である。【根拠 7-35】館内には各種事典・辞書等を配架したレファレンスコーナー、教員からの推薦本や話題の図書、新規受入資料などをまとめて展示したレコメンドコーナー、学内演奏会の CD・DVD コーナー、教員・卒業生が制作した CD コーナー、音楽関連雑誌コーナー等のほか、PC80 台、CD 試聴機 36 台、DVD プレイヤー（ブルーレイ視聴機含む）30 台の機器を設置している。【根拠 7-36】

職員の配置については 2014 年 5 月現在、事務長を含む 13 名の職員の内、5 名が司書資格を有している。【根拠 7-37】また、国立国会図書館や国立情報学研究所が主催する各種研修には、定期的に職員を参加させている。また、2014 年 3 月には図書館情報学の専門家である、青山学院大学教育人間学部教授を招き、職員研修を行った。【根拠 7-38】また、よりきめ細かなサービスを提供するため、2012 年度から図書館サポーター制度を導入している。現役の学部生、大学院生をトレーニングしたうえで「図書館サポーター」に任命し、利用者の楽譜・CD の検索・探索などを支援してもらう制度である。【根拠 7-39, 40】2014 年度は学部生 12 名、大学院生 2 名の計 14 名について任命した。【根拠 7-41】2013 年度からは資料検索に加えて、パソコンの基本操作に関するアドバイスも行っている。【根拠 7-42】

国立情報学研究所が提供している NACSIS-ILL（図書館間の文献相互貸借システム）を導入しており、他館との資料の貸借が容易となっている。また、音大図書館で組織されている“音楽図書館協議会”に加盟しており、他の音大附属図書館等との音楽関係資料の貸借も可能である。【根拠 7-43~45】

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

授業と演奏会を支える施設・設備として、多数の合奏系授業のリハーサルが行えるシルバーマウンテン(地下1階・地上2階)が、「溝のロキャンパス整備事業」の第一段階として 2013 年秋に竣工しており、2014 年 4 月より教室として本格的に稼働している他、ビッグ・マウス、前田ホールなど、音楽大学で学ぶ学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎を整備している。また、大小 5 つの録音ブースと 2 つのコントロールルームを備え、ロック&ポップスコース、音楽・音響デザインコース等の学生が最先端の音作りを追求できるプロユースのレコーディングスタジオを備えている。【根拠 7-46】4 号館の防音及び冷暖房完備の個室 80 室を学生の自習室とし、原則として授業期間中の平日 7:15~22:00 利用可能となっている。また、土日曜祝日および授業期間以外も、利用可能な時間を設け、学生の自主的な学習に供している。【根拠 7-47】設備についても、ピアノ 392 台(2014.8.5 現在)を始めとして、パイプオルガン、チェンバロ、チェレスタ等の設備楽器や弦楽器、管楽器等の貸出用楽器、AV 機器などの教室設備、IT 環境など、教育研究活動の多様な展開への必要条件を満たしている。【根拠 7-48】学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備についても、学生数、教育方法に応じて十分に整備されている。【根拠 7-49~51】

本学では、ティーチング・アシスタント(TA)、スチューデント・アシスタント(SA)を教育研究環境整備のために雇用している。TA に関しては、規程を制定して準用しており、2014 年度 11 名の大学院生が教育補助業務に従事している。【根拠 7-52, 53】SA に関しては、「図書館サポーター」制度と呼称して導入し、2014 年度は 14 名の大学院生・学部生に従事している。

教員の研究費・研究室の確保については、2013 年度の音楽学部の総額が 11,797,908 円

であり、専任教員1人当たりの額は173,499円となっている。【根拠7-54】研究費は学会費、鑑賞費、維持費、図書・消耗品費、旅費交通費等に支出する事が可能であり、研究を支える制度と研究費は確保できている。研究室については、専任教員68名(除学長)に対し個人研究室(平均面積94.12㎡)64室、共同研究室(面積46.00㎡:教職・音楽教育の教員4名にて使用)1室が供与されており、個々の研究内容に応じ、ピアノ、椅子、テーブル、書架、ロッカーなどを配備している。【根拠7-55】教員の研究専念時間の確保については平均で、教授13.0授業時間、准教授14.3授業時間、講師16.4授業時間となっているが、一部の教員の担当授業時間数が多く、研究専念時間の確保に支障を来している懸念があるため、該当教員の担当授業を漸次減らしていくなどの対策をとっている。【根拠7-56】

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

「公的研究費規程」については、研究費の使用等に当たっての関係法令等の遵守について整備をしている。【根拠7-57】また、2013年度の科学研究費補助金の内部監査については、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を基に作成した「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学科学研究費補助金内部監査実施マニュアル」に則り、法人本部総務が主導して監査を行っている。【根拠7-58, 59】これらに基づいて、公的研究費の使用ならびに事務処理に関して法人本部経理、および監査法人の厳密なチェックの上実施している。また公的研究費の運営・管理については、学長が最終責任を負う最高管理責任者となり、事務の実質的な責任と権限を持つ部局責任者に法人本部経理責任者を充て、権限及び責任を明確化し、管理・監査体制については法人本部総務を内部監査機関と定め不正行為の防止に努めている。【根拠7-60】個人研究費についても同様の規程を定めており、「個人研究費申請書」や「研究旅費報告書」などの提出を促している。【根拠7-61, 62】

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

施設・設備、その他教育研究等環境についての方針・目標・計画を定めており、教育研究活動の充実のため「溝のロキャンパス整備事業」を策定している。校地・校舎・施設・設備は、学生や教員の教育研究環境として相応しいキャンパスアメニティを整備しており、維持・管理及び安全・衛生の確保に努めている。図書館、学術情報サービスは、教育研究活動における利用価値、意義を優先し、利用者の利便性向上を図っている。教育研究を支援する環境や条件を整備しており、研究倫理を遵守するための措置をとっている。以上のことから基準7については、おおむね充足している。

①効果が上がっている事項

施設・設備、その他教育研究等環境についての方針・目標・計画に基づき、校地・校舎・施設・設備は適切かつ恒常的に維持・管理している。特に、教育研究環境を考えた場合、合奏系授業の充実に欠かせない新リハーサル棟シルバーマウンテンが2013年秋に竣工し、2014年4月から教室として本格的に稼働しており、ロック&ポップスコース用施設ブラックホール・アネックスと併せて、「主体的な学び」の実践を教育目標として掲げる本学の土台を支える施設を順調に整備してきている。【根拠7-63】

図書館の機能向上に関しては、音大学部生・大学院生・併設の短大生を対象とした懇談会・アンケートを毎年行う他、全ての利用者を対象とした投書によって寄せられた意見を元に利用環境、情報検索設備の向上を恒常的に図っている。【根拠 7-64~67】例えば、利用者懇談会の要望に応え、レコメンドコーナーに絵本コーナー、保育系実務書コーナーを設置した。AV ルームの貸出条件に関し、利用者懇談会の結果を受け、授業のコマ単位（90分）であったのを受付時点から2時間へと変更した。レコメンドコーナーについては併設の短大・教員からの要請で、導入教育の一環として短大生の読書力を向上させるため、2014年4月から、名作として定評のある文庫本100冊を「文庫百選」として展示し、提案力の強化に努めている。【根拠 7-68】図書館サポーターからは、利用者の依頼で検索したところ、現状は未所蔵であるが学習上重要と思われる資料についてリクエストしてもらい、年2,3回、図書館職員と打ち合わせを行い、利用者からの要望・照会内容やサポーター自身の意見をヒアリングし、図書館運営の参考としている。【根拠 7-69】

②改善すべき事項

教育研究等環境について維持・管理、安全・拡充に取り組んできている。しかし教育研究等環境については、組織的に検証すること、責任体制を明確にすること、将来構想を検討することについて、学園全体では整備されつつあるが、大学内に於いて未整備の状況である。今後の改善策としては、2012年度自己点検・評価の項目の一つとなっているが、学長、研究科長、学部長、専攻科長、大学事務局長等で構成されるワーキンググループによる点検を実施し、自己点検・評価委員会にて審議・承認し、教授会においても最終的に点検・承認することにより、改善に繋がると考える。

図書館資料について、本学はクラシック音楽を始めとして、ジャズやロック、ポップス、ミュージカル、邦楽等、取り扱っているジャンルが非常に幅広い。このため、楽譜やCDに対するニーズが多岐にわたっており、もっと所蔵資料を増やしてほしいとの要望が各方面から寄せられている。教員からの購入申請や学生リクエストについては極力対応しているものの、各分野について十分にコレクション・ビルディングが実現できていないのは難しい。その対応策として2012年度から、全教員を対象として新年度に必要な資料の購入希望を受け付けてはいるものの、多数の申し込みには至っていない。今後もこのような取組を継続し、各分野における所蔵資料の充実を図っていく。【根拠 7-70】同時に、大学院生による楽譜の選書ツアー及び短大生による図書選書ツアーを実施し、学生のニーズを反映する取り組みを強化している。【根拠 7-71】一方、電子ジャーナル等についても積極的に導入を図っているが、音楽分野での適切なコンテンツが少なく、選択に苦慮しているのが現状である。図書館の年間利用者数については、2012年度が105千人余りに対し、2013年度は101千人にとどまるなど、減少傾向となっている。また、年間貸出冊数についても同様の傾向がみられ、2012年度が延べ56千冊余りに対し、2013年度は51千冊あまりとなっている。学生がインターネット上から音楽や情報を取得することが多くなったことが一因と考えられるが、このような現状を踏まえ、次節で述べる講演会やミニセミナーなど、図書館ならではの学習機会の提供を進めていく計画である。

教育研究等を支援する環境や条件について、大学基礎データでの専任教員研究費額は2011年度10,890,649円、2012年度11,867,198円、2013年度11,888,920円、2014年度

11,797,908円、一人当たりの支給額が2011年度170,166円、2012年度197,786円、2013年度194,900円、2014年度173,499円と年度によって多少の増減が発生している。教員の研究業績の件数は増加しており、研究活動に支障をきたしていないと考えられるが、研究費の利用促進について継続的に検討する。

研究倫理については、研究環境の整備、不正行為の防止に取り組んでおり、2014年度中に「研究者行動規範」を整備する予定である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

施設・設備の更なる充実を果たし、学生の安全確保のため、新耐震基準以前に建設された校舎（1・2・6号館）の建て替えを行う「溝の口キャンパス整備事業」に着手し、アンサンブルシティ1・2・3跡地に、教室棟を建設する。2014年3月より解体工事、同年6月初旬より教室棟新築工事着工しており、2015年9月後期授業より供用開始の予定である。これを以て、全て新耐震基準を満たす校舎となる。

従来図書館は、学術情報を収集・整理し、保存・提供するという、コレクション機能、教材供給機能が主要なミッションであった。しかしながら最近では、より積極的な学習支援機能を果たすことが求められ始めている。本学でも一つの試みとして、2013年11月にドイツの有力な楽譜出版社であるベーレンライター社の編集者等を招聘し「楽譜の原典版とは何か」と題した講演会を開催した。【根拠7-72】これは楽譜に一層興味・関心を持ってもらうことにより、多角的な学習のきっかけを提供しようという取り組みである。今後とも、学生の自主的な学習の起点となりうるイベントを開催していく予定で、2014年9月にも前年同様、ベーレンライター社の編集者による講演会（テーマ「ベートーベン作曲 交響曲第九番『合唱』の校訂について」）を開催している。【根拠7-73】

②改善すべき事項

近年求められているような学習支援機能を果たすためには、図書館単体ではなかなか困難であるため、今後は教員や学内他部門、外部専門家などとの連携を進めていきたい。例えば、手始めに音楽資料の活用法、音楽業界研究などについて、教員や学内他部門との連携し、ミニセミナーを開催していく予定である。このような試みを通して、図書館の強みを生かしつつ、学習支援の提供機会を増やしていきたい。【根拠7-74】

教育研究等を支援するため、教員研究費制度の見直しを行う。特別研究費については、1995年に、特定の研究課題をもった研究活動に係る研究費や著書、論文、作品発表・学会口頭発表、書評・時評に係る研究費など、特別な趣旨・目的をもった研究活動及びその成果の公表、発表を行うにあたり必要となる研究費として制定した。教員の教育研究の推進を促すことが制定の目的であったが、着実に自発的な教員研究業績を積み重ねている昨今、制定した際の目的を十分に果たしたとの判断から、2014年度で採択を停止する事にした。一方、2015年度からはより一層の自発的な研究業績を促進するために、個人研究費の上限を広げ、柔軟な利用が出来るよう検討する。

研究倫理に関する学内規程を整備するほか、学内審査機関の設置・運営については、本学のリスクやコスト、リソースなどを踏まえ、検討する。

4. 根拠資料

- 7-1 campusmap(大学 HP 掲載画面)
- 7-2 2010 年度事業計画抜粋「溝のロキャンパス整備事業」
- 7-3 2013 年度事業報告抜粋「溝のロキャンパス整備事業」
- 7-4 教室棟新築工事スケジュール・平面図
- 7-5 4 号館改修工事スケジュール・図面等
- 7-6 施設・設備改修 5 か年計画・変電設備リスト
- 7-7 学校法人洗足学園エネルギー管理標準
- 7-8 2013 年 9 月教授会議事録・資料：溝のロキャンパス将来計画
- 7-9 desknet's 掲載画面 page=infor
- 7-10 DATABOOK2014 (大学 HP 教育情報の公表トップページ)、H25 事業報告抜粋 (HP 掲載)
- 7-11 新教務システムについて
- 7-12 主要施設の概況
- 7-13 本部総務・建築コンサルタント・設備コンサルタント打合せ表
- 7-14 施設エレベーター・スロープ
- 7-15 コージェネレーションシステムの導入
- 7-16 自動火災報知機設備
- 7-17 エレベーター改修工事
- 7-18 学事・事務対応ダイジェスト 3.11-4.18/非常備蓄(20140328)
- 7-19 帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定書
- 7-20 2013 年度コージェネシステム運用結果
- 7-21 2012 年 9 月教授会議事録
- 7-22 第 3 回学生生活サポート委員会議事録
- 7-23 図書、資料の所蔵数及び受け入れ状況
- 7-24 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学附属図書館選書規程
- 7-25 2013 年度学生リクエスト件数
- 7-26 CiNii 利用承認書・参加機関リスト
- 7-27 洗足学園音楽大学附属図書館 お知らせ (大学 HP 掲載画面)
- 7-28 Grove Music Online
- 7-29 Oxford History of Western Music
- 7-30 洋楽譜編成別分類表 A システム
- 7-31 2014 オリエンテーション日程表
- 7-32 図書館ガイド
- 7-33 2014 教員説明会資料 (事務局の概要)
- 7-34 RILM&RISM セミナー・2014 年 6 月図書館委員会議事録
- 7-35 学生閲覧室等
- 7-36 PC 配置図・IT 環境
- 7-37 図書館利用状況
- 7-38 学習支援に向けた学内組織との協同

- 7-39 洗足学園音楽大学スチューデント・アシスタント規程
- 7-40 2012年4月教授会議事録/120412 図書館からのお知らせ
- 7-41 SA名簿 2014/図書館サポーターSENZOKU ポータル掲載画面
- 7-42 図書館サポーター楽譜検索依頼受付リスト・日誌
- 7-43 ILL 利用承認書・洗足学園音楽大学附属図書館 図書館資料検索
- 7-44 音楽図書館協議会加盟館リスト
- 7-45 音楽図書館協議会図書館サービス相互協力規約・締結館リスト
- 7-46 シルバーマウンテン/ブラックホール/前田ホール(大学 HP 掲載画面)
- 7-47 4号館(大学 HP 掲載画面)
- 7-48 setsubi_gakki1(大学 HP 掲載画面)
- 7-49 学科・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模
- 7-50 学部・研究科ごとの学生用実験・実習室の面積・規模
- 7-51 学部・研究科ごとの規模別講義室・演習室使用状況一覧表
- 7-52 2014年度 TA 募集要項
- 7-53 2014年度 TA リスト
- 7-54 専任教員の研究費
- 7-55 教員研究室
- 7-56 専任教員の担当授業時間
- 7-57 洗足学園音楽大学公的研究費規程
- 7-58 2014年度 公的研究費ガイドライン・自己点検チェックシート
- 7-59 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学科学研究費補助金内部監査実施マニュアル
- 7-60 洗足学園音楽大学科学研究費補助金内部監査実施報告書
- 7-61 洗足学園音楽大学個人研究費規程
- 7-62 2014年度 個人研究費の支給について・個人研究費申請書・研究旅費報告書
- 7-63 シルバーマウンテン竣工写真及び教室棟イメージ図
- 7-64 2013年度図書館アンケートまとめ
- 7-65 2014年度図書館アンケートまとめ
- 7-66 図書館利用者懇談会ヒアリングメモ
- 7-67 大学図書館に対するご意見・ご要望
- 7-68 短大課題図書(文庫百選)リスト
- 7-69 2014年度第1回図書館サポーターリクエスト
- 7-70 2014年度図書館資料購入後希望調査
- 7-71 2013年度第4回図書館委員会議事録
- 7-72 ベーレンライター講演会 2013
- 7-73 ベーレンライター講演会 2014
- 7-74 図書館ミニセミナー

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

2009年度自己点検・評価において、社会貢献の目標を掲げ、推進していた。【根拠 8-1】

この方針に基づき、産・学・官等との連携、地域社会・国際社会への協力活動を展開してきた。2014年度自己点検・評価委員会並びに教授会において「洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー」として承認され一本化した。このポリシーは、大学ホームページにも掲載しており、学内・学外者と共有している。【根拠 8-2~4】

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、主催演奏会を学修の成果を披露する場として位置づけると共に、広範な音楽文化の一端を社会に還元する場として捉え、公開講座として地域住民に開放している。過去3年間の主催演奏会の開催状況について、2013年度は音楽学部181本、音楽研究科29本を開催し、68%を無償で公開している。【根拠 8-5,6】

演奏会を開催するため必要となるトータルなスキルを習得するための授業として演習科目「演奏会実習」をゼミナール形式で開講している。毎年25~30ゼミを開講しており、幼稚園や保育園等でのコンサートや若者向けのアウトリーチなど、主催側からの要望に応える形で、多岐に亘るジャンルの外部実習演奏を行い、小中学校や病院、老人ホーム等各种施設に赴いて演奏会を開催している。2013年度は25講座を開講し、約770名の学生が履修し、チャリティーコンサートや訪問演奏を行うなど、地域住民の文化的教養を涵養し、文化芸術振興に寄与している。2014年度は27ゼミを開講している。【根拠 8-7】

東日本大震災直後より、教員を中心に被災地支援ボランティアチームを発足し、本学の特性を活かした東北地方への支援を行っている。地元からの依頼に応じて陸前高田市仮設住宅でのチャリティーコンサートや会津若松市チャリティーコンサートなどを開催の他、40を超えるコンサートに於いて募金活動を行った結果、年間合計1,252,067円の義捐金が集まり、全額あしなが東日本地震・津波遺児募金に寄付を行った。【根拠 8-8】

音楽を勉強したい、という意欲を持つ人のために2007年4月に「洗足オンラインスクール・オブ・ミュージック」をWEB上に開講した。音楽理論やソルフェージュの教材を開発し、オンラインでの学修機会を無償で提供している。【根拠 8-9】2013年度には、延数217,707件のアクセスがあった。「伝統音楽デジタルライブラリー」と題した本学教員等による伝統邦楽の演奏、また奏法についての解説を配信し、加えて本学学生による演奏の映像を配信している。【根拠 8-10】

授業としてのオーケストラの他に、蓄積した研究成果を社会に還元することを目的とした教育オーケストラがある(洗足学園ニューフィルハーモニック管弦楽団)。秋山和慶特別教授のもと、学内のみならず一般をも対象に団員を募集し、厳しいオーディションを経て編成しており、歴代団員の過半数は他大学出身となっている。【根拠 8-11,12】このオーケストラは、団員のレベルアップを図ることで、将来の音楽活動、別けてもプロのオーケストラでの活躍をめざしていく研究・研鑽の場となっている。【根拠 8-13】

東京都教職員研修センターと連携し、東京都公立学校教員を対象とした音楽教育に関する専門研修講座を2008年より定期的実施している。本学の音楽教育コースや現代邦楽コ

ースの教員が指導にあたっている。2013年度の受講生数は小学校64名、中学校24名、高等学校7名、特別支援学校51名、合計146名であった。【根拠8-14】

2013年度から文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」に採択されている。本学としては、全国の有能なオペラ歌手が、実践の舞台を積み、次代のオペラ界を担う歌手として大きく成長することを目的としてオペラ公演を行っている。2013年度はチマローザ「秘密の結婚」、2014年度はP. マスカーニ作曲「友人フリッツ」を公演している。【根拠8-15, 16】

地方自治体等の施策立案、実施に対する積極的な支援策のひとつとして、「音楽を中心とした活力とうるおいのある地域社会作り」を目指す「音楽のまち・かわさき」推進協議会への参画がある。学園理事長が副会長として参画するほか、運営委員会に教職員3名が参加し、基本的な施策立案、実行支援を展開している。【根拠8-17, 18】

川崎市教育委員会の事業「地域に開かれた子どもの音楽活動推進事業」「ジュニア音楽リーダー育成事業」への協力を行い、近隣の小・中学校に演奏者・指導者を派遣するなど、「音楽のまち」を将来にわたり支えていく子ども達の情操教育の一翼を担っている。2013年度では、市内9小学校からの依頼を受け、本学教員・学生延べ人数61名を演奏者・指導者として20回派遣している。【根拠8-19】また、本学を会場として、12名の講師を派遣して楽器指導を行い、川崎市内の中学校吹奏楽部に所属する中学生105名が受講した。【根拠8-20】

十数年に亘り、公益社団法人日本吹奏楽指導者協会と連携して、「吹奏楽ゼミナール」を開催している。本学からは、会場（教室）の提供をはじめ、ゼミナール（講義）での指導陣（本学教員）、モデルバンド（学生吹奏楽バンド）にての協力を行い、受講者の「指導者」としての技術・音楽性の向上に役立っている。【根拠8-21】

2005年度以降、音楽教育コースの学生が川崎市立久本小学校に指導に赴く等の交流を行っている。この生徒は、毎年1回開催される「洗足学園音楽大学音楽教育コース定期演奏会」に於いて、リコーダー演奏、合唱などの成果発表を行っている。近年は、神奈川県立横浜翠嵐高等学校音楽部も合唱に参加するなど、地域交流の一環として位置付けている。【根拠8-22】

地域交流の一環として、「子どもの音楽文化体験事業」（川崎市高津区）に参加している。これは、区内の子供たちに、本物の音楽文化に触れる機会を提供するとともに、子どもの情操教育に寄与することを主な目的としている。具体的には、川崎市高津区役所と協働して、子ども文化センター等へ本学学生、卒業生を派遣するほか、本学にて開催している演奏会への区民無料招待、また、子どもを対象にパーカッションの演奏体験を行うワークショップへの協力（本学卒業生を講師として派遣）を行っている。【根拠8-23】

また、「高津区音楽のまち推進事業」（川崎市高津区）に参加している。具体的には、本学と市民が協力して企画運営を行い、参加する市民グループが企画や準備に携わる参加型の音楽祭「高津区民音楽祭」を行っている。本学からは企画運営の助言・運営のほか音楽祭のゲストとして本学教員を派遣しゲスト演奏を行っている。【根拠8-24】

本学における国際化への対応、国際交流に係わる方針については、「洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー」に定めている通りであり、2014年度初頭の教授会に於いても、学生の海外研修旅行や海外教員招聘プログラムなど、国際交流の促進を図る姿勢が打ち出されている。【根拠8-25】

国際交流の主な活動としては、海外の一流演奏家の招聘と海外演奏旅行が挙げられる。海外から毎年多くの一流指導者、演奏家、指揮者を招聘し、特別演奏会や公開講座・レッスン等を実施している。また、ミュージカル、ジャズコース、ロック&ポップスコース、ピアノコースなど、学生の海外研修旅行も積極的に実施している。【根拠 8-26】

海外の音楽大学との交流の輪を拡大している。まず、単位互換または学術交流に関する協定書を締結しているのは、バークリー音楽大学（米国ボストン市）と漢陽大学（韓国ソウル市）の2校である。【根拠 8-27, 28】また、2013年度には、ジュリアード音楽院（米国ニューヨーク市）との本格的な提携をスタートさせている。2013年7月には、ジュリアードジャズ講師陣による本学のための独自の講習会を実施した。また、2013年10月には、本学ピアノコースで選抜された5名の学生と教員1名がジュリアード音楽院において、本学学生のための独自の1週間の研修プログラムに参加した。【根拠 8-29】

国際交流を推進する文化活動に係わる助成を積極的に行っている一般社団法人東京倶楽部との連携を行った。2013年、本学としては初めて「ピアノコース学生ウィーン派遣・国際交流事業」が承認され、800,000円の助成金の交付を受けた。当該事業は2014年2月に実施され、現地での国際交流やレッスン受講等を通じて、専門技術の向上やグローバルな経験を蓄積した。【根拠 8-30】

また、米国大使館との交流事業も行っている。大使公邸で開催されるミニコンサートへの参加や、米国で開催されたクリニックへのサポート、大使館で開催されたレセプションでの演奏等、交流を拡大してきている。ケネディ新大使御就任後についても、2014年2月に、大使公邸で開催されたニューヨークフィルのミニコンサートに本学学生・教員が招待され、更に交流が深まってきている。【根拠 8-31】

音楽感受研究所は、2013年6月に韓国・ソウルで開催された「第20回国際耳鼻咽喉科学会議」において、「人工内耳装用者の為の音楽」と題して発表した。また、同年11月にインド・ハイデラバードで開催された「第9回人工内耳関連科学アジアパシフィックシンポジウム」で、「人工内耳装用者の音楽活動」と題する発表を行った。この会議は、聴覚障害の中でも「人工内耳」に集中された会議であり、日頃の研究成果を遺憾なく発表することが出来た。【根拠 8-32】

2. 点検・評価

●基準8の充足状況

社会との連携・協力に関する方針として、「洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー」を定め、大学ホームページにて告知していること、音楽大学である特色・利点を活かしながら、教育研究の成果を適切に社会に還元し、地域社会の芸術文化醸成の一助を為していることから、極めて適切な社会連携・社会貢献を行っていると判断する。

①効果が上がっている事項

文化的な側面としての公開演奏会等を通じた教育研究成果の提供により、社会連携・社会貢献活動を推進している。本学の特色である幅広いジャンルの主催演奏会を年200回ほど市民に公開していること、演奏会実習において小中学校や病院、老人ホーム等各種施設に赴いて演奏会を開催するなど、教育効果を高めると同時に教育研究上の成果を社会へ還元するという大きな役割を果たしている。

教員・職員の被災地支援推進チームによる活動状況をより多くの学生に告知したことにより、ボランティアに登録する学生が、2012年度13名、2013年度35名、2014年度49名と年々増えてきている。2014年度は、サントリーグループ東日本大震災復興支援演奏会に出演するほか、相馬市民会館大ホール、本学前田ホールでチャリティーコンサートを行うなど、益々活動が盛んになってきている。【根拠 8-33】

洗足学園ニューフィルハーモニック管弦楽団員の目的の一つとして、プロのオーケストラへの入団がある。団員は、音楽活動を継続しながら厳しいオーディションを勝ち抜いて、その目的を達成しており、2008年度の一期生以降26名の団員が、プロのオーケストラへ入団している。【根拠 8-34】

東京都教職員研修センターとの連携講座は、受講生からの成果報告によると、①研修のねらいの達成度、②自己の課題に応じた内容、③講師に対する満足度、④研修環境の充実度の評価も高く、2014年度の研修継続が決定している。

音楽の探究による主体的な学びの実践を尊重し、産学官連携を適切かつ効果的に推進することを方針としているが、学外組織との連携協力による教育研究を推進している。文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」は、事業の目的に沿った本学独自のプログラムにより、2013年度、2014年度と2年連続して採択されている。この事業により、日本におけるオペラの普及、振興、発展、オペラ歌手の資質の底上げを図ることが出来ている。

地方自治体等の政策形成への寄与の状況に関しては、音楽を地域活性化の中心施策としている川崎市との連携が、極めて密接であり、積極的に支援している。川崎市の「地域に開かれた子どもの音楽活動推進事業」「ジュニア音楽リーダー育成事業」「音楽のまち・かわさき推進協議会」への参画、川崎市高津区の「子どもの音楽文化体験事業」「高津区音楽のまち推進事業」など、本学の貢献度は高いと判断され、地域活性化の一助となっている。

国際社会への協力については、一流指導者、演奏家、指揮者の招聘、ロンドン研修旅行、ニューヨーク研修旅行、米国ジュリアード音楽院等との交流など積極的に行っている。教員主導型で企画が進んでおり、多くの局面で教育内容に則した形での交流が展開されており、国際社会の活性化と発展の担い手となる世界の様々な地域、民族、時代の音楽を理解し、幅広い視野を持った人材の育成へと繋がっている。

②改善すべき事項

教育研究成果を社会に還元している「洗足オンライン・スクール・オブ・ミュージック」は、パソコンを中心に開発してきているが、スマートフォンを柱とするモバイルへの対応が迫られている。また、クラシック系コンテンツは豊富にあるものの、ノンクラシック系のコンテンツが比較的少なく、今後の開発が必要である。音楽感受研究所は、2010～2012年度に信州大学・東海大学と共同研究を行い、2013年度以降は、国内外における学会発表は積極的に行っているが、他の大学や研究機関との協定書等に基づく共同研究を行っていない。今後は、聴覚障がい者に対する研究成果を基に、「聴覚のバリアフリー」目指して、聴覚と音楽感受に関する研究を更に深化・推進するためにも他の大学、地方自治体との連携を模索することが課題である。【根拠 8-35】

産学官連携、地域社会・国際社会への協力については、これまで、事務局長室、学務部、演奏支援センター、IT統括部の各部門が、それぞれの目的に沿った社会連携・社会貢献等に関する事業を展開しているが、部門間の連携が不十分である。社会連携・社会貢献に係

る各部門の情報を総合的に把握し、事業をより活発にし、その活動を学内にて共有することは勿論、ホームページ等を通して広く社会へ知らせることが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

夏の音楽祭、冬の音楽祭等の本学主催の演奏会並びに演奏会実習等により、幅広いジャンルの主催演奏会を引き続き地域住民に公開していくことで教育研究上の成果を社会へ還元する、文化芸術振興に寄与するという役割を果たしていく。教員・職員の被災地支援推進チームによる支援活動並びに学生ボランティアによる被災地支援に関する活動を継続していく。前田ホールで行われる教員有志による希望と絆チャリティーコンサート、東日本大震災の被災地で行われる学生ボランティアによるチャリティーコンサート等により、どのようなことが社会に貢献することになるかを考え、具体的に活動できる人材を育成する。洗足学園ニューフィルハーモニック管弦楽団については、演奏会への動員増により採算性を向上させ、効果的な広報、団員個々による集客を図ることにより、管弦楽団の安定的な運営並びに団員のレベルアップを図ることで、研究・研鑽の場を提供する。東京都教職員研修センターとの連携講座、文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」、日本吹奏楽指導者協会「吹奏楽ゼミナール」については、2014年度以降も各団体の意向に沿った形で講座・プログラムを開発し、透明性、公平性、公正性をもって継続して取り組む。地方自治体等の政策形成へ寄与している川崎市、川崎市高津区との関係については、これらの地方自治体を中心とする連携を軸に、地域に根ざした活動を推進し、地元へのきめ細かな対応を進め、川崎市の姉妹都市を中心とした海外の都市および大学等との交流も深めて、活動範囲の拡大を実現するよう努めていく。

国際交流事業社会への協力については、一部のコースにおいて海外からの一流指導者、演奏家、指揮者の招聘、アメリカ、EU、アジア等への海外研修を推進しているが、全てのコースにおいても実施できるよう推進していく。また、バークリー音楽大学、漢陽大学、ジュリアード音楽院に限らず、他の海外大学との提携、相互交流を図る。

②改善すべき事項

「洗足オンライン・スクール・オブ・ミュージック」は、2014年度以降も音楽理論、ソルフェージュ、音楽史、教養・知識、コミュニティーを柱として、モバイルへの対応、一般教養を始めとして新しいコンテンツの開発、和声学の講義の映像化等による学習環境の提供、ノンクラシック系コンテンツの拡充など、教育研究の成果を提供する。教育研究成果の提供による社会貢献という側面では、音楽のジャンルや裾野の広がりには目を見張るものがあり、特に聴覚障がい者への音楽提供法・人工聴覚使用者に対する音楽教育法の研究成果に関して、これからさらに需要の拡大が予想される。音楽感受研究所は、産学官連携をも視野に入れた、音楽の持つ測り知れない可能性を探っていくことがこれからの本学に課された使命であることを認識し、地方自治体と協力し合い、教育研究成果の提供による社会貢献を実施していく。

一般企業、他大学、国や地方自治体から必要とされる産学官連携、地域社会・国際社会への協力を推進する為には、事務局長室、学務部、演奏支援センター、IT統括部の各部門との組織的な協力・強化を構築することが必要である。「洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー」を一本化したように、事務局長室が中心となり社会連

携・社会貢献に係る各部門の情報を総合的に把握し、推進する体制を整備し、その活動を学内・学外へ発信する等、社会連携・社会貢献の全学的な推進体制を構築する。

4. 根拠資料

- 8-1 2009年自己点検・評価報告書 P122 抜粋
- 8-2 洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー
- 8-3 2014年5月自己点検・評価委員会議事録、2014年6月教授会議事録
- 8-4 産学官連携ポリシー（大学HP掲載画面）
- 8-5 2013年度 演奏会一覧
- 8-6 公開講座の開設状況
- 8-7 2013年度演奏会実習一覧・履修者一覧
- 8-8 2014年3月教授会議事録
- 8-9 洗足オンラインスクール
- 8-10 洗足オンラインスクール 伝統音楽デジタルライブラリー（大学HP掲載画面）
- 8-11 ニューフィルハーモニック管弦楽団団員募集要項、ぶらあぼ掲載記事
- 8-12 ニューフィルハーモニック管弦楽団団員出身大学一覧
- 8-13 ニューフィルハーモニック管弦楽団第6期団員名簿・演奏会チラシ
- 8-14 平成25年度東京都職員研修センター研修
- 8-15 平成25年度文化庁採択通知等
- 8-16 平成26年度文化庁採択通知等
- 8-17 「音楽のまち・かわさき」推進協議会理事会・名簿
- 8-18 地方自治体主催委員会等への委員等就任状況
- 8-19 平成25年度「地域に開かれた子どもの音楽活動推進事業」
- 8-20 ジュニア音楽リーダー育成事業指導学生
- 8-21 第32回 吹奏楽ゼミナール
- 8-22 音楽教育コース第9回定期演奏会
- 8-23 平成26年度「子どもの音楽文化体験事業」概要
- 8-24 平成26年度「高津区音楽のまち推進事業」第25回高津区民音楽祭事業概要
- 8-25 2014年4月・5月教授会議事録抜粋
- 8-26 教員・研究者の国際学術研究交流
- 8-27 バークリー協定書
- 8-28 漢陽協定書
- 8-29 ジュリアード協定書・ジュリアード研修プログラム
- 8-30 東京倶楽部との連携
- 8-31 米国大使館交流事業
- 8-32 音楽感受研究所国際会議報告
- 8-33 被災地支援推進チーム ボランティア学生一覧 2012～2014
- 8-34 ニューフィルハーモニック管弦楽団団員プロオケ入団一覧
- 8-35 共同研究申請書

第9章 管理運営・財務(1) 管理運営

1. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

2009年度自己点検・評価報告書において、管理運営の目標を掲げていた。【根拠9(1)-1】2012年度再評価のための改善報告書の管理運営の方針としては、「関係法令等及び学内規程等の関係を体系的に整備すること、大学の目的を達成するための管理運営体制を整備し、適切に運営することであり、到達目標としては、定期的に学則・学内規程を見直す体制を導入し、現状に即した整備を行った上で、学則・規程集として明示し、これに基づいた運営を行うこと」とした。【根拠9(1)-2】これら方針に基づき、2014年度自己点検評価委員会並びに教授会において「洗足学園音楽大学管理運営方針」を決定した。【根拠9(1)-3~5】

この管理運営方針は、大学ホームページに掲載しており、大学構成員への周知を図っている。【根拠9(1)-6】

寄附行為、学則、諸規程に基づき、大学の理念・目的の実現に向けて、本学の管理運営に係る主な会議体並びに意思決定プロセスは、次のとおりとなっている。教学組織のもとに①関連会議・ワーキンググループ、②教授会・大学院教授会の諮問機関である委員会、③教授会・大学院教授会がある。教授会・大学院教授会は、学長が議長となり、最高意思決定機関として位置付けている。また、大学事務局のもとに事務責任者会がある。事務局長が議長となり、短大事務局長、部長、副部長、次長、室長、課長をもって組織し、大学事務に係る最終の意思決定機関としている。【根拠9(1)-7~10】

法人組織のもとに理事会、評議員会を置いている。理事会の諮問機関である評議員会は、理事長が議長となり、予算、借入金、事業計画、寄附行為の変更等学校法人の運営上特に重要な案件を審議している。理事会は、理事長が議長となり、教学組織における教育研究活動に係る決定事項については尊重し、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する等の学校法人の重要案件を審議する最高意思決定機関として位置付けている。【根拠9(1)-11~14】

学則、規程集により、大学の目的、教授会等の組織の役割並びに大学の目的達成のための組織等が定められており、同様に寄附行為、規程集により、法人の目的、理事会等の組織の役割並びに法人の目的達成のための組織等が定められていることから、教学組織と法人組織の権限と責任については、明確化されている。【根拠9(1)-15,16】

法人組織の最高意思決定機関は理事会であるが、教学組織と法人組織の意思疎通や意見交換、より円滑な調整・運営のため、教学組織の大学からは、学長(学校長枠選出)及び学長付(学識経験者枠選出)が理事に就任している。【根拠9(1)-17】また、理事長、常任理事、大学・短大学長からなる学園教育長会議においても、経営と教学に関する事項を協議し調整を行っている。上記のような観点から、教学組織と法人組織の権限と責任は明確化されており、連携協力、機能分担、権限移譲は適切に行われている。【根拠9(1)-18,19】教授会の権限と責任については、学則、洗足学園音楽大学教授会規程並びに大学院学則、洗足学園音楽大学大学院教授会規程で明確にしている。【根拠9(1)-20~22】教授会は、学長、副学長、学部長、専攻科長、教授、准教授および講師をもって組織し、学長は教授会を招集してその議長となり、音楽学部の意思決定は教授会で行われるが、教授会のもとに委員会を置いて、

教授会の委任した事項を審議している。現状では、自己点検・評価委員会、カリキュラム委員会など19委員会が設置されている。各委員会では個別案件の検討・審議や連絡・調整等の報告がなされており、必要に応じて各委員長から教授会に議案を提出し、審議している。【根拠9(1)-23, 24】

音楽研究科は、音楽学部の教授会と別に大学院教授会を設置し、学部基礎を置きつつも音楽研究科としての独自性を発揮した教育研究の機能を十分に発揮できるよう、運営を行っている。大学院の教授会は、学長、副学長、研究科長、研究指導教員及び研究指導補助教員である教員をもって組織し、原則月1回開催し、議事録は事務局長室が記録している。大学院教授会のもとにも委員会を置いており、教授会の委任した事項を審議している。現状では、大学院人事委員会、大学院FD委員会、大学院返還免除奨学生選考委員会、大学院入試委員会、大学院演奏委員会の5委員会を設置している。【根拠9(1)-25】大学院の教授会は、音楽学部教授会に引き続き開催されており、大学院研究科の構成員である教員は音楽学部教授会、および大学院教授会に出席しているため、双方の諸事案を常に把握しており、教育研究上の連携が図られている。【根拠9(1)-26】

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

関係法令等および学内規程等の関係を体系的に整備し、大学の目的を達成するための管理運営体制を適切に運営している。規程の体系化を図り、管理運営体制の強化のため、管理運営を統括する事務局長室を設置しており、規程の書式を明確にすることとし、業務改善を着実に実行していく基盤を整備している。【根拠9(1)-27, 28】大学および大学院の学則については、2013年度7月と12月に教授会・大学院教授会並びに理事会において学則変更を審議・承認し、文部科学省に届出している。【根拠9(1)-29, 30】大学および大学院の規程については、2013年度4月・5月・6月・7月・9月・12月・1月に教授会・大学院教授会において、規程の制定が6本、規程の改正が32本、規程の廃止が6本、計44本の規程を審議・承認している。学校法人の規程については、2013年度5月・7月・3月に理事会において、経理規程、事務組織及び事務分掌に関する規程の改正を審議・承認している。【根拠9(1)-31, 32】なお、大学・大学院の学則・規程集は、職員向けにはイントラネット（デスクネット）に掲載し、教員向けにはSENZOKUポータルに掲載し、誰でも閲覧可能にしており、規程の制定・改廃があった場合は、規程集の更新を実施している。【根拠9(1)-33, 34】

学長・学部長・研究科長の権限と責任の明確化については、「洗足学園音楽大学教員人事規程」により、職務を明確にしている。【根拠9(1)-35】教員の選考の時期、基準、任期、選考等については、「洗足学園音楽大学副学長規程」等諸規程を制定しており、学長の権限について明文化するとともに、教員人事関係の規程を整備している。【根拠9(1)-36】学長の権限内容については、各規程にて規定および明示されることにより明確になっている。学長は、教学組織としての代表者であること並びに教育研究の最高責任者であり、大学院および大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。学部長は学部運営の責任者として教員、および教育研究活動を統括している。教授会で審議された事項については、これが適正に実行されるように、教員、及び各コース・委員会の責任者を指導・監督し、業務執行における責任者として機能している。教授会は必要に応じて学部長、もしくは担当教員から業務の執行状況について報告を受け、適切に業務が行われているかを審議している。【根拠9(1)-37】教授会と学部長との間の連携協力関係、および機能分担に関しては、教授会が審

議機能を担い、学部長は教授会において審議された事項に関して執行機能を担っているほか、教学部門の活動を統括し、相互に連携・分担して業務を遂行している。

学長選考および学部長・研究科長の選考方法は、洗足学園音楽大学長選任規程・学部長選任規程・大学院音楽研究科長選任規程に基づいて適切に実施している。【根拠 9(1)-38~40】2013年度末の学部長任期満了に伴い、2013年12月に教授会において音楽学部長選任規程に基づき学内公示の手続きについて報告し、2014年1月の教授会において学部長選考委員会の選考結果について審議・承認し、理事会においても審議し、学部長を選任している。

【根拠 9(1)-41~43】

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織の構成および事務分掌については、「学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程」に基づいて規定しており、大学事務局は大学・大学院の教学に関する事務を執り行い、法人本部は大学を中心に学園全体の経理、人事などの管理業務を統括する。

【根拠 9(1)-44】本学では、「機動性の高い事務組織」並びに「教育効果をより引き出す事務組織」を目指して大学事務局の人員配置を行っている。上記の目的のため、2003年度に100%学園出資の人材派遣会社を設立し、当該関連会社にて専任職員として採用した職員を派遣という形で受け入れ、学園職員とともに業務を遂行する組織体系とした。併せてスタッフディベロップメント (SD) の推進とともに、IT化による業務改善および組織改変による業務の明確化に努めている。【根拠 9(1)-45】

部門ごとに主たる業務内容を明確化しており、管理職を中心とした業務オペレーションが円滑にできるよう工夫した組織構成としている。学内においては常勤職員と非常勤職員とで区分し、職務に応じて配置している。例えば、前述した関連会社派遣職員の数は、派遣職員に区分されている53名中48名であり、専任職員19名、常勤嘱託職員3名と合わせて70名が常勤職員として業務に当たっている。【根拠 9(1)-46】

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、2010年度に管理運営体制の強化のため、管理運営を統括する事務局長室を新たに設置し、業務改善を着実に実行していく基盤を整備した。【根拠 9(1)-47】多様化する業務に対応するためには、従来の業務を不断に見直す必要があり、以下の対応をしている。2013年度にIT推進室を立ち上げ、学習活動を総合的に支援する様々な機能を持つ「SENZOKU ポータル」を導入した。【根拠 9(1)-48, 49】2014年度、IT推進室からIT統括部へと昇格しており、IT関連の多様化への対応策であり、事務組織だけではなく、教学組織に於いても推進しており、業務の効率化の向上・改善を図っている。

事務職員の採用については、「学校法人洗足学園職員就業規則」等で規定しており、募集に際しては学園ホームページや学内ポータルサイトに募集要項を掲載するなどして広く告知している。職務に応じて業務を遂行することを目的に職員を配置しており、2014年4月には22名の事務職員を採用している。【根拠 9(1)-50~54】また、専任職員の給与改定については「学校法人洗足学園職員給与規程」に規定のとおり、原則として毎年1回、年齢、能力評価、担当する職務及び学園の業績などを総合判断して行っている。【根拠 9(1)-55】

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の事務組織は、大学を含めた学園経営を担う法人本部と連携して大学運営を経営面から支える役割を果たしており、毎年3月に、業務報告・業務計画報告会を行っている。

大学の各部門責任者は、所管する部門の当該年度業務報告及び翌年度業務報告を行い、この年度事業報告・事業計画報告会にて提起・採用された事案の一部は、さらに、学園全体の年度事業報告・事業計画として採用され、理事会および評議員会にて承認されている。

【根拠 9(1)-56】2013 年度末においては、非常勤職員について契約更新の可否を毎年決定するため、評価シートによる第1次評価を試験的に行い、その評価に基づいて、総合的な判断を行っている。【根拠 9(1)-57】

スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況は、①事務組織として体系的に行う研修、②事務職員の専門性を向上させるための制度・研修、③社会人として守るべき倫理性を涵養するための研修を行っている。法人本部が主催となり事務組織として体系的に行う研修制度は、「新任事務職員研修」、「ビジネスマナー研修」、「ステップアップ研修」を行っている。【根拠 9(1)-58~60】大学事務局が主催となり行っている研修制度に「大学スタッフセミナー」がある。【根拠 9(1)-61】事務職員の専門性を向上させるための制度は、「資格取得・能力開発支援制度」がある。【根拠 9(1)-62】また、外部機関が開催する研修会への参加は、各部門で適宜行い、部門内で成果を共有し、学生への事務的側面からの支援として有効に活用している。【根拠 9(1)-63】社会人として守るべき倫理性を涵養するための研修は、個人情報保護研修会、防犯講習会、救命救急法講習会など全教職員向けに行っている。【根拠 9(1)-64~66】2014 年度は、近年対応が求められている自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などの発達障害について、本学校医の紹介による専門家を講師として研修会を行っている。【根拠 9(1)-67】

2. 点検・評価

●基準 9(1)の充足状況

大学の理念・目的の実現に向けて、洗足学園音楽大学管理運営方針を定め、大学ホームページに告知していること、寄附行為、学則、規程集を明文化し管理運営を行っていること、大学業務を支援する事務組織が設置され、事務機能の改善・業務内容の多様化へ対応していること、事務職員の意欲・資質の向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント（SD）等の方策を講じていることから、おおむね適切な管理運営を行っていると判断する。

①効果が上がっている事項

洗足学園音楽大学管理運営方針を策定し大学構成員への周知をしており、意思決定のプロセス、教学組織と法人組織の権限と責任は明確になっている。また、2013 年度において教授会の審議事項は、①学則その他必要な規程の制定改廃に関する事項が 10 件、②学生の入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍に関する事項が 22 件、③学生の厚生補導に関する事項が 5 件となっており、教授会の権限と責任を明確にし、教学組織の最高意思決定機関として機能している。大学院教授会は、学部と同様に月 1 回開催しており、主に各委員会からの報告・審議を行い、学部とは別に大学院研究科として独自性を発揮しやすい運営形態としている。

2014 年度 4 月教授会「新年度を迎えて」という議題で、学長から 2014 年度の重要課題についての方針・施策について説明している。このことから、学長は、教学組織としての代表者であること並びに教育研究の最高責任者であり、大学院および大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。【根拠 9(1)-68】

また、2013 年度、学部長、研究科長の選考方法は、規程に基づいて適切に実施している。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策としては、事務局長室の設置、IT統括部の昇格、演奏支援センターへと名称変更と、業務改善を着実に実行し、職員の採用等において規程に則り適切な運用をしている。

法人本部が主催となり事務組織として体系的に行う研修制度には、2009年度～2013年度延べ人数として272名が参加し、2012年度からは新任職員研修の研修対象を全ての職員とし、2013年度の新規採用職員には、着任前に新任職員研修と併せてビジネスマナー研修を実施するなど、知識・技能の習得及び能力の向上につなげている。【根拠9(1)-69】また、大学事務局が主催となり行っている研修には、2013年度12回行い、延べ人数として312名が参加し、セミナー後のアンケートでは73%～92%が満足していると回答しており、職員の能力開発に役立っている。【根拠9(1)-70】

②改善すべき事項

定期的に学則・学内規程を見直す体制を導入し、現状に即した整備を行った上で、学則・規程集として明示し、これに基づいた運営を実施しているが、規程化を検討すべきものがある。第1に管理運営を実施するために必要な事項として補足している内規の規程化である。学納金計上基準内規、弦楽器特待生内規、管楽器特待生内規、教育課程及び履修方法に関する内規などがある。第2に既に教学組織・運営として実施しているが、規程化されていないものがある。演奏会の種目、開催、会場、入場料、料金等についての演奏会については演奏委員会で決定されているが、規程化の検討も必要である。その他にも、学内のみならず一般をも対象とした団員で編成されている洗足学園ニューフィルハーモニック管弦楽団、社会人の教養を高め、文化の向上に資する公開講座、室内楽・オーケストラ・吹奏楽・合唱等の演奏を補う演奏補助要員、2014年度から試験的に導入され本学主催の演奏会をマネジメントするアカデミック・コーディネーター等については、所管する委員会、事務局が要領等で適正な運営を行い支障はないものの、規程化の検討がなされていないので、検討が必要である。

事務組織の構成は、法人組織に4部署、教学組織に7部門を配し、業務が多様化・複雑化する中で、人員配置も各部に専任職員、契約職員、非常勤職員、関連会社からの派遣職員を適切に配置している。しかし法人組織も含めた専任職員が19名と全体の10.9%に留まっており、2012年度の再評価のための改善報告書では187名の内24名、12.8%から比率が下がっているため、改善が必要である。

専任職員の人事考課に基づく業績評価並びに処遇改善については、機関決定された制度はないのが現状である。業務報告・業務計画報告会における所管する部門の当該年度業務報告および翌年度業務報告等により人事考課を総合判断する評価指標の一部として採用しているが、非常勤職員の評価シートによる評価を試験的に行ったように、専任職員についてもそのような評価制度を導入すべきである。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

管理運営の基本方針である、建学の精神、大学の目的を達成するため具体的な施策を立案・実行、関係法令と学則・学内規程を体系的に整備、教学組織、法人組織が有機的に連携する為にも、大学構成員への周知については、ホームページだけではなく、職員向けのイントラネット(デスクネッツ)、教員向けの学内ポータルサイトに掲載する。管理運営に

係る教学組織・法人組織の意思決定のプロセス、権限と責任を継続して明確にしていくとともに、音楽学部教授会と大学院教授会が連携協力し、機能を分担し、権限と責任をより明確にしていく。

2014年2月中央教育審議会の「大学のガバナンス改革の推進について」の「審議のまとめ」および2014年5月政府において閣議決定された学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案にあるとおり、学長のリーダーシップの下に大学の強みや特色を生かした迅速かつ適切な改革を自主的・自律的に推進していく。また学長がリーダーシップを発揮して、大学の教育研究機能を最大限に高めていくためには、教職員に学長のビジョンを的確に伝え、その意欲と能力を最大限に引き出していくことが必要である。今後はこうしたプロセスを通じて、学長自らが策定する改革方針を、大学の経営状況や教育研究の実態を踏まえた、現実的で合理的なものとして仕上げていく。

2015年3月末日に学長の任期満了を迎えるが、「洗足学園音楽大学長選任規程」に則り、適切な選考を実施する。

教育研究の質の向上や経営基盤の強化を進める上で職員の果たす役割の重要性が増している。職員には、「使命感や責任感、仕事への情熱、職場への愛着やロイヤルティ、改善意欲、処遇や自己実現する動機・意欲」「仕事を円滑に進めるための様々な能力スキル」「社会や学問の動向、業務に必要な知識、自分の大学に関する知識」が求められる。そのためのスタッフ・ディベロップメント（SD）である「新任事務職員研修」「ビジネスマナー研修」「ステップアップ研修」「大学スタッフセミナー」「資格取得・能力開発支援制度」「外部機関が開催する研修会」「個人情報保護研修会」等、様々な取り組みを継続して行う。

②改善すべき事項

学納金計上基準内規等の管理運営を実施するために必要な事項として補足している内規の規程化をする。規程化されていない演奏会、洗足学園ニューフィルハーモニック管弦楽団、公開講座等についても規程化の検討をし、関係法令等および学内規程等の関係を体系的に整備し、大学の目的を達成するための管理運営体制を整備し適切に運営していく。

事務組織の人員配置については、業務の見直し・改善を実施することにより法人組織・教学組織全体の職員数を削減する計画である。各部に専任職員、契約職員、非常勤職員、学園子会社からの派遣職員を配置しているが、演奏マネジメントを教育面に取り込むために演奏支援センターを一部教員組織へ統合するなど、新教務システム導入効果、更なる事務組織の改編を展望し、専任職員の比率が上昇するよう改善していく。

人事考課制度は、職員の能力・貢献度と、処遇の適正バランスを維持するための指標を特定する非常に重要な制度であり、職員の職務遂行状況を点検し、さらなる人材力アップに資する制度となるよう人材マネジメント・ツールとしての機能が求められる。専任職員を対象とした評価シート導入に当たり、職員一人ひとりの能力開発、公正な人事処遇を行えるよう取り組む。

4. 根拠資料

- 9(1)-1 2009年自己点検・評価報告書 P187 抜粋
- 9(1)-2 2012年再評価報告書抜粋 管理運営
- 9(1)-3 自己点検評価委員会議事録 2014年度 6月
- 9(1)-4 教授会議事録 2014年 7月

- 9(1)-5 洗足学園音楽大学管理運営方針
- 9(1)-6 DATABOOK2014 管理運営方針掲載ページ
- 9(1)-7 平成26年度教授会・委員会等組織
- 9(1)-8 平成26年度教授会・委員会メンバー
- 9(1)-9 責任者会テーマ・平成26年度責任者会メンバー
- 9(1)-10 洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学事務責任者会規程
- 9(1)-11 2013年度理事会決議録
- 9(1)-12 2014年5月理事会決議録
- 9(1)-13 2013年度評議員会議事録
- 9(1)-14 2014年5月評議員会議事録
- 9(1)-15 (既出1-3)洗足学園音楽大学学則2014
- 9(1)-16 学校法人洗足学園寄附行為
- 9(1)-17 平成26年度理事・監事・評議員名簿
- 9(1)-18 2013年度学園教育長会議議事録
- 9(1)-19 2014年度学園教育長会議議事録
- 9(1)-20 洗足学園音楽大学教授会規程
- 9(1)-21 (既出1-6)洗足学園音楽大学大学院学則2014
- 9(1)-22 洗足学園音楽大学大学院教授会規程
- 9(1)-23 2013年度教授会議題一覧表
- 9(1)-24 2014年度教授会議題一覧表
- 9(1)-25 2014年度大学院 教授会・委員会メンバー
- 9(1)-26 大学院教授会議事録2014年1月
- 9(1)-27 ポータル規程集掲載ページ
- 9(1)-28 規程制定・改正・廃止一覧表2013年度版
- 9(1)-29 教授会・大学院議事録2013年7月・学則変更の理由・学則新旧対照表
- 9(1)-30 教授会議事録2013年12月・学則変更の理由・学則新旧対照表
- 9(1)-31 学校法人洗足学園経理規程
- 9(1)-32 学校法人洗足学園の事務組織及び事務分掌に関する規程
- 9(1)-33 desknet's 規程集掲載画面
- 9(1)-34 大学規程集ポータル掲載画面
- 9(1)-35 洗足学園音楽大学教員人事規程
- 9(1)-36 洗足学園音楽大学副学長規程
- 9(1)-37 2014年7月教授会議事録
- 9(1)-38 洗足学園音楽大学長選任規程
- 9(1)-39 洗足学園音楽大学学部長選任規程
- 9(1)-40 洗足学園音楽大学大学院音楽研究科長選任規程
- 9(1)-41 2013年12月教授会議事録
- 9(1)-42 2014年1月教授会議事録
- 9(1)-43 2014年1月理事会決議録

- 9(1)-44 学校法人洗足学園事務組織図
- 9(1)-45 有限会社洗足学園事務サービス 概要
- 9(1)-46 事務組織
- 9(1)-47 事務組織及び事務分掌に関する規程(2010年8月改正版)
- 9(1)-48 事務組織及び事務分掌に関する規程(2013年9月改正版)
- 9(1)-49 新教務システムについて(教員説明用)
- 9(1)-50 学校法人洗足学園職員就業規則
- 9(1)-51 学校法人洗足学園契約職員就業規則
- 9(1)-52 学校法人洗足学園非常勤職員就業規則
- 9(1)-53 学園HP・ポータル掲載画面
- 9(1)-54 2014年4月非常勤職員採用者リスト
- 9(1)-55 学校法人洗足学園職員給与規程
- 9(1)-56 2013年度業務報告・2014年度業務計画報告
- 9(1)-57 非常勤人事評価シート
- 9(1)-58 新任事務職員研修資料
- 9(1)-59 ビジネスマナー研修資料
- 9(1)-60 ステップアップ研修資料
- 9(1)-61 大学スタッフセミナー2012・2013 一覧
- 9(1)-62 資格取得・能力開発支援制度 募集資料
- 9(1)-63 事務職員が参加している外部研修会一覧
- 9(1)-64 個人情報保護研修会
- 9(1)-65 防犯講習会
- 9(1)-66 救急救命法講習会
- 9(1)-67 子どもの発達と発達障害児の理解 セミナー資料
- 9(1)-68 教授会議事録2014年4月
- 9(1)-69 2009～2013年度 本部主催研修会参加人数
- 9(1)-70 大学スタッフセミナー報告

第9章 管理運営・財務(2) 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学では2010年3月に長期の施設設備整備計画として「溝の口キャンパス整備事業」計画を策定した。【根拠9(2)-1】整備計画は大学・短期大学に関する事業であるが、学園全体の主要事業と位置づけ、健全な財政基盤の構築を前提として「溝の口キャンパス整備事業における財務計画」を策定した。財務計画では、キャンパス整備計画が完了する2015年度末に保有する金融資産額（現預金・有価証券合計額）が、2009年度末と同程度となることを目標としている。これは2009年度末に保有する金融資産額が、健全な財政状態にあると考えられるためである。財務計画では、この目標を達成すべく、収入の増加、支出の削減に努めることとしている。【根拠9(2)-2】収入増加としては、学生生徒等納付金収入において、学園各校の学納金を2010年度入学者から改定し、また学生数を増加させるため、2012年度に大学・短期大学の収容定員関係学則変更認可申請を行うことを目標とした。また、資産運用については、効率的かつ長期的な運用で、収入増加を目指すこととした。支出削減としては、支出割合が最も大きい人件費を法人全体で削減することを目指し、また、施設設備維持管理費の削減、共同購入による物品調達単価の引き下げを計画に組み入れた。

外部資金の受け入れ状況については、2013年度では合計で46百万円となっている。【根拠9(2)-3,4】まず、科学研究費補助金については、2013年度3件（合計4百万円）（うち新規採択1件）である。【根拠9(2)-5,6】また、本学にてオペラを公演し、この公演が文化庁「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」（15百万円を受領）に採択された。【根拠9(2)-7】川崎市高津区の音楽のまち推進事業として0.6百万円受領し、公益財団法人川崎市文化財団が主催する「フェスタサマーミュージア KAWASAKI2013」に本学教員・学生（管弦楽団）が出演、演奏会開催委託費として1百万円受領した。【根拠9(2)-8,9】第14回小布施音楽祭に本学教員・学生（管弦楽団）が招かれ出演したが、演奏会開催委託費として1.5百万円、東京アカデミー合唱団より1.5百万円を受領している。【根拠9(2)-10,11】また、本学ピアノコース学生ウィーン派遣・国際交流事業にて一般社団法人東京倶楽部から文化活動助成金として0.8百万円、また、学内の空調設備更新時に東京ガス株式会社より「ガス化促進金」として21百万円を受領した。【根拠9(2)-12,13】

学園の財務状況は、日本私立学校振興・共済事業団作成の「定量的な経営指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」においては、「A3」となり、正常な状態に位置付けられる。【根拠9(2)-14】また、2009年6月には、株式会社 格付投資情報センター（R&I）から「A-」の信用格付を取得している。【根拠9(2)-15】本学の消費収支計算関係比率と貸借対照表関係比率における各項目の比率と日本私立学校振興・共済事業団がまとめている「今日の私学財政」における、系統別全国平均値（芸術系）と比較してみる。系統別全国平均値（芸術系）（2011年度）と本学の2013年度の消費収支計算書関係比率をみても、日本私立学校振興・共済事業団の財務比率の評価から見てみると、本学がやや優位となっている項目は、人件費比率、人件費依存率、帰属収支差額比率、基本金組入率であり、やや劣位となっている項目は、教育研究経費比率、管理経費比率、補助金比率である。同じく、貸借対照表関係比率について、同様に比較すると、本学がやや優位にあるのは、自己資金構成比率、消費収支

差額構成比率、総負債比率、負債比率、退職給与引当預金率であり、本学がやや劣位にあるのは、固定資産構成比率、流動資産構成比率、固定長期適合率、流動比率、前受金保有率となっている。【大学基礎データ表6~8, 根拠9(2)-16~18】

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成に関しては、「学校法人洗足学園経理規程」に基づき、審議、決定している。【根拠9(2)-19】

予算の執行に関しては、経理規程第57条に基づき、大学各部門の予算責任者が決定した目的業務別予算を忠実に実行することになっている。予算責任者は、予算の実施状況を常時把握し、予算執行の責任を負う。具体的には、毎月の予算執行の状況と残高は、経理システムによって出力される「目的業務別予算管理台帳」が大学事務局長室に通達後、各部門責任者に配布され、実績を確認している。【根拠9(2)-20】大学を含む学園全体の予算執行に関して、法人本部経理責任者が確認し、具体的には、月毎に経理システムより「資金収支月計表」を出力し、資金収支の面から執行状況を確認している。【根拠9(2)-21】財務監査のうち、監事監査については、2名の監事によって行われている。監事は理事会に出席し、学内業務全般に亘って監査を行っている。また、会計の内容に関しては、法人本部・経理責任者から説明を受け適切に業務が行われているか、確認をしている。監査法人との連携については、年2回、面談の機会を設け、会計処理などを含め、情報の共有を行っている。

【根拠9(2)-22, 23】2013年度の学校法人の業務、および財産については2014年度5月の理事会・評議員会に対して、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認める監査報告書が提出されている。【根拠9(2)-24】会計監査については、監査法人による監査を実施している。2013年度の会計監査については、21日にわたり、延べ69名の会計士等によって行われた。【根拠9(2)-25】その結果、理事会に対して、「計算書類が経営の状況および財政状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。」旨の独立監査法人の監査報告書が提出されている。【根拠9(2)-26】2013年度の科学研究費補助金の内部監査については、「洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学科学研究費補助金内部監査実施マニュアル」に則り、法人本部総務が主導して次のとおり実施した。【根拠9(2)-27, 28】内部監査の対象補助事業は4件であったが、内1件について、科学研究費補助金の執行に関する書類を調査する通常監査及び物品の納品状況や科学研究費補助金の執行状況等について研究代表者を交えて調査する特別監査を8月1日に実施し、この結果、不正の行為又は法令に違反する重大な事実の無いことを確認し、9月1日付文書にて学長に報告している。【根拠9(2)-29】

「溝の口キャンパス整備事業」は、2013年度に第1期工事が完了し、大学6号館の解体及び大学eキューブ（事務棟）、シルバーマウンテン（リハーサル棟）が竣工している。財務計画における収入増加への施策としては、2010年度に大学院、大学、中学校及び幼稚園の学納金改定を実施した。【根拠9(2)-30, 31】2013年度より、大学入学定員を330名から420名に増やし、編入学定員を新たに5名とし、短期大学入学定員を250名から300名とする認可を受けた。【根拠9(2)-32~34】また、支出削減への対応としては、法人全体の人件費削減に努め、2010年度以降7.2%減少している。施設設備維持管理費については、外部コンサルタント等を活用し、システム保守費や空調設備保守費などを削減し、また、パソコンや紙・トナー等消耗品については、共同購入することにより、物品調達単価を引き下げてい

る。これらの結果、2013年度末保有の金融資産額は、目標としている2009年度の金融資産額を上回る状況となっている。【根拠9(2)-35~37】

予算編成および予算執行の特長は、大学における執行予算は「目的業務別予算」により編成されており、業務の目的や内容を的確に捉えることができると共に、その目的業務別毎に必要な予算を編成・執行できるため、業務の実態に即した予算措置を講ずることができる。大学の予算編成に関しては、事務局長室にて取りまとめており、例年11月末までに各部門に対して次年度目的業務別予算の策定を依頼している。2014年度予算では、光熱水費、システム関連費用他の増額が見込まれるため、各部門へ総額ベースにて前年度比6%の減額、また「業務削減」「効率化」という観点から予算削減の検討を依頼した。【根拠9(2)-38】各部門から提出された予算案に基づき、12月中に大学事務局長室と各部門の責任者にて会議を行い、2月に目的業務別に「継続」「統合」「廃止」を大学として決定している。【根拠9(2)-39】2013年度から2014年度の予算編成時でいえば、2013年度に大学で管理執行している96の目的業務別予算のうち、継続82、廃止・統合11、部門移管3、新設4となり、2014年度は、89の目的業務別予算となっている。

【根拠9(2)-40】

2. 点検・評価

●基準9(2)の充足状況

中期的な財務計画を立案し、科学研究費補助金など外部資金を受け入れ、結果として、消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率もおおむね適切となっている。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」において、「A3」となっており、正常な状態に位置付けられる。また、運用資産(現金預金、有価証券、特定預金)が要積立額(減価償却累計額、退職給与引当金、2号基本金、3号基本金)を上回っている。よって教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているといえる。また、規程に則り、予算編成および予算執行を適切に行っていることから、おおむね適切な管理運営・財務を行っていると判断する。

①効果が上がっている事項

2010年度から収入を増加させるよう努力してきた。支出削減への対応としては、法人全体の人件費が2010年度以降7.2%の削減となる他、施設設備維持管理費に関する契約金額の見直しを行い、共同購入による物品調達単価の引き下げを実施し、支出の削減に努めた。これらの結果、2013年度末保有の金融資産額は、目標としている2009年度の金融資産額を上回る状況となっている。

教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤は、ほぼ確立されつつあると考えている。2009年度からの5年間でみると、消費収支計算書関係比率については人件費比率が50%前後からここ2年(2012、2013年度)は40%前後となっており、有料演奏会の開催経費や学生会館の賃借料など管理経費で処理しているため、教育研究経費がやや低く(24%前後)、管理経費がやや高い(15%前後)ものの、収支バランスは改善してきている。その結果、帰属収支差額比率が、マイナス2%以内からここ2年(2012、2013年度)は、12%台(全国平均:6.6%)となっている。

また、貸借対照表関係比率でみると、借入金がないため、総負債比率が、4~5%台と低い水準に収まっており、安定した財政基盤となっている。一方流動比率や前受金保有率が

低くなっているが、これは流動性の高い有価証券を保有しており、固定資産にて会計処理していることが主な理由である。

予算の執行に関しては、経理規程第57条に基づき、大学各部門の予算責任者が決定した目的業務別予算を忠実に実行することになっている。各部門で使用する事務用品も各部門の予算からそれぞれ支出しているが、購入先に関しては、法人本部にて幼稚園から大学までの各校分をまとめて購入するなど少しでも経費を削減するように努めている。

具体的に言えば、事務用品の他、パソコンも各部門でそれぞれ発注するのではなく、学園で一括購入し、購入価格の低減に努めている。

②改善すべき事項

2015年度に学校法人会計基準の一部が改正されるため、経理規程の改正及びシステム変更を行う必要がある。また、予算編成においても、これまでの目的業務別予算からの形態科目化について、改正に伴う影響を把握する必要がある。

科学研究費補助金の内部監査については、マニュアルに基づき実施しているが、「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正や改訂を踏まえつつ、監査水準の維持・向上及び公平性確保の観点からのマニュアルの見直しを行う必要があると考える。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「溝のロキャンパス整備事業」も2014年度から第2期工事に入っているが、引き続き、収入の増加、支出の削減に努め、目標である事業完了時(2015年度末)の金融資産額が2009年度末の金融資産額を上回るよう努力していく。

2009年度からの5年間の消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率についても、消費収支計算書関係比率の人件費比率や、貸借対照表関係比率の総負債率も低く収まっている。これは、借入金もないことからであるが、今後についても良好な水準を引き続き維持していく。

「溝のロキャンパス整備事業」についても借入を行うことなく、完了する見込みである。これに伴い、新耐震基準以前に建築された建物は全て建て替えられ、整備事業完了後大規模設備投資は少なくなり、今後は財政基盤の強化を図りつつ、教育・研究環境の向上に努めることが可能となる見込みである。

2014年度からの「溝のロキャンパス整備事業」第2期工事の新校舎建設に向け、建設計画の遂行が進んでいるが、建物の計画段階から、什器、備品の仕様を協議し、調達先選定の準備を既に行なっている。これにより、選定先が増え、購入価格の合見積りに伴う価格交渉も十分に時間をかけて進めることができる。また、学生の学習環境充実を図りながら、可能な限り、什器、備品の仕様を統一して、一括発注することにより、物品調達価格の引き下げを目指していく。

学校経営はますます厳しさを増し、財政状況および経営の健全性を維持していくのは大変なことであるが、困難に立ち向かうべく、これまで築き上げた教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を発展させていく。

②改善すべき事項

学校法人会計基準の一部改正への対応として、2014年度中に経理規程の改正、会計シス

テムの変更等について、監査法人と連携しながら、遺漏のないよう努めていく方針である。会計基準の一部改正では、活動区分資金収支計算書が新設され、活動区分別に収支が示されることとなる。また、消費収支計算書は新たに事業活動収支計算書となり、経常的な収支バランス、臨時的な収支バランスが示されることとなる。これまで以上に適切な経営判断を行うに資する資料となるが、本学としても今後具体的にどのように活用できるか検討していく。

内部監査については、科学研究費補助金についてのみ実施しているだけであるが、大学・短期大学における財務等の適正な執行を確保しながら、効率化及び改善を図っていくことを目的とした自主的自立的に行う内部監査が必要であると考え。このため、内部監査実施の体制を構築していくことを念頭に置きながら、大学・短期大学の内部監査マニュアル（試案）を作成することとする。

4. 根拠資料

- 9(2)-1 2010年度事業計画抜粋「溝のロキャンパス整備事業」
- 9(2)-2 溝のロキャンパス整備事業における財務計画
- 9(2)-3 2013年度外部資金一覧
- 9(2)-4 学外からの研究費
- 9(2)-5 平成25年度科学研究費助成事業交付決定通知書
- 9(2)-6 平成25年度科学研究費助成事業交付申請書
- 9(2)-7 2013年度文化庁採択通知
- 9(2)-8 子どもから楽しめるオペラ
- 9(2)-9 フェスタサマーミュージア KAWASAKI2013
- 9(2)-10 小布施音楽祭
- 9(2)-11 東京アカデミー合唱団
- 9(2)-12 東京倶楽部との連携
- 9(2)-13 ガス化促進金
- 9(2)-14 定量的な経営指標に基づく経営状態の区分(法人全体)平成25年度版
- 9(2)-15 格付投資情報センター(R&I)格付委員会結果通知
- 9(2)-16 平成23年度版今日の私学財政抜粋
- 9(2)-17 平成23年度財務比率表
- 9(2)-18 平成23年度系統別平均値(芸術系)
- 9(2)-19 (既出9(1)-31)学校法人洗足学園経理規程
- 9(2)-20 目的業務別予算管理台帳2014年7月
- 9(2)-21 資金収支月計表
- 9(2)-22 監事の職務執行状況
- 9(2)-23 監査計画説明書の提出について
- 9(2)-24 監査報告書
- 9(2)-25 監査体制・監査手続き
- 9(2)-26 独立監査人の監査報告書
- 9(2)-27 (既出7-58)2014年度公的研究費ガイドライン・自己点検チェックシート
- 9(2)-28 (既出7-59)洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学科学研究費補助金内部監

査実施マニュアル

9(2)-29 (既出7-60) 洗足学園音楽大学科学研究費補助金内部監査実施報告書

9(2)-30 2009年4月理事会決議録

9(2)-31 2009年7月理事会決議録

9(2)-32 洗足学園音楽大学学則変更認可申請書

9(2)-33 洗足こども短期大学学則変更認可申請書

9(2)-34 定員増認可証

9(2)-35 平成21年度計算書類消費収支計算書

9(2)-36 業務委託契約書他

9(2)-37 2010年3月貸借対照表

9(2)-38 2014年度予算策定について

9(2)-39 2014年3月責任者会議題・資料

9(2)-40 財務関係書類

●財務計算書類(写)

①平成21年度

②平成22年度

③平成23年度

④平成24年度

⑤平成25年度

●監査報告書過去6年間*監事監査報告書及び監査法人の監査報告書

①監事監査報告書 平成21年度～平成25年度

②監査法人の監査報告書 平成21年度～平成25年度

●事業報告書 平成25年度

●財産目録 平成25年度

●寄附行為

●5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門/学校法人)

①5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門)

②5ヵ年連続資金収支計算書(学校法人)

●5ヵ年連続資金消費収支計算書(大学部門/学校法人)

①5ヵ年連続消費収支計算書(大学部門)

②5ヵ年連続消費収支計算書(学校法人)

●5ヵ年連続貸借対照表(大学部門/学校法人)

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、1992年度に「洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程」を制定、実施体制を整備し、自己点検・評価活動を継続して実施している。【根拠 10-1】2013年度における自己点検・評価委員会は、学長が委員長となり、副学長、研究科長、学部長、専攻科長、学長の指名した教職員で構成している。【根拠 10-2】自己点検・評価委員会は、点検・評価の実施項目を決定し、点検実施者を決定し、点検を指示し、評価基準を策定の上、点検の実施・点検結果を聴取し評価を実施しており、2013年度は、自己点検・評価委員会を11回開催している。【根拠 10-3】また、その評価結果については、教授会に報告しており、カリキュラム委員会、教務委員会、FD委員会、入試委員会等と連携している。【根拠 10-4】2014年度においても、自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を実施している。【根拠 10-5】2009年度に、大学基準協会への認証評価と併せて、「自己点検・評価報告書 2009年度」を刊行し、ホームページにも掲載し学内外に公表している。【根拠 10-6】2009年度の大学基準協会の認証評価結果は、保留となり、その後、必ず改善すべき事項4項目、一層の改善が期待される事項23項目について改善報告書を提出し、適合の評価を受けたが、「再評価改善報告書 2012年度」「大学基準協会 評価結果」としてホームページにも掲載し学内外に公表している。【根拠 10-7,8】2013年度は、大学基準協会の理念・目的、教育研究組織、教員・教員組織、教育内容・方法・成果、学生の受け入れ、学生支援の6つの点検・評価項目に沿って点検・評価を行い、その結果について「自己点検・評価結果 2013年度」としてホームページに掲載している。

情報公開の内容・方法の適切性については、第一に「学校教育法施行規則の教育研究活動等の状況についての情報を公表すること」に基づき、「教育情報 DATABOOK」としてホームページに公表している。【根拠 10-9】第二に私立学校法の「財産目録等の備付け及び閲覧に供すること」に基づき、「学校法人洗足学園 財務情報公開規程」「学校法人洗足学園 財務情報公開に関する運用規程」を制定している。【根拠 10-10,11】事業報告書、計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書）は、法人本部総務に備え、本学園の設置する各学校に在学する学生・生徒・児童・園児およびその保護者・保証人、本学園と雇用契約にある者、本学園に対する債権者、抵当権者、本学園の設置する各学校に入学を志願する者、本学園の設置する各学校を卒業した者などの閲覧に供している。【根拠 10-12】併せて、事業報告書、財務情報、監査報告書をホームページ「教育情報 DATABOOK」に公表している。情報公開請求への対応は、「学校法人洗足学園個人情報管理基本方針」「学校法人洗足学園個人情報管理規程」「洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針」を定めている。【根拠 10-13~15】本人からの開示等の求めがあった場合は、開示等による影響を考慮し、本人の不利益がないと判断した場合に応じている。本人からの開示等の求めは、利用目的通知の求め、保有個人データ開示の求め、保有個人データ訂正の求め、利用停止の求め、第三者提供停止の求めとしており、管理責任者（大学は事務局長）は、苦情申立てに対して速やかに苦情に対処するなど、組織的な対応の体制が出来ている。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

2010年6月の自己点検・評価委員会において、3つの方針が確認されている。3つの方針とは、①公共性の高い高等教育機関としての責務として、対「社会的な説明責任」を果たす②「認証評価のための」基礎的情報を提供する③教育研究活動の活性化と「質の向上」に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得ることである。【根拠10-16】また、「洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程」において、洗足学園音楽大学・大学院の教育研究水準の向上に資するため自己点検・評価委員会を組織し運営方法を定めるとしている。2014年度の自己点検・評価委員会の組織は、学長を議長とし、副学長兼研究科長、副学長2名、学部長、専攻科長、各コースの責任者等の教授15名、事務局長の計22名で構成している。①点検・評価の実施項目の決定、②点検実施者の決定、③点検の指示、④評価基準の策定、⑤点検の実施・点検結果の聴取、⑥評価の実施、⑦評価結果について教授会への報告、⑧その他点検・評価に必要な事項の調査・審議を審議する事項としている。

自己点検・評価を改革・改善に繋げるために、自己点検・評価活動の中核を担う機関として自己点検・評価委員会がある。自己点検・評価にあたり、各委員会並びに下部の会議体に委任した事項について報告を受け、特別ワーキンググループに報告し、外部有識者からの助言を受け、自己点検・評価委員会において審議し、教授会、大学院教授会にて最終報告している。【根拠10-17】例えば、教員・教員組織における教員の資質の向上を図るための方策として、学部長を委員長とした「教員研究業績委員会」を発足させ、教員の研究業績の個別指導体制を強化することにより研究業績の無い或いは少ない教員の問題を解消している。【根拠10-18~28】以上のように自己点検・評価の点検を実施、評価を行い、その結果に基づいて改革・改善に繋げており、PDCAサイクルが機能している。

本学では、教員・職員一人ひとりが、コンプライアンスを遵守するための各種の取組を行っている。2005年4月の個人情報保護法の全面施行に伴い、個人に関する情報の保護に対し社会的責任を負い、個人情報管理の適正をもってその信頼を確保していくこと、法令等を遵守し本学の保有する個人情報を適切に取り扱うこと、個人情報管理の重要性と責任を自覚し、個人情報管理基本方針を遵守して信義に従い誠実に行動すること等について「学校法人洗足学園個人情報管理基本方針」「学校法人洗足学園個人情報管理規程」「洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針」を定めている。2006年4月に施行された公益通報者保護法に伴い、関係法令に従い、法令違反に関する相談又は通報処理の仕組みを整備し、不正行為の早期発見と是正措置に必要な体制を図り、学園の健全な経営、教育研究体制の維持発展に資することを目的とした、「学校法人洗足学園公益通報に関する規程」を定めている。

【根拠10-29】公正かつ健全な研究活動のために「洗足学園音楽大学公的研究費規程」を定め、研究費の使用等にあたっての関係法令等の遵守について規程を整備している。【根拠10-30】これに基づいて、公的研究費の使用ならびに事務処理に関して法人本部経理、および監査法人の厳密なチェックの上実施している。【根拠10-31~33】個人研究費についても「洗足学園音楽大学個人研究費規程」を定めており、不適切な使用のないように教員に注意喚起を促している。【根拠10-34,35】ハラスメント防止のための措置としては、ハラスメント防止委員会が中心となり、「洗足学園音楽大学ハラスメント防止規程」「洗足学園音楽大学ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、防止に向け様々な取り組みを行うほか、「洗足学園音

楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー」においても、産学官連携は、高い透明性、公平性、公正性をもって取り組み、十分な説明責任を果たすこととしている。

【根拠 10-36～38】

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

2010年度と2011年度の自己点検・評価は、大学基準協会から指摘を受けた「必ず実現すべき改善事項の4項目」「一層の改善が期待される事項の23項目」において、達成率評価を行った。【根拠 10-39, 40】2010年度最終時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率41.6%にて△評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率69.6%にて○評価、全項目27項目において、達成率65.4%にて○評価としている。また、2011年度最終時点の結果としては、必ず実現すべき改善事項の4項目において、達成率86.0%にて○評価、一層の改善が期待される事項の23項目において、達成率89.0%にて○評価、全項目27項目において、達成率88.6%にて○評価としている。

達成率及び評価の推移は、表1の通りであるが、原因分析を含めた現況と到達目標との照合・自己評価の実施により、問題点が明らかになるとともに、年々改善した。

<表1 自己点検・評価達成率及び自己評価の推移>

	2010年度 中間		2010年度 最終		2011年度 中間		2011年度 最終	
	達成率	評価	達成率	評価	達成率	評価	達成率	評価
4項目	33.3%	△	41.6%	△	66.7%	○	86.0%	○
23項目	50.7%	○	69.6%	○	73.9%	○	89.0%	○
合計	48.1%	△	65.4%	○	72.8%	○	88.6%	○

2012年度は、大学基準協会から示されている点検・評価項目、評価の視点に基づいて点検・評価を行い、評価についてはS・A・B・Cの基準にて評価を行った。任意項目である理念・目的、教育研究組織を除く12項目について、Bが8項目、Cが4項目という結果になった。大学基準協会第2クールでの初めての評価であることから、評価そのものより、現状の棚卸を行い、不足していることを認識するとともに今後活かすことを採決している。

【根拠 10-41】

2013年度並びに2014年度は、2015年度大学基準協会認証評価を受けるにあたり、その準備として、大学基準協会から示されている点検・評価項目について、評価の視点、留意すべき事項を参考としながら点検・評価を実施している。以上のように自己点検・評価については、点検・評価の実施項目、評価基準、評価方法が年度によって違うことはあるが、内部質保証システムを確立させるために実施しており、組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価が機能している。

教員の教育研究活動等については、データベース化を推進し、ホームページの「指導陣紹介」「教育情報 DATABOOK 専任教員個別表、専任教員の教育研究業績」で情報公開している。「指導陣紹介」では、教員の現在の活動、略歴、指導方針を紹介している。「専任教員個別表」では、授業科目、年間平均毎週授業時間数、大学院における研究指導担当資格の有無、最終学歴及び学位称号を開示している。「専任教員の教育研究業績」では、教育活動（教育内容・方法の工夫、作成した教科書、教材、参考書、教育方法・教育実践に関する発表、講演等）、研究活動（著書、論文、作品発表、学会口頭発表、書評、時評、CD、

演奏会等)、社会における主な活動、学術賞の受賞状況、職務上の実績状況(資格・免許、特許等)を開示している。【根拠 10-42~44】

自己点検・評価体制においては、自己点検・評価委員会は、外部有識者からの助言を受けることとなっている。2013年度は、大学と社会、大学と地域のあり方をテーマに、大学の将来計画、教育・研究組織の改革・改編、学部等の新增設、高等教育に関する各種基礎調査の実績がある一般財団法人日本開発構想研究所とアドバイスをし、自己点検・評価を含めた大学を取り巻く環境変化への対応等について助言を受けている。【根拠 10-45】例えば2013年12月の一般財団法人日本開発構想研究所との定例会議においては、「教育内容・方法・成果 教育方法」について点検・評価を実施した記載内容について「年間履修登録単位数の上限、授業形態、単語の統一、GPA、アカデミックプロデューサー制度ほかアドバイスを受けている。【根拠 10-46】なお、2014年度においても一般財団法人日本開発構想研究所とアドバイスをし、引き続き外部有識者からの助言を受ける体制としている。【根拠 10-47】

2009年度に大学基準協会から、学生の受け入れについて、「文部科学省が改善するよう指摘してきたにも関わらず、2008(平成20)年度において、学部の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.57、収容定員に対する在籍学生数比率も1.48と大幅に超過しており、2009(平成21)年度においてもそれぞれ1.49、1.42と引き続いて高いので、早急に是正されたい。」との指摘を受け定員超過の改善に努めた。2012年度に大学基準協会から再評価結果としては、『学生の受け入れ』については、経年的に入学定員を大幅に超過して学生を受け入れていたという問題に対し、貴大学は適正な定員管理に向けて着実に改善の取り組みを進めてきた。その結果、現時点では過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率はまだ超過状態にあるものの、超過率は改善されつつあり、今後、2013(平成25)年度から収容定員を増加させるなど計画どおり取り組みを進めることによって、これらの比率の適正化が期待できる。」との評価を受けている。2014年度の音楽学部の収容定員に対する在籍学生数比率は、1.08、入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)は、1.17であり、適正に管理している。【大学基礎データ表4】学生の受け入れの対応に見られるように大学基準協会からの指摘事項については、誠実に対応しており、2012年度に文部科学省に大学の収容定員の増加に係る学則変更について認可されたが、留意事項は付されておらず、遺漏なきよう計画を履行している。【根拠 10-48, 49】

2. 点検・評価

●基準10の充足状況

自己点検・評価活動の中核を担う機関として自己点検・評価委員会があり、自己点検・評価にあたり、各委員会並びに下部の会議体、特別ワーキンググループ、外部有識者、教授会、大学院教授会が役割を果たし組織的な体制が出来ている。学長を責任者として、自己点検・評価を毎年継続して実施していくことにより改革・改善につなげており、PDCAサイクルが機能している。

①効果が上がっている事項

2010年度より学長を中心として、公共性の高い高等教育機関としての責務として、対「社会的な説明責任」を果たすこと、「認証評価のための」基礎的情報を提供すること、教育研

究活動の活性化と「質の向上」に向けて発展するために、継続的な改革・改善に必要な情報を得るとの方針を立てた。この方針の下、研究科長、学部長、副学長等の役職者、コース責任者等からなる自己点検・評価の体制に一新し、大学基準協会の評価項目に準拠した評価手法により毎年自己点検・評価を実施することで、問題点が明白となっている。また、その問題点について次年度の改革・改善を推進しており、内部の質保証に関するシステムが整備され、機能している。

②改善すべき事項

教員、職員一人ひとりのコンプライアンスを遵守するため、「学校法人洗足学園個人情報管理基本方針」「学校法人洗足学園個人情報管理規程」「洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針」「学校法人洗足学園公益通報に関する規程」「洗足学園音楽大学公的研究費規程」「洗足学園音楽大学個人研究費規程」「洗足学園音楽大学ハラスメント防止規程」等の規程を定め、各種の取り組みを行っている。しかし実際の対応については限られた部門の対応となっており、不正や法令違反、モラル違反が起きた場合の全学的な対応策、早期に発見する仕組み等が整備されていない。

点検・評価の段階（CHECK）において、①活動実態について継続して点検・評価を行うこと、②客観的なデータ・資料をもとに点検・評価を行うこと、③方針・目標・計画との照合という観点から点検・評価を行うこと、④点検・評価の信頼性・妥当性を高める工夫をすることについて改善すべき課題がある。同様に調整・改善の段階（ACTION）において、①点検・評価結果をもとに、方針・目標を見直し、計画・方法に必要な改善方策を講じること、②改善すべき点が、方針・目標の設定の仕方にあるのか、計画・方法に起因するのか、あるいは、活動実施上の問題なのかについて、適切に整理し分析すること、③点検・評価によって明らかになった問題点や不具合を適切に処理すること、④点検・評価結果を改革・改善に繋げるための手順と方法を定めること等について、着実な運用がされていない場合もあり、課題がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

現在の自己点検・評価の体制を基本として、学長並びに自己点検・評価委員会が中枢となり、さらに内容を充実させて点検・評価結果を公表すること、内部質保証の方針、手続き、組織、改革・改善につなげるシステムを整備するとともに、組織レベルと個人レベルでの自己点検・評価を充実させ、内部質保証システムを機能させていく。

②改善すべき事項

教員、職員一人ひとりのコンプライアンスを遵守するため、各種の取り組みに加えて、不正や法令違反、モラル違反が起きた場合の全学的な対応策、早期に発見する仕組み等を整備する。

点検・評価の段階（CHECK）、調整・改善の段階（ACTION）の精度を向上させるための方策として、基本的には自己点検・評価委員会を中心として実施していくものとする。その際に恒常的な改善・改革を進めるために、改善方策を短期的、中期的、長期的な視点を取り入れて、それぞれ担当する委員会、事務部門を明確にし、重要な課題については大学全体で取り組む体制を構築する。

4. 根拠資料

- 10-1 洗足学園音楽大学自己点検・評価委員会規程
- 10-2 平成25年度教授会・委員会メンバー表
- 10-3 2013年度自己点検評価委員会議事録・資料
- 10-4 2014年3月教授会議事録・資料
- 10-5 2014年度自己点検評価委員会議事録・資料
- 10-6 大学HP自己点検・評価報告書掲載画面
- 10-7 洗足学園音楽大学評価結果2011年3月
- 10-8 洗足学園音楽大学に対する大学評価（認証評価）結果2012年3月
- 10-9 (既出1-14)教育情報DataBook2014(HP掲載画面)
- 10-10 学校法人洗足学園財務情報公開規程
- 10-11 学校法人洗足学園財務情報公開に関する運用規程
- 10-12 閲覧申請書・閲覧通知書
- 10-13 学校法人洗足学園個人情報管理基本方針
- 10-14 学校法人洗足学園個人情報管理規程
- 10-15 洗足学園音楽大学個人情報取扱い方針
- 10-16 2010年6月自己点検・評価委員会議事録
- 10-17 自己点検・評価体制概念図2014
- 10-18 (既出3-47)2010年7月教授会議事録・資料
- 10-19 (既出3-48)010年度教員研究業績委員会（第4回）議事録
- 10-20 (既出3-49)2011年6月教授会議事録・資料
- 10-21 (既出3-50)2011教員研究業績委員会（第1回）議事録
- 10-22 (既出3-51)2011教員研究業績委員会（第2回）議事録・資料
- 10-23 (既出3-52)2010教員研究業績委員会（第2回）議事録・資料
- 10-24 (既出3-53)2011年9月教授会議事録
- 10-25 (既出3-54)第2～4回SeMEESフォーラムチラシ
- 10-26 (既出3-55)2014洗足学園教育研究業績記入要領
- 10-27 (既出3-56)2011第1回教員研究業績委員会議事録
- 10-28 (既出3-57)2011年3月研究費審査委員会議事録・資料
- 10-29 学校法人洗足学園公益通報に関する規程
- 10-30 (既出7-57)洗足学園音楽大学公的研究費規程
- 10-31 (既出7-58)2014年度公的研究費ガイドライン・自己点検チェックシート
- 10-32 (既出7-59)洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学科学研究費補助金内部監査実施マニュアル
- 10-33 (既出7-60)洗足学園音楽大学科学研究費補助金内部監査実施報告書
- 10-34 (既出7-61)洗足学園音楽大学個人研究費規程
- 10-35 (既出7-62)2014年度個人研究費の支給について・個人研究費申請書・研究旅費報告書
- 10-36 (既出6-8)洗足学園音楽大学ハラスメント防止規程
- 10-37 (既出6-53)洗足学園音楽大学・洗足こども短期大学ハラスメント防止ガイドライ

ン

- 10-38 (既出 8-2) 洗足学園音楽大学産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシー
- 10-39 2011 年 3 月自己点検・評価委員会議事録・資料
- 10-40 2012 年 3 月自己点検・評価委員会議事録・資料
- 10-41 2013 年 3 月自己点検・評価委員会議事録・資料
- 10-42 山田 武彦：作曲 - 指導陣(大学 HP 掲載画面)
- 10-43 教員個別表抜粋(大学 HP 掲載画面)
- 10-44 専任教員の教育研究業績抜粋(大学 HP 掲載画面)
- 10-45 日本開発構想研究所 2013 年度契約書
- 10-46 2013 年 3 月日本開発構想研究所定例会議事録・資料
- 10-47 日本開発構想研究所 2014 年度契約書
- 10-48 (既出 9(2)-34) 定員増認可証
- 10-49 (既出 9(2)-32) 洗足学園音楽大学学則変更認可申請書

終章

第1章から第10章に亘り記載したとおり、自己点検・評価を実施することにより、本学の現状、充足状況、効果が上がっている事項及び改善すべき事項、将来に向けた発展方策が明らかになった。以下、大学全体の基準ごとの達成状況、優先的に取り組むべき課題、今後の展望等について記載する。

1. 理念・目的

建学の精神に基づく、「理想は高遠、実行は卑近に」の実践標語の体得につとめる等の思想は、今後も益々重要な考え方である。社会一般からは「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティーネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」を求められている。建学の精神、大学の目的、人材養成及び教育研究上の目的に基づいた教育改革をどのように進めるかが課題であるが、その課題解決の為に、学長、副学長、研究科長等の特別ワーキンググループ並びに外部有識者の助言を取り纏め、FD委員会、カリキュラム委員会、教務委員会、自己点検・評価委員会、学部教授会、大学院教授会及び理事会等において検討に着手する。

2. 教育研究組織

音楽学部は、人材養成及び教育研究上の目的に基づき、よりきめ細かな枠組みとしてコース制を導入し、18コースとなっている。音楽専攻科は、専門分野の研究および卒業後の活動についての具体的な準備を目的とし、3専攻に、9コースを設置する組織構成としている。音楽研究科は、大学4年間で培った専門分野の更なる研究と、学生1人ひとりの目標を深く追求するため、一層個別性の高い指導を行っており、4専攻に、13コースが設置されている。附属研究所については、打楽器研究所、現代邦楽研究所、音楽感受研究所の3研究所としている。音楽学部については、学生一人ひとりに対応した多様な学修を推進し、自己の学修目的に合わせて複数の教員から多面的な指導を受ける体制を継続し、様々な社会人基礎力を身に着けるよう取組むとともに、音楽研究科については、音楽学部より一層専門性、個別性が高く、学生一人ひとりに即した研究活動が行われるよう強化、充実していく。

3. 教員・教員組織

教員に求める能力・資質等の明確化について、専任教員に対しては、規程を定め、人事委員会にて審査し、教授会での審議の上、決定している。就業規則において、規則を遵守し、一致協力して学園の発展に寄与しなければならない旨、定めている。教員の組織的な連携体制については、教授会で審議・承認、学園理事会にて審議・承認とする体制としており、教育研究に係る責任の所在については、規程にて教員の職務を明記しており、教員はこれに従った責務を全うしている。音楽学部・音楽研究科の教育課程に相応しい教員組織が整備されていると考え、音楽学部・音楽研究科の教員組織は、極めて細やかな指導体制をとっている。教員の人事については、規程に則り募集・採用・昇格を行い、大学運営、教育活動、研究業績、学生確保、社会貢献・文化活動を教員審査の領域と規定し、各領域に審査項目を設け、人事委員会審議を経て、教授会での審議・承認を行い、学長が最終的に決定している。なお、任期更新時にも同様である。学部長を委員長とした教員研究業績検討委員会を発足させ、年々検討を重ね、個別支援体制を整備し、教育研究の活性化に努

めている。FDに関しては、全学的な観点からFDを推進するためにFD委員会を中心に、授業内容・方法の改善を検討・実施している。教員の教育研究活動等の評価の実施について、教員研究業績の個別支援体制の強化および様々な施策を行った結果、平均的な研究発表件数が60.5件で、毎年前年度比増と着実に増加している。以上のように、教員人事規程等に基づき継続的な研究活動を促しており、適切な人材の確保につながっている。人事委員会において、人事の公正、円滑かつ効率的な運営がなされており、中長期的な人事計画に基づいた人事を推進する体制が次第に構築されつつある。この中長期的な人事計画は、2011年度に作成されたものを基本としているが、不断の見直しを行い、国内外から優れた教員採用を可能とする人事制度の柔軟化も検討していく。

4. 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、ホームページを通して、大学構成員である教員、職員、学生に対し、社会一般に対しても広く公表している。教育目標、学位授与方針、修得すべき学習成果、教育課程の編成・実施方針、科目区分、必修・選択の別、単位数等について、各委員会・教授会等において定期的に見直しを実施し、学則、履修要項、シラバスに記載し、ホームページに公表することにより教員、職員、学生に広く伝わる努力が払われている。今後は、ホームページ・紙媒体での告知に加えて、新入生向けオリエンテーション、教員説明会、アカデミックプロデューサー・アカデミックアドバイザーを通じての周知徹底を検討する。

4. 教育内容・方法・成果

(2) 教育課程・教育内容

本学は、学則に明示している教育目標に則り、学位規程を制定、教育課程・実施方針を制定し、これに基づいた教育課程を体系的に編成している。コースワークの比率は66.7%、リサーチワークの比率は33.3%となっており、コースワークとリサーチワークのバランスは適切であると考えられる。各授業科目の教育内容に関しては、コース毎にアカデミック・プロデューサーが定期的に点検している。多様な人材養成を達成し得る教育課程とするため教養教育科目が相対的に少ないことは改善の余地がある。順次性のある授業科目の体系的配置においては、シラバスに各科目の前提科目・履修の条件を記載し、参考資料として履修モデルをホームページ上に公表しているが、現在明示している履修モデルは、最も基本的なモデルのみであり、多種多様な学生像に対応できる複線的履修モデルの検討から着手する。

4. 教育内容・方法・成果

(3) 教育方法

教育目標を達成するために必要な講義科目、演習科目、実技科目などの授業形態を採用している。本学では、カリキュラム委員会にて各科目担当者にシラバスの記載を要請し、シラバス通りに授業が行われているかについて学生による授業評価アンケートにおいて直接、意見を集約して点検している。WEB上のシステム「SENZOKUポータル」を活用して、学生が予習・復習を行う過程で生じた疑問や意見を即時教員に投げかける等、想定される活用方法以外にも発展させることで、より快適な学習環境を提供していく。また、学生が主体的参加を促す授業方法について、学生がプレゼンテーションやディスカッションを行っ

たり、チームで特定の課題に取り組む経験をさせたり、学生同士が教え合ったりする機会を増やすことなどが必要であり、具体的な施策について取り組む。

4. 教育内容・方法・成果

(4) 成果

音楽学部、音楽研究科が種々の評価指標を用いて、全体として教育目標が達成されているか、個々の学生について教育目標に沿った学習成果が上がっているかについて判断し、その結果に応じて、教育課程や教育内容・方法の見直しを行っている。学生の自己評価として、学生による授業評価アンケートと併せ学修ポートフォリオの作成を導入したが、内容の充実を図り、より学生の自己評価に基づいた目標の設定および学習効果の改善を目指す。学習効果を測定し、履修指導等の学生の学修支援に役立てるために、音楽研究科においても、授業評価アンケートに併せ、学修ポートフォリオ・学修行動調査を導入する。音楽学部においては、今年度初めて学修行動調査を実施したが、全国平均値との比較分析、経年による比較分析等、詳細な検討を行うまでには至っていない。学修行動調査に関しては、毎年実施することとし、全国平均値との比較分析、経年による比較分析等、詳細な検討を行う。

5. 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)、修得しておくべき知識等の内容・水準、障がいのある学生の受け入れについて、今まで以上に受験生や保護者、高校の教員、レッスンの先生により広く周知していく。また、学生募集方法、入学者選抜方法の適切性、入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性、学生募集および入学者選抜が学生の受け入れ方針に基づき公正かつ適切に実施されているかについては、入試委員会、教授会、大学院入試委員会、大学院入試ワーキンググループ、大学院教授会において検討する体制を継続していく。音楽研究科の志願者数については、音楽学部からの受験生並びに外部からの受験生を増やす方法について検討する。ホームページ、年間4回の説明会の募集方法を検討するほか、受験生に分かり易い内容の案内を作成し、2次試験の実施を検討していく。また、ジャズコース等の学生が、大学4年間で培った専門分野の更なる研究を希望するかを調査し、新コースの募集が受験生の確保に繋がるか検討する。

6. 学生支援

修学支援については、アカデミック・プロデューサー統率のもと、アカデミック・アドバイザーからの指導體制、支援が制度化されており、いち早く学生の修学状況を把握したことにより、留年率が低下した。学生情報管理のシステムを新しくし、アカデミックアドバイザーが個別アドバイジングを通じて得た情報について教務システムに入力することで、学生の状況を把握することが可能となり、新しいシステム環境の整備を有効に活用し、さらに修学支援を充実させていく。生活支援の部分については、健康管理センターが学生の健康に関する情報を当該部門へ報告し、経済的な支援であれば奨学金の紹介、健康面の支援が必要な場合は近隣の病院の紹介等を行い、保護者も含めた連携対応により、学生個々の状況に適した対応を実施している。担当部門、教職員が連携をとり、学生の個々の状況に応じた対応を継続していく。進路支援については、本学が掲げている「成長する力」および「協働する力」を、より具体的に進路支援へと結びつける必要があると思われる。現在の支援体制である当該部門と進路キャリア支援委員会によるガイダンスを通じての支

援だけでなく、全学的に進路支援を含めたカリキュラムの見直しが必要と思われる。具体的には、自分の楽器や専門の実力向上に日々邁進している学生へ進路について学生自身が考える時間を確保する意味でも、キャリア支援関連の科目の増加、対象学年の拡大等、カリキュラムの見直しの検討に着手する。

7. 教育研究等環境

施設・設備、その他教育研究等環境についての方針・目標・計画を定めており、設置基準上必要校地面積・校舎面積共に十分に満たしており、講義室、研究室、自習室、実習室等を配置し、音楽大学で学ぶ学生や教員の教育研究環境として相応しい校舎を整備している。校地・校舎・施設・設備の維持・管理および安全・衛生面については、学校保健安全法、消防法等の法令順守のうえ、維持・管理方針および安全対策並びに更新計画等を立てている。図書館の所蔵資料数は図書 63,245 冊、楽譜 78,832 冊、CD等の視聴覚資料 73,759 枚、定期刊行物 212 種類となっている。4号館の個室を学生の自習室とし、設備についても、教育研究活動の多様な展開への必要条件を満たしている。教員の研究費は、学会費、鑑賞費、維持費、図書・消耗品費、旅費交通費等に支出する事が可能であり、研究を支える制度と研究費は確保できている。図書館の機能向上に関しては、利用環境、情報検索設備の向上を恒常的に図っている。クラシック音楽を始めとして、ジャズやロック、ポップス、ミュージカル等、ジャンルが非常に幅広く、楽譜やCDに対するニーズが多岐にわたっている。教員からの購入申請や学生リクエストについて対応しているが、各分野について十分にコレクション・ビルディングが実現できていない。その対応策として全教員から新年度に必要な資料の購入希望を受け付ける等、今後もこのような取組を継続し、各分野における所蔵資料の充実を図っていく。

8. 社会連携・社会貢献

産学官連携、地域社会及び国際社会協力ポリシーを定めており、このポリシーは、大学ホームページにも掲載しており、学内・学外者と共有している。本学の特色である幅広いジャンルの主催演奏会を年 200 回ほど市民に公開していること、演奏会実習において小中学校や病院、老人ホーム等各種施設に赴いて演奏会を開催するなど、教育効果を高めると同時に教育研究上の成果を社会へ還元するという大きな役割を果たしている。今後も、夏の音楽祭、冬の音楽祭等の本学主催の演奏会並びに演奏会実習等により、幅広いジャンルの主催演奏会を引き続き地域住民に公開していくことで教育研究上の成果を社会へ還元する、文化芸術振興に寄与するという役割を果たしていく。

9. 管理運営・財務

(1) 管理運営

自己点検評価委員会並びに教授会において管理運営方針が決定され、大学の目的、教授会等の組織の役割並びに大学の目的達成のための組織等が定められており、法人の目的、理事会等の組織の役割並びに法人の目的達成のための組織等が定められていることから、教学組織と法人組織の権限と責任については、明確化されている。関係法令等および学内規程等の関係を体系的に整備し、大学の目的を達成するための管理運営体制を適切に運営している。学長は、教学組織としての代表者、教育研究の最高責任者であり、大学院および大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。事務組織の構成および事務分掌については、大学事務局は大学・大学院の教学に関する事務を執り行い、法人本部は学園

全体の経理、人事などの管理業務を統括し、「機動性の高い事務組織」並びに「教育効果をより引き出す事務組織」を目指して人員配置を行っている。教授会において学長から新年の重要課題について方針・施策を説明するなど、教学組織としての代表者であること並びに教育研究の最高責任者であり、大学院および大学の教育研究活動に関し適切に権限を行使している。学長のリーダーシップの下に大学の強みや特色を生かした迅速かつ適切な改革を自主的・自律的に推進していく。また教職員に学長のビジョンを的確に伝え、その意欲と能力を最大限に引き出していくことが必要である。今後はこうしたプロセスを通じて、学長自らが策定する改革方針を、大学の経営状況や教育研究の実態を踏まえた、現実的で合理的なものとして仕上げていく。

9. 管理運営・財務

(2) 財務

健全な財政基盤の構築を前提として「溝のロキャンパス整備事業における財務計画」を策定し、キャンパス整備計画が完了する2015年度末に保有する金融資産額が、健全な財政状態にあると考える2009年度末と同程度となることを目標としている。この目標を達成すべく、収入の増加、経費の削減に努めることとしている。大学の予算編成に関しては、事務局長室にて取りまとめており、各部門から提出された予算案に基づき、目的業務別に「継続」「統合」「廃止」を大学として決定している。教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤については、ほぼ確立されつつあると考えている。2009年度からの5年間の消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率については、消費収支計算書関係比率の人件費比率や、貸借対照表関係比率の総負債率も低く収まっており、法人全体での人件費削減に努め、借入金もないことから今後についても良好な水準を引き続き維持していく。「溝のロキャンパス整備事業」についても借入を行うことなく、完了する見込みである。今後は財政基盤の強化を図りつつ、教育・研究環境の向上に努めることが可能となる見込みである。

10. 内部質保証

本学は、1992年度に規程を制定、自己点検・評価活動を継続して実施している。2009年度以降「自己点検・評価報告書2009年度」「再評価改善報告書2012年度」「大学基準協会評価結果」「自己点検・評価結果2013年度」を刊行し、ホームページにも掲載し学内外に公表している。自己点検・評価の点検を実施、評価を行いその結果に基づいて改革・改善につなげており、PDCAサイクルが機能している。自己点検・評価体制においては、自己点検・評価委員会は、外部有識者からの助言を受けることとなっている。大学と社会、大学と地域のあり方をテーマに、自己点検・評価を含めた大学を取り巻く環境変化への対応等について助言を受けている。点検・評価の段階(CHECK)において改善すべき課題があり、調整・改善の段階(ACTION)において着実な運用がされていない場合もあり、課題がある。CHECK、ACTIONの精度を向上させるための方策として、基本的には自己点検・評価委員会を中心として実施していくものとする。その際に恒常的な改善・改革を進めるために、改善方策を短期的、中期的、長期的な視点を取り入れて、それぞれ担当する委員会、事務部門を明確にし、重要な課題については大学全体で取り組む体制を構築する。